



SOMPOひまわり生命

あなたらしい健康が、咲き誇る。

ご契約のしおり・約款

無配当

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）

健康をサポートする変額保険

将来のお守り

2024年9月

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。
ご一読のうえ、保険証券とともに保管いただきご利用ください。

◆ご契約のしおり

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明するものです。

◆約款

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。

目次

ご契約のしおり	3
ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	7
保険の特徴について	11
1 保険の特徴について	12
2 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）（主契約）の保障内容	15
3 健康ステージについて	17
4 特約の保障内容	21
5 余命6か月以内と判断されるときのお取扱い（リビング・ニーズ特約）	22
6 特別勘定について	25
7 諸費用について	33
8 保険金・給付金などをお支払いできない場合	35
ご契約に際して	37
9 お申込み時にご確認いただきたいこと	38
10 保険契約の締結について	38
11 健康状態などの告知について	39
12 保障の開始時期（責任開始期）について	40
13 個人情報の取扱いについて	41
14 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて	42
15 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」のみなさまへ	43
保険料について	45
16 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	46
17 保険料のお払込みが困難になった場合の継続方法	52
保険金・給付金などのご請求について	55
18 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで	56
19 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために	59
20 保険金・給付金などをお支払いできる事例・できない事例	61
21 指定代理請求特約について	65
ご契約後について	67
22 ご契約の解約について	68
23 ご契約者に対する貸付について	70
24 年金移行のお取扱いについて	71
25 保険金受取人の変更について	73
26 ご契約者への情報提供について	74
27 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱い	75
28 生命保険と税金について	77

生命保険に関するお知らせ	79
29 「生命保険契約者保護機構」について	80
30 業務または事務の委託について	82
31 取引時確認に関するお客さまへのお願い	82
32 契約内容登録制度・契約内容照会制度について	83
33 支払査定時照会制度について	85

約 款	87
------------	-----------

変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）普通保険約款	88
変額用保険料免除特約	135
リビング・ニーズ特約	142
特別条件付保険特約	153
年金支払特約	159
年金移行特約	164
指定代理請求特約	172
団体扱特約	179
特別団体扱特約	182
預金口座振替特約	185
預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）	190
保険料クレジットカード払特約	191
責任開始期に関する特約	194
情報端末による保険契約の申込等に関する特約	197

お問い合わせ・ご相談などについて	巻末
Webサービスでの各種手続きについて	巻末



ご契約のしおり

ご契約のしおり 目的別目次

目的から情報を検索できます。

■ご契約にあたって

保険用語の意味を知りたい。



主な保険用語のご説明

P. 8

健康状態などの告知について
知りたい。



健康状態などの告知について

P. 39

保障はいつから開始するのか
知りたい。



保障の開始時期(責任開始期)
について

P. 40

■保険の特徴やしくみについて

この保険の特徴・保障内容を
知りたい。



保険の特徴について
変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)
(主契約)の保障内容
健康ステージについて

P. 12

P. 15

P. 17

特別勘定について知りたい。



特別勘定について

P. 25

■保険金・給付金などの請求について

保険金・給付金などを請求したい。



保険金・給付金などのご請求から
お支払いまで

P. 56

受け取れないケースについて
知りたい。



保険金・給付金などをお支払い
できる事例・できない事例

P. 61

受取人が請求できない場合
どうしたらよいか。



指定代理請求特約について

P. 65

■保険料のお払込みについて

保険料の払込期限を過ぎてしまった。	➡ 保険料の払込期月・猶予期間・契約の失効 未払込保険料のお払込みによる保障の継続(失効取消)	P. 46 P. 47
保険料の払込期限が過ぎてしまった契約を復活させたい。	➡ 復活	P. 48
保険料負担を軽減させたい。	➡ 保険料のお払込みが困難になった場合の継続方法	P. 52
保険料の払込経路を変えたい。	➡ お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	巻末

■ご契約後について

住所や名前が変わった。	➡ お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	巻末
受取人を変更したい。 受取人が死亡した。	➡ 保険金受取人の変更について	P. 73
保険を解約したい。	➡ ご契約の解約について	P. 68

■その他

生命保険料控除や保険金・給付金などにかかわる税金について知りたい。	➡ 生命保険と税金について	P. 77
-----------------------------------	---------------	-------



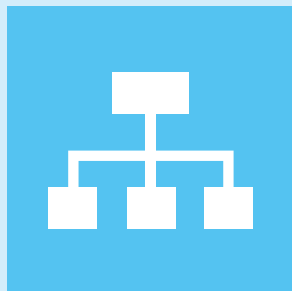
主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

あ 行 か 行	うけとりじん 受取人	保険金・給付金などを受け取ることができる人のことをいいます。
	かいじょ 解除	告知義務違反があった場合などに、保険会社が保険期間の途中で保険契約を消滅させることをいいます。解除があった場合、以後の保障はなくなります。
	かいやく 解約	ご契約者が保険期間の途中で保険契約を消滅させることをいいます。解約した場合、以後の保障はなくなります。
	かいやくこうじょ 解約控除	ご契約の解約または基本保険金額の減額などの際に、積立金額から所定の金額を差し引くことをいいます。
	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。解約返戻金の最低保証はありません。
	きほんほけんきんがく 基本保険金額	ご契約の際にお決めいただく保険金の額のことをいいます。第1保険期間（保険料払込期間）中に死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金の支払事由に該当したときには、この基本保険金額を最低保証します。
	きゅうふきん 給付金	第2保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当したときなどにお支払いするお金のことをいいます。
	くりいれび 繰入日	保険料を特別勘定に繰り入れる日のことをいいます。 保険料を特別勘定に繰り入れる際、保険料から所定の費用が控除されます。
	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える、毎月、半年または毎年の契約日に対応する日のことをいい、それぞれ「月単位の契約応当日」、「半年単位の契約応当日」、「年単位の契約応当日」といいます。 (例) 契約日が2月1日の場合、 ・月単位の契約応当日：毎月1日 ・半年単位の契約応当日：毎年2月1日および8月1日 ・年単位の契約応当日：毎年2月1日
	けいやくねんれい 契約年齢	保険契約にお申し込みいただいた被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。契約年齢は、保険料計算の基準になります。 (例) お申込み時点で24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳です。
	けいやくび 契約日	責任開始日の属する月の翌月1日をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。
	けんこうすてーじ 健康ステージ	被保険者の喫煙状況や健康状態などが当社所定の条件を満たす場合に、「健康ステージを適用する場合の特則」を付加することで適用されます。健康ステージには「非喫煙者健康体ステージ」、「非喫煙者標準体ステージ」、「喫煙者健康体ステージ」があります。
	けんこうつみたてきん 健康積立金	健康ステージが適用される場合に、各健康ステージに応じて積立金に毎月加算するお金のことをいいます。
	こくちぎむ 告知義務	ご契約者、被保険者がご契約のお申込みをされるときに、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など、告知書や医師の診査でおたずねする事項について事実をありのままに正確にお答えいただく義務のことをいいます。
	こくちぎむいはん 告知義務違反	告知義務に違反して事実と異なることを告知することをいいます。告知義務に違反した場合、ご契約が解除されることがあります。
	こくちしょ 告知書	保険契約のお申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態などについて記入いただく書面のことをいいます。

さ 行	しっこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない場合に、ご契約の効力が失われることをいいます。
	しっこうとりけし 失効取消	ご契約が失効しても、一定期間内であれば未払込保険料をお払い込みいただくことにより、失効日にさかのぼって保障を継続することができる制度のことをいいます。
	していだりせいきゅうにん 指定代理請求人	被保険者が受取人となっている保険金・給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定した人のことをいいます。
	しはらいじゅう 支払事由	約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当した場合に、保険金・給付金などをお支払いします。
	しゅけいやく 主契約	約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。
	しんさ 診査	医師扱のご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診を受けていただくことをいいます。
	せきにんかいしき び 責任開始期 (日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
た 行	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金・給付金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料 じゅうとうきん そうとうがく 充当金 (相当額)	お申込み時にお払い込みいただくお金の中で、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
	ちゅうとふか 中途付加	保険期間の途中で特則・特約を付け加えることをいいます。
	つみたてきん 積立金	特別勘定で管理、運用されている資産のうち個々のご契約にかかわる部分をいい、資産の運用実績により変動（増減）します。
	とくそく とくやく 特則・特約	特則・特約は主契約の保障内容を充実させることなどを目的に、主契約に付け加えるものです。特則は普通保険約款に、特約は普通保険約款とは別に定めています。
	とくべつかんじょう 特別勘定	変額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかわる資産とは区別し独立して管理・運用を行います。
	とりけし 取消	当事者の意思表示により、ご契約の当初にさかのぼってご契約の効力をなくすことをいいます。ご契約の締結などに際して、詐欺の行為があったことによりご契約が取り消された場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

は 行	はらいこみぎげつ 払込期月	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいいます。
	ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	ふつうほけんやっかん 普通保険約款	主契約の約款のことをいいます。
	ふっかつ 復活	失効した契約をもとの状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となるため、健康状態によっては復活できない場合があります。
	ほけんきかん 保険期間	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に支払事由が発生した場合に保険金・給付金などのお支払いの対象となります。 ・第1保険期間：ご契約日からその日を含めて保険料払込期間満了日までのことをいいます。 ・第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日からその日を含めて終身の期間のことをいいます。
	ほけんきん 保険金	第1保険期間（保険料払込期間）中に死亡、所定の高度障害状態、所定の就労不能の状態または所定の要介護の状態に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。
	ほけんけいやくしゃ 保険契約者	当社と保険契約を結びご契約上の権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払い込みいただくお金のことをいいます。
ま 行	ほけんりょうはらいこみきかん 保険料払込期間	保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
	むこう 無効	ご契約の当初からご契約の効力がなくなることを行います。保険金・給付金などを不法に取得する目的で加入されたと認められたことにより、ご契約が無効となった場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
や 行	めんせきじゆう 免責事由	約款で定める、保険金・給付金などをお支払いできない事由を行います。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には、保険金・給付金などをお支払いできません。
	やっかん 約款	ご契約からお支払いまたは満了までのとりきめを記載したものをいいます。
	ゆうよきかん 猶予期間	払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合に、契約を失効させずに保険料のお払込みをお待ちする期間のことをいいます。
	ゆにとつすう ユニット数	特別勘定の資産のうち、各契約者の保有分を表す単位のことをいいます。
や 行	ゆにとつぷらいす ユニットプライス	特別勘定の1ユニットあたりの価格（単位価格）のことをいいます。特別勘定資産の評価などを反映して毎日変動（増減）します。



保険の特徴について

1 保険の特徴について

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の特徴

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の愛称を「健康をサポートする変額保険 将来のお守り」といいます。

特徴1：**特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動（増減）します。**

特徴2：保険料払込期間を第1保険期間とし、第1保険期間満了日の翌日から第2保険期間に自動的に移行します。

特徴3：第1保険期間、第2保険期間ともに特別勘定で運用いたします。

第2保険期間は終身で設定されており、特別勘定での積立金の運用を継続いただけます。満期がないため、お客さまのニーズに合わせて、好きなタイミングで減額・解約をすることで積立金の全部または一部を資金として活用することが可能です。

特徴4：喫煙状況や健康状態などが当社所定の条件を満たす場合、「健康ステージを適用する場合の特則」を付加することができます。この特則を付加した場合に健康ステージが適用され、第1保険期間（保険料払込期間）中は健康ステージに応じて健康積立金を積立金に毎月加算します。ただし、健康ステージにかかわらず、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。

特徴5：第1保険期間（保険料払込期間）中は、死亡、所定の高度障害状態、所定の就労不能の状態または所定の要介護の状態に該当した場合、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。

特徴6：第2保険期間中は、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、積立金額をお支払いします。不慮の事故または所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、積立金額の110%をお支払いします。**第2保険期間移行後は、就労不能・介護の保障はなくなります。**

なお、第2保険期間の給付金額が基本保険金額を下回る場合があります。第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。



ご注意ください

- ・この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。
- ・特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、**積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）**。
- ・これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補てんをすることはありません。
- ・運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客さまのご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただきます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更し、または積立金の移転（スイッチング）を行う場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。
- ・資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。
- ・当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。**ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。**

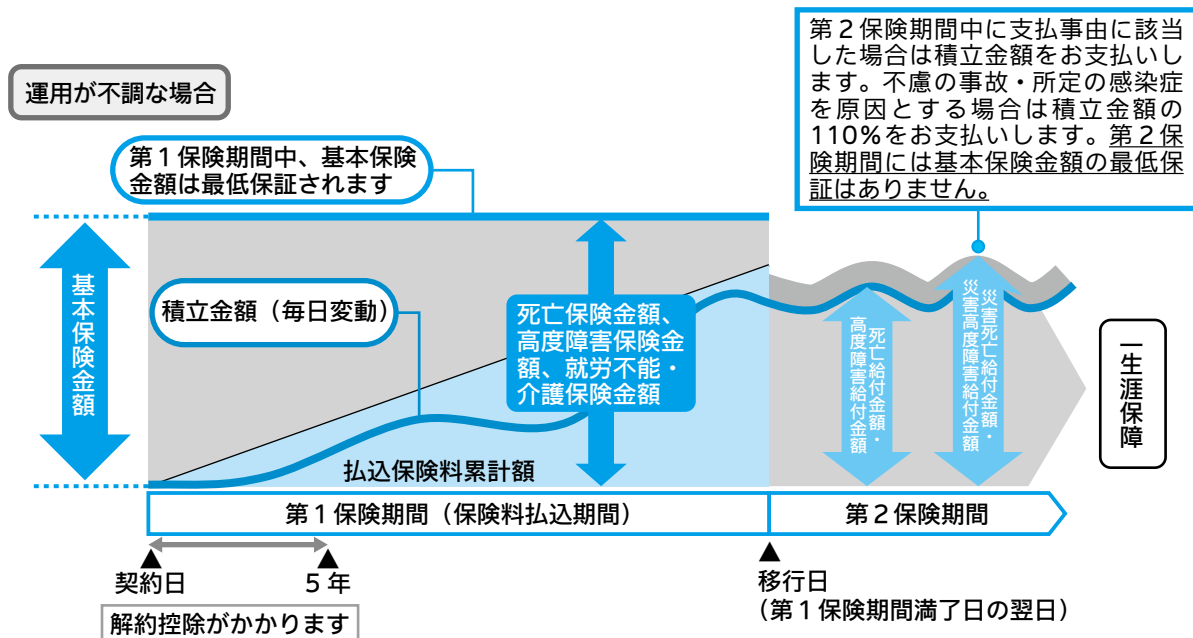
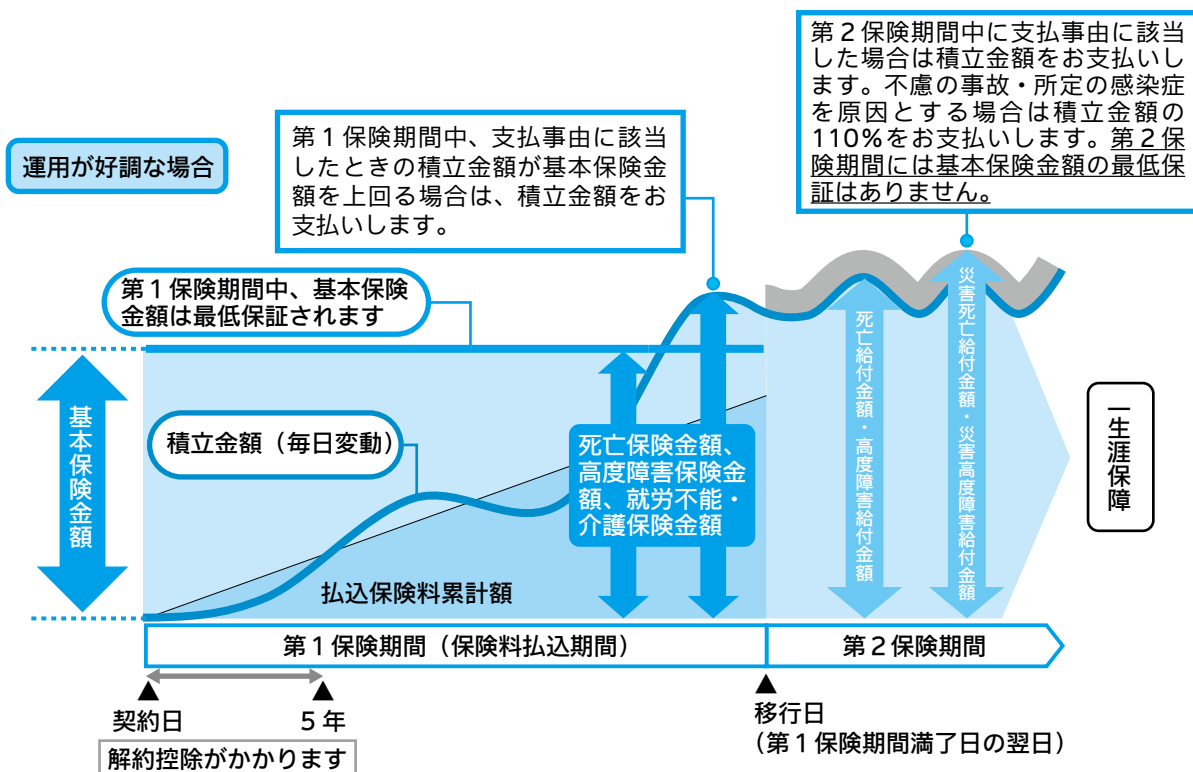
第2 保険期間への移行に関するご注意点

- 第1 保険期間満了日の翌日（第2 保険期間移行日）から第2 保険期間へ自動的に移行します。
- 第2 保険期間移行後は、就労不能・介護の保障はありません。
- 第1 保険期間（保険料払込期間）と第2 保険期間では保障内容が異なります。「変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）（主契約）の保障内容」P.15 を必ずご確認ください。
- 第2 保険期間の給付金額が基本保険金額を下回る場合があります（第2 保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。）。
- 第1 保険期間（保険料払込期間）が満了し第2 保険期間に移行する際は、ユニットプライスの計算方法が変更となるため、ユニット数は変わりますが、積立金額は同額です。詳しくは「積立金額の計算方法」P.29 をご確認ください。
- 第2 保険期間において積立金額が当社の定める金額を下回ったときには、保険契約は消滅します。

しくみ図

<ご契約例>

- ・ご契約年齢：30 歳（男性）
- ・保険期間：終身
- ・保険料払込期間：35 年
- ・基本保険金額：1,000 万円



ご注意ください

・記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

2 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）（主契約）の保障内容

保険金・給付金のお支払い

○つぎの場合、保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金		支払事由	支払額	受取人
第1保険期間 （保険料払込期間）	死亡保険金	第1保険期間（保険料払込期間）中に死亡したとき	基本保険金額 または 積立金額の いずれか大きい額	死亡保険金 受取人
	高度障害 保険金	第1保険期間（保険料払込期間）中に所定の高度障害状態（※1）に該当したとき（※2）		被保険者
	就労不能・ 介護保険金	第1保険期間（保険料払込期間）中につぎのいずれかに該当したとき（※3） （1）国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 （2）所定の就労不能状態（※4）に該当したとき （3）公的介護保険制度（※5）により要介護1以上（※6）と認定されたとき （4）満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態（※7）に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき		
第2保険期間	死亡給付金	第2保険期間中に死亡したとき（災害死亡給付金をお支払いする場合を除きます。）	積立金額	死亡保険金 受取人
	高度障害 給付金	第2保険期間中に所定の高度障害状態（※1）に該当したとき（※2）（災害高度障害給付金をお支払いする場合を除きます。）		被保険者
	災害死亡 給付金	第2保険期間中に不慮の事故（※8）または所定の感染症（※9）により死亡したとき（※10）	積立金額の110%	死亡保険金 受取人
	災害高度障害 給付金	第2保険期間中に不慮の事故（※8）または所定の感染症（※9）により所定の高度障害状態に該当したとき（※10）		被保険者

（※1）別表「対象となる高度障害状態」をご確認ください。⇒P. 121

（※2）責任開始期以後に発生した病気もしくは傷害による高度障害状態のとき、お支払いします。

（※3）責任開始期以後に発生した病気もしくは傷害により支払事由に該当したとき、お支払いします。

（※4）別表「就労不能状態」をご確認ください。⇒P. 122

（※5）別表「公的介護保険制度」をご確認ください。⇒P. 128

（※6）別表「要介護1以上の状態」をご確認ください。⇒P. 128

（※7）別表「対象となる要介護状態」をご確認ください。⇒P. 128

（※8）別表「対象となる不慮の事故」をご確認ください。⇒P. 131

（※9）別表「対象となる感染症」をご確認ください。⇒P. 132

（※10）責任開始期以後に発生した不慮の事故、または責任開始期以後に発病した所定の感染症により支払事由に該当したとき、お支払いします。

- 第1 保険期間（保険料払込期間）中、死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金は重複してお支払いしません。
- 第2 保険期間中、死亡給付金、高度障害給付金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金、高度障害給付金、災害高度障害給付金をお支払いした場合は、所定の高度障害状態に該当したときからご契約は消滅します。
- 就労不能・介護保険金をお支払いした場合は、就労不能・介護保険金の支払事由に該当したときからご契約は消滅します。
- 保険金・給付金として支払われる積立金額は、支払事由に該当した日における積立金額です。
- 第2 保険期間において積立金額が当社の定める金額を下回ったときには、保険契約は消滅します。
- 第2 保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。
- 不慮の事故による災害死亡給付金・災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日からその日を含めて180 日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。
- ご契約者が法人かつ死亡保険金受取人のとき、高度障害保険金、就労不能・介護保険金、高度障害給付金、災害高度障害給付金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。
- この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由が変更となることがあります。
- この保険には契約者配当金はありません。

保険料の払込の免除

- つぎの場合、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

保険料の払込の免除事由	免除する保険料
不慮の事故(※11)により所定の身体障害状態(※12)に該当したとき	次期以降の保険料

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故により身体障害状態に該当したとき、保険料のお払込みを免除します。(※13)
- (※11) 別表「対象となる不慮の事故」をご確認ください。⇒P. 131
- (※12) 別表「対象となる身体障害の状態」をご確認ください。⇒P. 133
- (※13) 事故の日からその日を含めて180 日以内に該当した場合に限ります。

3

健康ステージについて

健康ステージを適用する場合の特則

- 被保険者の喫煙状況や健康状態などが当社の定める基準に適合する場合、「健康ステージを適用する場合の特則」を付加することができます。特則が付加された場合、つぎのいずれかの健康ステージが適用されます。
 - ・非喫煙者健康体ステージ
 - ・非喫煙者標準体ステージ
 - ・喫煙者健康体ステージ
- この特則のみの解約はできません。



ご注意ください

「健康ステージ」とはこの保険商品における被保険者の喫煙状況や健康状態などを示す当社での呼称です。
当社の定める基準に適合しない方が健康でないということではありません。

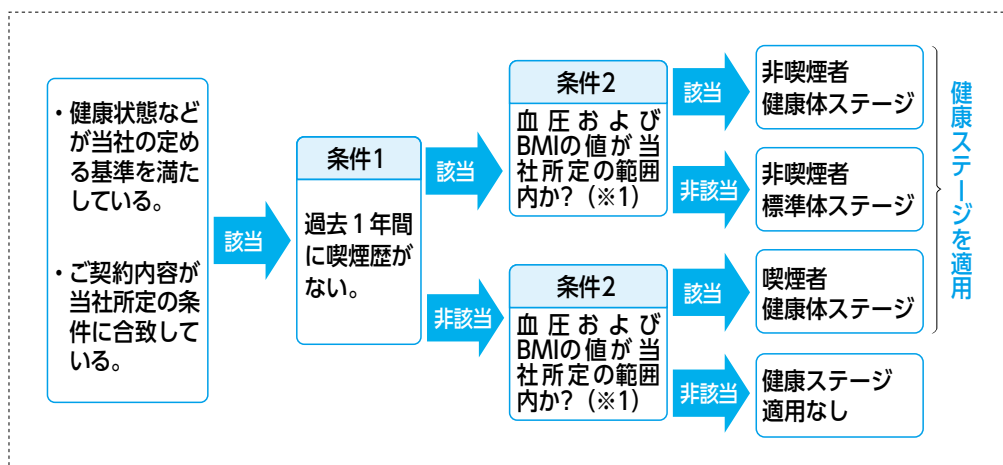
「健康ステージを適用する場合の特則」の付加基準

- 「健康ステージを適用する場合の特則」は、被保険者の健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、つぎのいずれかに適合している場合に付加することができます。
 - ①過去1年間に喫煙歴がないこと。
 - ②血圧およびBMI（ボディ・マス・インデックス）の値が当社の定める所定の範囲内であること。（※1）

$$BMI = \text{体重（キログラム）} \div \{\text{身長（メートル）}\}^2$$

健康ステージの判定のしくみ

- 健康ステージの判定基準に適合した場合には、被保険者の喫煙状況（※2）および健康状態などに応じて「非喫煙者健康体ステージ」、「非喫煙者標準体ステージ」、「喫煙者健康体ステージ」のいずれかを適用します。



（※1）医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

（※2）被保険者本人が喫煙者でなくとも受動喫煙により「喫煙者」と判定されることもあります。



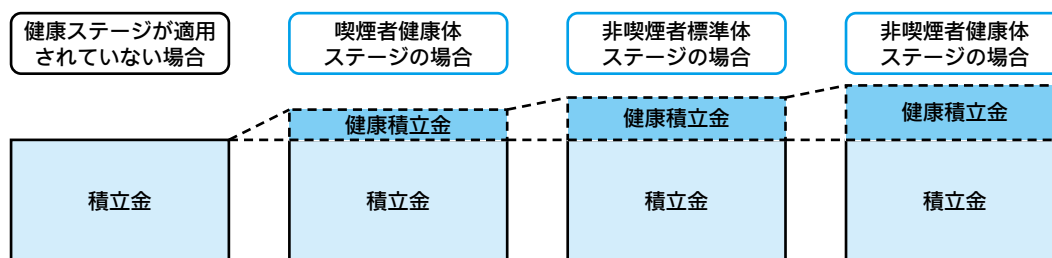
ご注意ください

告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、当社にご契約もしくはこの特則を解除し、または健康ステージを変更します。この場合、当社の定める金額を積立金または保険金・給付金などから差し引くことがあります。また、その後のご契約のお引受をお断りさせていただくことがあります。

健康ステージと健康積立金

- 第1保険期間（保険料払込期間）中は、適用される各健康ステージに応じて、当社が定める金額（「健康積立金」といいます。）を積立金に毎月加算します。ただし、健康ステージにかかわらず、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。
- 健康ステージが適用されていない場合は、健康積立金の加算はありません。
- 健康ステージにかかわらず、お支払いいただく保険料に変更はありません。

毎月の健康積立金の加算イメージ（月払の場合）



ご注意ください

- ・基本保険金額や第1保険期間（保険料払込期間）などのご契約内容によっては、健康積立金のごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。
- ・被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージの場合、第1保険期間（保険料払込期間）のうち20～27歳の各年齢においては、健康積立金は発生しません。

健康積立金と保険金額・給付金額

第1保険期間の保険金額

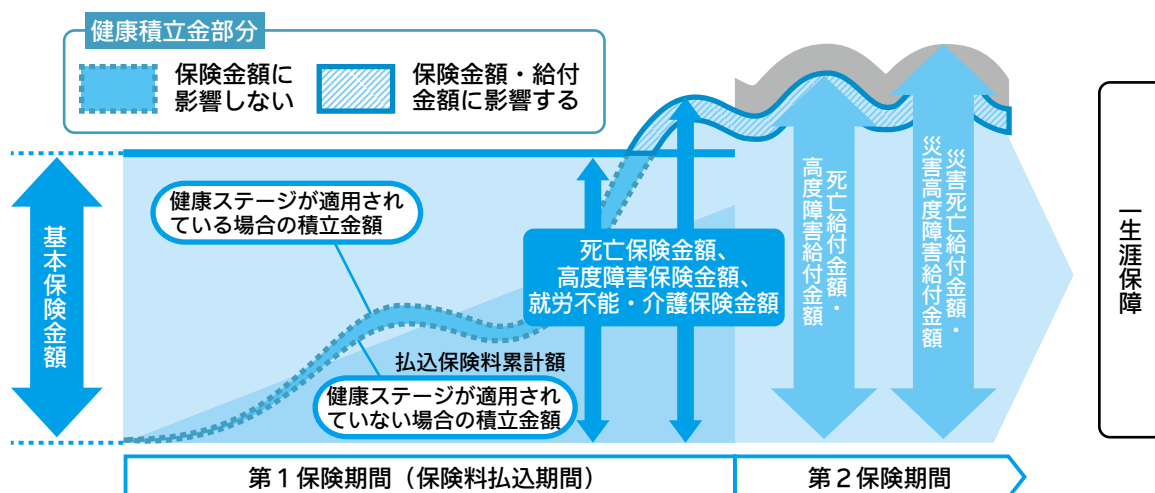
- ・積立金額（健康積立金を含む）が基本保険金額を超えない場合、基本保険金額になります。（保険金額とは別に健康積立金を支払うことはありません）
- ・積立金額（健康積立金を含む）が基本保険金額を超えた場合、積立金額（健康積立金を含む）になります。

第2保険期間の給付金額

積立金額（健康積立金を含む）となります。

不慮の事故・当社所定の感染症を原因とする場合は積立金額（健康積立金を含む）の110%となります。

イメージ図



「健康ステージを適用する場合の特則」の復活

- 「健康ステージを適用する場合の特則」が付加されているご契約が失効した場合、主契約および特約とともに「健康ステージを適用する場合の特則」の復活を請求することができます。
復活後の健康ステージは、失効前の健康ステージと同一としますが、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては特則が復活できない場合や同一の健康ステージが適用できない場合があります。
- 健康ステージが変更される場合には、復活日直後に到来する月単位の契約応当日から変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。ただし、ご契約内容によっては、健康積立金が発生しない場合やごくわずかな場合があります。

健康☆チャレンジ！制度

- ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され当社の定める基準に適合した場合、健康ステージの変更または「健康ステージを適用する場合の特則」の中途付加を行うことでつぎのお取扱いができます。（健康☆チャレンジ！制度）
 - ①健康ステージが適用されていない場合
「非喫煙者健康体ステージ」、「非喫煙者標準体ステージ」または「喫煙者健康体ステージ」への変更
 - ②「喫煙者健康体ステージ」または「非喫煙者標準体ステージ」が適用されている場合
「非喫煙者健康体ステージ」への変更
- 健康ステージの変更または特則の中途付加を行う場合には、請求書類を受け付けた日の直後に到来する月単位の契約応当日から変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。ただし、ご契約内容によっては、チャレンジする健康ステージにおいて、健康積立金が発生しない場合やごくわずかな場合があります。

現在の健康ステージ	変更後の健康ステージ
健康ステージが適用 されていない場合	喫煙者健康体ステージ
	非喫煙者標準体ステージ
	非喫煙者健康体ステージ
喫煙者健康体ステージ	非喫煙者健康体ステージ
非喫煙者標準体ステージ	非喫煙者健康体ステージ

健康☆チャレンジ！制度についてのご注意

- 健康ステージの変更または特則の中途付加は、その告知日が契約日から起算して2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- 健康ステージの変更または特則の中途付加は、その告知日が前回の健康ステージの変更または特則の中途付加のお申出時の告知日から当社の定める期間内の場合、お取扱いできません。
- ご契約時の告知内容によっては、喫煙状況または健康状態などが改善された場合であっても健康ステージの変更または特則の中途付加ができないことがあります。
- 健康ステージの変更または特則の中途付加のお申出の際に、喫煙状況・血圧・BMIが改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- 「健康☆チャレンジ！制度」の内容は保険種類によって異なります。



ご注意
ください

ご契約後の健康ステージの変更および特則の中途付加時に、告知いただいたことがらと事実と違っていた場合、当社はご契約もしくはこの特則を解除し、または健康ステージの変更を取り消します。この場合、当社の定める金額を積立金または保険金・給付金などから差し引くことがあります。また、その後の健康ステージの変更や特則の中途付加、ご契約のお引受をお断りさせていただくことがあります。

「健康ステージを適用する場合の特則」の消滅

- 主契約が消滅したとき
- 主契約が自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険（変額）、定額払済終身保険に変更されたとき



ご注意
ください

「健康ステージを適用する場合の特則」が消滅する場合には、以後の健康積立金の加算はありません。

4 特約の保障内容

変額用保険料免除特約

○つぎに該当した場合、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる 三大疾病(※1)	保険料の払込の免除事由
がん	責任開始期前を含めて初めてがんと医師により診断確定されたとき(※2) ただし、責任開始日から起算して90日以内にがん罹患したと医師によって診断確定された場合は対象外です(※3)
心疾患	心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・心疾患を直接の原因とする入院をしたとき ・心疾患の治療を直接の目的とした、つぎのいずれかの手術を受けたとき ①公的医療保険の手術料が算定される手術(※4) ②先進医療(※5)に該当する手術(※6)
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたとき ・脳血管疾患の治療を直接の目的とした、つぎのいずれかの手術を受けたとき ①公的医療保険の手術料が算定される手術(※4) ②先進医療(※5)に該当する手術(※6)

(※1)「三大疾病」については、別表「対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」をご確認ください。⇒P. 139

(※2) がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

(※3) 保険料のお払込みが免除されないときは、がん罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後、保険料のお払込みが免除されないこととなったがん以外のがんについて、保険料の払込の免除事由に該当したときは、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

(※4) 医科診療報酬点数表に手術料が算定されるものをいいます。

(※5) 厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けられた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、適用されます。

(※6) 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与・放射線照射および温熱療法は対象外です。

○責任開始期以後に発病した心疾患・脳血管疾患により保険料の払込の免除事由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

○保険料のお払込みが免除されるか否かによって、ご契約の積立金額、解約返戻金の額が変わることはありません。

○この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。

○この特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料は高くなります。また、この特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

○この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料の払込の免除事由が変更となることがあります。

○ご契約が自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険（変額）、定額払済終身保険に変更された場合、この特約は消滅します。

5 余命6か月以内と判断されるときのお取扱い（リビング・ニーズ特約）

リビング・ニーズ特約による保険金のお支払い

○リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、基本保険金額などの全部または一部をご請求できます。

お支払いする保険金	支払事由	支払額	受取人
特約保険金	余命6か月以内と判断されるとき	【第1保険期間（保険料払込期間）中】 指定保険金額(※1)－6か月分の利息－6か月分の保険料相当額 ただし、請求日における指定保険金額(※1)に対応する積立金額が上記の金額を上回る場合は請求日における指定保険金額(※1)に対応する積立金額	被保険者
		【第2保険期間中】 指定保険金額(※2)	

(※1) 主契約の基本保険金額のうち、当社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。

(※2) 特約保険金の請求日における主契約の積立金額のうち、当社の定める金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。

○リビング・ニーズ特約による指定保険金額は他のご契約と通算して、一被保険者あたり3,000万円を限度とします。

○特約保険金の請求日が第1保険期間（保険料払込期間）の満了前1年以内である場合は、特約保険金をお支払いしません。ただし、第2保険期間移行後は、特約保険金の請求が可能となります。

○特約保険金の請求書類が当社に到着した日を請求日とします。

○主契約が定額払済終身保険に変更された場合は、特約保険金の支払額は指定保険金額（主契約の保険金額のうち、当社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額）から6か月分の利息を差し引いた金額となります。

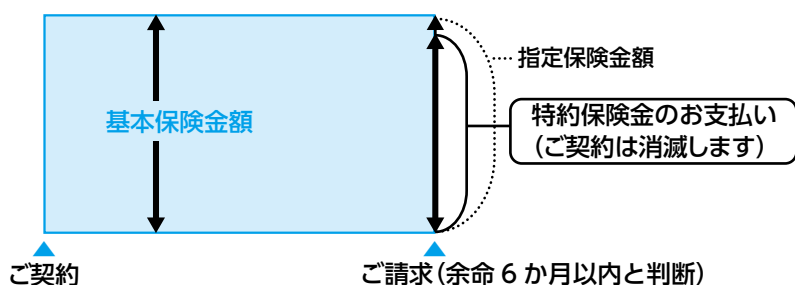


ご注意ください

余命6か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

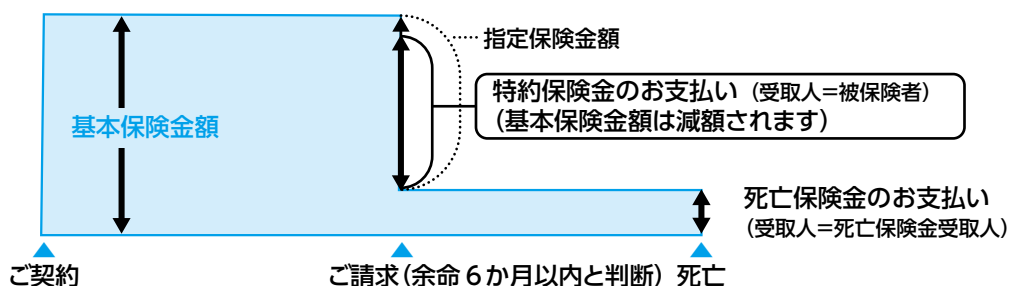
第1 保険期間中にお支払いする場合

<基本保険金額の全部をお支払いする場合のしくみ図>



基本保険金額の全額をお支払いした場合には、
ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。

<基本保険金額の一部をお支払いする場合のしくみ図>



継続する部分については
引き続き保険料のお払込み
が必要です。

- 請求日における指定保険金額に対応する積立金額が、指定保険金額から、特約保険金の請求日から6か月の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額を上回る場合は、請求日における指定保険金額に対応する積立金額をお支払いします。
- 基本保険金額の全部をお支払いする場合は、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。
- 基本保険金額の一部をお支払いする場合は、基本保険金額は、その請求日にさかのぼって減額されます。
- 減額部分については解約返戻金をお支払いしません。
- 継続する部分の死亡給付金の受取人は主契約の死亡保険金受取人です。

第2 保険期間中にお支払いする場合

- 積立金額の全部をお支払いする場合は、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。
- 積立金額の一部をお支払いする場合は、積立金額は、その請求日にさかのぼって減額されます。
- 減額部分については解約返戻金をお支払いしません。
- 継続する部分の死亡給付金の受取人は主契約の死亡保険金受取人です。

リビング・ニーズ特約による保険金と主契約の保険金・給付金の支払請求の関係

- 主契約の保険金または給付金を支払ったか支払うこととした場合には、その後に特約保険金のご請求を受けてもお支払いできません。
- リビング・ニーズ特約による保険金が支払われる前に、主契約の保険金または給付金の支払請求を受けた場合は、特約保険金はお支払いできません。

お支払いについてのご注意

○リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いする際に、貸付金があるときはその元利金の合計を差し引きます。

リビング・ニーズ特約の消滅

- リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いしたとき
- 主契約が消滅したとき
- 主契約が自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更されたとき
- 主契約に年金移行特約を付加し、主契約の全部を年金支払に移行するとき

6 特別勘定について

特別勘定について

- この保険は、資産運用の結果が、積立金額、解約返戻金の額等の変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用いたします。
- この保険には運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が繰入先および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。
- 特別勘定資産の運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株式や債券等の価格の下落・為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。この保険では資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。



ご注意ください

- ・特別勘定の運用には、資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、**積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）**
- ・**これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定の運用成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補てんをすることはありません。**
- ・資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

特別勘定の種類および運用方針

- 特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、お客さまのニーズに合わせて、つぎの9種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- 特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることが可能です。
- ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することも可能です（特別勘定の移転には、回数制限があります。詳しくは、「積立金の移転（スイッチング）」P.31をご確認ください。）。
- 各特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託、運用方針などはつぎのとおりです。（2024年3月現在の内容に基づくものです）

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
バランス40型 (安定型)	世界ETFバランス40ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資産配分は、国内株式15%、外国株式25%、国内債券30%、外国債券30%です。（※1）	SOMPOアセット マネジメント株式会社
バランス60型 (積極型)	世界ETFバランス60ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資産配分は、国内株式20%、外国株式40%、国内債券20%、外国債券20%です。（※1）	SOMPOアセット マネジメント株式会社
国内株式型	国内株式インデックス・ ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主としてTOPIX（配当込み）採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。	ブラックロック・ ジャパン株式会社
先進国株式型	外国株式インデックス オープンV (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
先進国株式 アクティブ型	フィデリティ・ グローバル株式・ ファンド (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、実質的に日本を含む世界の企業の株式等へ投資を行い、長期的な元本の成長を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	フィデリティ投信 株式会社

特別勘定の 名称	主な投資対象となる 投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
新興国株式型	インデックスファンド 海外新興国 (エマージング) 株式	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	日興アセット マネジメント 株式会社
先進国債券型	外国債券インデックス・ ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	ブラックロック・ ジャパン株式会社
国内リート型	国内リートインデックス・ ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行い、S&P J-REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。	ブラックロック・ ジャパン株式会社
短期金融市場型	(特に定めません。)	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。（※2）	—

(※1) 資産ごとにつぎの指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス（資産配分の調整）を行います。

国内株式	TOPIX（配当込み）
国内債券	NOMURA-BPI総合
外国株式	MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

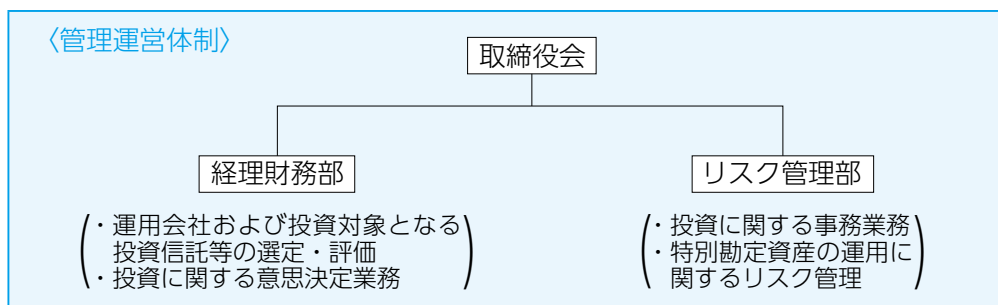
(※2) マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけます。諸費用の控除等により積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

特別勘定の管理運営方針

- 当社は、当社の定める方法により特別勘定の管理運営を行います。
 - 当社は、主として外部の運用会社が運用する投資信託等に投資することにより、特別勘定の資産運用を行います。(※3) 運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価は、当社が行います。
 - 投資対象となる投資信託、運用会社および特別勘定の運用方針等については、将来変更となることがあります。
 - すでに設定された特別勘定を廃止することまたは特別勘定への移転および繰入を停止することがあります。
- (※3) 特別勘定資産（短期金融市場型を除く）は、主に投資信託に投資することにより運用されますが、解約返戻金等のお支払いや積立金の移転（スイッチング）などに備えて一定の現預金も保有します。

特別勘定の運用体制

- この保険の特別勘定の管理運営に関する業務は下図の体制のもとで行います。
- 運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価、投資に関する意思決定業務は、当社の経理財務部にて行います。
- 経理財務部と独立して設置された当社のリスク管理部において、受渡・決済等の投資に関する事務業務を行うとともに、特別勘定資産の運用に関するリスク管理を実施します。



上記は 2024 年 4 月現在の管理運営体制です。管理運営体制は、将来変更されることがあります。

評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、以下のとおりとします。
 - ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価（※4）により評価を行います。
 - ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務については、時価（※4）により評価を行い、評価差額を損益に計上します。
 - ④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。
- 特別勘定資産の評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。
 - （※4）時価については、SOMPOひまわり生命保険株式会社が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定に繰り入れる保険料について

- お払い込みいただく保険料から、保険関係費用（※5）のうち保険契約の締結および維持に必要な費用（※6）、保険料払込免除に関する費用を控除した金額が、特別勘定に繰り入れられます。
- 保険料から所定の費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日（繰入日）はつぎのとおりとし、その日の始めに繰り入れます。

第 1 回保険料	・ 責任開始期に関する特約を付加した場合 第 1 回保険料が入金された日の属する月の翌月 1 日または契約日（※7）のいずれか遅い日 ・ 責任開始期に関する特約を付加しない場合 契約日（※7）
第 2 回以後の保険料	・ 責任開始期に関する特約を付加した場合 第 1 回保険料が入金された日の属する月の翌月 1 日または保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日のいずれか遅い日 ・ 責任開始期に関する特約を付加しない場合 保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日

- 特別勘定へ繰り入れられた金額は特別勘定ごとに運用し、そこから保険関係費用の一部（特別勘定の管理に必要な費用、基本保険金額保証に関する費用、危険保険料に相当する費用（※8））や運用関係費用が控除されます。
- 変額用保険料免除特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。
 - （※5） 詳しくは、「諸費用について」 P.33 をご確認ください。
 - （※6） 保険契約の維持に必要な費用には、保険料の収納にかかる費用が含まれます。
 - （※7） 責任開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。
 - （※8） 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

積立金額の計算方法

- 特別勘定資産のうちご契約者の持分である積立金額は、ユニットプライスとユニット数により計算します。
- ユニットプライスおよびユニット数は、以下のとおり変動（増減）します。その変動に応じて、積立金額も変動（増減）します。

ユニットプライス	・特別勘定の1ユニットあたりの価格（単位価格）のことをいい、毎日末にその日のユニットプライスが決まります。 ・ユニットプライスは、特別勘定の運用実績を反映するとともに、保険関係費用（「諸費用について」P.33をご確認ください。）のうち基本保険金額保証に関する費用および特別勘定の管理に必要な費用ならびに運用関係費用が控除されることなどにより毎日変動（増減）します。
ユニット数	・特別勘定資産のうち、各契約者の保有分を表す単位のことをいいます。 ・保険料の特別勘定への繰入時に、その前日のユニットプライスで特別勘定ごとにユニットを購入します。 ・月単位の契約応当日の始めに、保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用（※9）を控除することによりユニット数が減少します。 ・基本保険金額の減額や積立金の移転（スイッチング）などを行う場合、それらの手続きに応じてユニット数が変動（増減）します。

（※9）保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

①特別勘定繰入額の計算方法

保険料から、保険関係費用のうち、保険契約の締結および維持に必要な費用（※10）ならびに保険料払込免除に関する費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れます。

$$\text{特別勘定繰入額} = \text{保険料} - \left[\begin{array}{l} \text{保険関係費用のうち} \\ \text{「保険契約の締結および維持に必要な費用（※10）」と} \\ \text{「保険料払込免除に関する費用」} \end{array} \right]$$

（※10）保険契約の維持に必要な費用には、保険料の収納にかかる費用が含まれます。

②ユニット数の計算方法

保険料の特別勘定への繰入時に、その前日のユニットプライスで特別勘定ごとにユニットを購入します。繰入時に購入するユニット数は、特別勘定ごとにつぎの計算式で計算されます。

$$\text{保険料の繰入時に購入するユニット数} = \text{特別勘定繰入額} \div \text{繰入日の前日のユニットプライス}$$

月単位の契約応当日の始めに、保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用（※11）が控除されます。費用が控除されることにより減少するユニット数は、特別勘定ごとにつぎの算式で計算されます。

$$\begin{array}{l} \text{危険保険料に相当する費用が} \\ \text{控除されることにより減少する} \\ \text{ユニット数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{保険関係費用のうち危険} \\ \text{保険料に相当する費用（※11）} \end{array}}{\text{月単位の契約応当日の前日} \\ \text{のユニットプライス}}$$

（※11）保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

③ユニットプライスの計算方法

毎日末におけるユニットプライスの計算方法は、特別勘定ごとに以下のとおりです。

【第1 保険期間（保険料払込期間）の場合】

$$\text{当日のユニットプライス} = \text{前日のユニットプライス} \times \left[\frac{\text{当日末純資産総額（※12）}}{\text{当日始純資産総額}} - \frac{\text{保険関係費用のうち特別勘定の管理に必要な費用（％）}}{365} - \frac{\text{保険関係費用のうち基本保険金額保証に関する費用（％）}}{365} \right]$$

【第2 保険期間の場合】

$$\text{当日のユニットプライス} = \text{前日のユニットプライス} \times \left[\frac{\text{当日末純資産総額（※12）}}{\text{当日始純資産総額}} - \frac{\text{保険関係費用のうち特別勘定の管理に必要な費用（％）}}{365} \right]$$

（※12）当日末純資産総額は、当日の運用関係費用を控除した後のものとします。



ご注意ください

第1 保険期間（保険料払込期間）が満了し第2 保険期間に移行される際は、ユニットプライスの計算方法が変更となるため、ユニット数は変わりますが、積立金額は同額です。

④積立金額の計算方法

積立金額は、計算日のユニットプライスに、計算日におけるご契約のユニット数を乗じて計算します。複数の特別勘定で積立金を運用している場合の積立金額は、各特別勘定の積立金額の合計となります。

$$\text{積立金額} = \text{計算日のユニットプライス} \times \text{計算日のユニット数}$$

特別勘定への保険料の繰入割合の指定と変更

- ご契約者は、ご契約の際、保険料を繰り入れる特別勘定を選択することができます。
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、1％単位とします。
- ご契約者は、ご契約時に選択された特別勘定、および指定された各特別勘定への繰入割合をご契約後に変更することができます。
- 保険料の繰入割合の変更は、当社が保険料の繰入割合の変更を受け付けた日（郵送の場合は当社の本社が必要書類を受け付けた日）の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じます。



ご注意ください

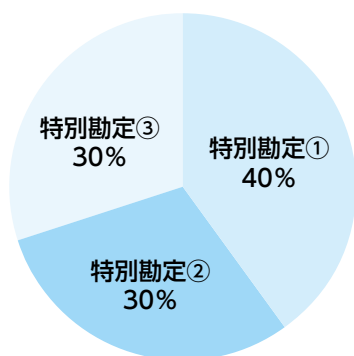
- ・特別勘定に繰り入れる際に、保険料のうち、保険契約の締結および維持に必要な費用ならびに保険料払込免除に関する費用を控除します。
- ・特別勘定への保険料の繰入割合の指定・変更に関する具体的なお取扱いは将来変更されることがあります。

積立金の移転（スイッチング）

- ご契約者は、特別勘定の積立金を、他の特別勘定にいつでも移転することができます。
- 積立金の移転（スイッチング）は、移転後の特別勘定の割合を1%単位でご指定いただき、ご契約者が保有するすべての特別勘定の積立金をご指定の特別勘定の割合に再分配する方法で行います。

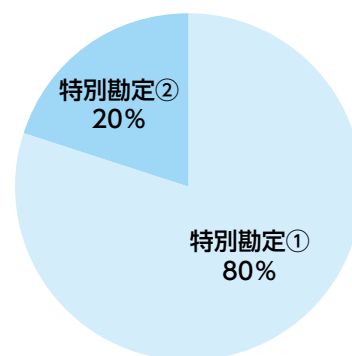
【例】各特別勘定の積立金の合計額が1,000万円のとときに積立金の移転（スイッチング）を行う場合

<積立金の移転前>



積立金の移転
(スイッチング)

<積立金の移転後>



特別勘定	積立金額	割合
特別勘定①	400万円	40%
特別勘定②	300万円	30%
特別勘定③	300万円	30%

特別勘定	積立金額	割合
特別勘定①	800万円	80%
特別勘定②	200万円	20%
特別勘定③	0万円	0%

- 積立金の移転（スイッチング）は、**毎年の契約応当日からその日を含めて1年間あたり24回を限度とします**。また、積立金の移転（スイッチング）のための費用はかかりません。
- 積立金の移転（スイッチング）は、**当社が積立金の移転（スイッチング）を受け付けた日（郵送の場合は当社の本社が必要書類を受け付けた日）の翌営業日から効力を生じます**。
- 積立金の移転（スイッチング）がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、積立金の移転（スイッチング）を延期することがあります。



ご注意ください

積立金の移転（スイッチング）に関する具体的なお取扱いは将来変更されることがあります。

特別勘定への保険料の繰入割合の変更・積立金の移転（スイッチング）のお手続き方法

- 特別勘定への保険料の繰入割合の変更や積立金の移転（スイッチング）は、以下のいずれかの方法でお手続きいただくことができます。

MYひまわり (Webによるお手続き)	MYひまわり（Webサービス）の登録が必要です。 新規登録につきましては、巻末記載の「Webサービスでの各種お手続きについて」をご覧ください。
SOMPOひまわり生命 カスタマーセンター (電話によるお手続き)	以下にお電話をお願いいたします。（必要書類をお送りしますので、ご返送をお願いいたします。） Tel. 0120-563-506 受付時間/平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3 を除く)

特別勘定の新設・廃止など

- この保険では特別勘定を将来新たに設定することがあります。新たに設定した特別勘定は当社の取扱範囲内でご利用いただくことができます。
- 特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどの特別な事情がある場合には、ご契約者保護の観点から以下の取扱いをさせていただくことがあります。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託が繰上償還となるなどの場合、当該特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託の純資産総額が少額となる、信託財産上限額に達するなどの場合、当該特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転（スイッチング）を停止することがあります。
- 特別勘定を廃止する場合、特別勘定の廃止日までに廃止する特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転し、廃止する特別勘定を除き繰入割合の変更を行ってください。特別勘定の廃止日までに移転および繰入割合の変更が行われない場合、当社は、特別勘定の廃止日に当社が指定した特別勘定を移転先または変更後の繰入先とする積立金の移転（スイッチング）および繰入割合の変更を行います。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転（スイッチング）については、積立金の移転回数に含めません。
- 投資対象となる投資信託、運用会社および特別勘定の運用方針等については、将来変更となることがあります。



ご注意ください

- ・特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、廃止または統合する日の1か月以上前に、当社所定の方法でご契約者に通知します。
- ・特別勘定への保険料の繰入れおよび積立金の移転（スイッチング）を停止する場合、上記の特別な事情が判明した日から1か月以内にご契約者に通知します。

7 諸費用について

お客さまにご負担いただく費用の種類

○この保険にかかる費用は以下のとおりです。2024年3月現在の内容に基づくものであり、将来変更される可能性があります。

(1) 保険関係費用

保険関係費用とは、お払い込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
① 保険契約の締結および維持に必要な費用（※1）（第1保険期間中のみ）（※2）	（被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。）	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
② 特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して、年率 0.2%	左記の365分の1を、ユニットプライスの計算の過程で毎日控除します。
③ 基本保険金額保証に関する費用（第1保険期間中のみ）	各特別勘定の積立金額に対して、年率 0.25%	
④ 死亡保障などに必要な費用（危険保険料に相当する費用）（※3）	（被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。）	<責任開始期に関する特約を付加した場合> 第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日のいずれか遅い日始、および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。 <責任開始期に関する特約を付加しない場合> 契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤ 保険料払込免除に関する費用（第1保険期間中のみ）（※2）（※4）	保険料に対して、 0.1～0.2% を乗じた金額	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。

（※1） 保険契約の維持に必要な費用には、保険料の収納にかかる費用が含まれます。

（※2） 払済保険（変額）に変更後は控除されません。

（※3） 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

（※4） 「健康ステージを適用する場合の特則」が適用される場合、保険料払込免除後の健康積立金を加算する費用を含みます。

- ・ 変額用保険料免除特約を付加した場合、特約部分の保険料は、特約による保険料払込免除に関する費用、特約の締結および維持に必要な費用としてご負担いただくものであり、特別勘定に繰り入れる際にはお払い込みいただいた保険料から控除します。このため、特別勘定に繰り入れる金額は特約を付加しない場合と同額です。この特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

(2)運用関係費用

特別勘定		費用（税込）	控除する時期等
		特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
①	バランス４０型（安定型）	実質年率 0.18398％～0.18728％ 程度	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
②	バランス６０型（積極型）	実質年率 0.18920％～0.19360％ 程度	
③	国内株式型	年率 0.0605％	
④	先進国株式型	年率 0.1430％	
⑤	先進国株式アクティブ型	実質年率 0.7285％ 程度	
⑥	新興国株式型	年率 0.3740％	
⑦	先進国債券型	年率 0.0825％	
⑧	国内リート型	年率 0.0660％	
⑨	短期金融市場型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。	

- ・運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の2024年3月時点の信託報酬率を記載しています。
- ・①、②、⑤の主な投資対象となる投資信託はファンドオブファンズ方式です。このためご契約者が実質的にご負担いただく費用は、投資対象である投資信託の信託報酬と、その投資信託が組入れるファンドの信託報酬等との合算となります。なお、組入れファンドの変更等により将来的に信託報酬率は変動することがあります。
- ・①、②はバランス型投資信託であり、上表の信託報酬率は、基準配分比率に基づき算出していますが、実際の組入れ比率は運用状況に応じて変動するため、運用関係費用も変動します。加えて、組入れファンドの一部は市場金利に応じて信託報酬率が変動します。
- ・信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することは困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、お客さまはこれらの費用をこのご契約が保有する持分に応じて間接的に負担することになります。

(3)解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

- ・自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険（変額）、定額払済終身保険へ変更する場合も、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金に解約控除がかかります。
- ・解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

(4)年金支払特約、年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して 0.5%	毎年の年金支払の基準日に責任準備金から控除します。

この保険にかかる費用の合計額は、(1)保険関係費用および(2)運用関係費用の合計額です。ただし、上記(3)または(4)の場合は、その費用をあわせてご負担いただきます。

保険金・給付金などをお支払いできない場合

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - 保険金・給付金などの免責事由に該当した場合
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
 - 重大事由（※1）によりご契約が解除された場合
 - 詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合（この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
 - 保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
 - 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合
- （※1）重大事由
- ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 - *反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

保険金・給付金などの免責事由

- 免責事由に該当した場合、保険金・給付金などはお支払いできません。
- また、保険料の払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

保険金・給付金など	免責事由
死亡保険金 死亡給付金	①責任開始日（復活日）から3年以内の被保険者の自殺（※2）（※3） ②ご契約者の故意（※4） ③死亡保険金受取人の故意（※5） ただし、その方が死亡保険金・死亡給付金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。
高度障害保険金 高度障害給付金 リビング・ニーズ特約による保険金	①ご契約者の故意 ②被保険者の故意
就労不能・介護保険金	①ご契約者または被保険者の故意 ②ご契約者または被保険者の重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の薬物依存

保険金・給付金など	免責事由
保険料払込免除 (所定の身体障害状態) 災害死亡給付金 災害高度障害給付金	①ご契約者の故意(※6)または重大な過失(※7) ②被保険者の故意または重大な過失(※7) ③被保険者の犯罪行為(※7) ④被保険者の精神障害を原因とする事故(※7) ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(※7) ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故(※7) ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(※7) ⑧死亡保険金受取人の故意または重大な過失(※8) ただし、その方が災害死亡給付金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。

(※2) 被保険者が死亡した日の積立金額をご契約者にお支払いします。

(※3) 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、お支払いできる場合もあります。

(※4) 解約返戻金をご契約者にお支払いします。

(※5) 被保険者が死亡した日の積立金額（支払われない死亡保険金または死亡給付金に対応する額）をご契約者にお支払いします。

(※6) 災害死亡給付金が支払われない場合、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

(※7) 災害死亡給付金が支払われない場合、被保険者が死亡した日の積立金額をご契約者にお支払いします。

(※8) 災害死亡給付金に限ります。災害死亡給付金が支払われない場合、被保険者が死亡した日の積立金額（支払われない災害死亡給付金に対応する額）をご契約者にお支払いします。

保険金・給付金の削減など

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で保険金・給付金の支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険金・給付金を削減してお支払いする場合があります。また、保険料払込免除については、保険料のお払込みを免除しないことがあります。



ご契約に際して

9 お申込み時にご確認いただきたいこと

申込書などのご記入、第1回保険料お払込み、クーリング・オフ制度などについて

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。記入した内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。
 - 情報端末によるお申込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。入力した内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。
 - 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際は、当社の指定する口座にお振込みください。
 - お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。
 - ご契約をお引き受けしますと、当社から「保険証券」をご契約者にお送りいたします。お申込みの際の内容と相違していないかご確認ください。もし相違がある場合は、最寄りの支社または本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、保険金・給付金請求などのご契約にかかわる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。
 - 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金など（保険料の払込の免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。（※1）
- （※1）この場合、保険金・給付金などのお支払いの可否については、確認後に決定いたします。

10 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人（※1）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- （※1）当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
- この保険は、「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人のみが募集することができます。「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人は、一般的な生命保険募集に必要な知識のみならず、変額保険商品の特徴やしくみに関する知識を有しています。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社（※2）はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

（※2）当社の生命保険募集人の身分・権限などに関しまして、ご確認をご要望の場合には、「巻末」に記載の当社お問い合わせ窓口までお問い合わせください。⇒巻末

11 健康状態などの告知について

- 健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。
- ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。

告知について

- ①多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方などが無条件で加入されると、公平性が保たれません。
 - ②ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（※1）
 - ③告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- （※1）ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受をお断りすることがあります。

なお、2年経過後も、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（※2）

（※2）募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

保険金・給付金などのお支払い

ご契約を解除したときには、保険金・給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込の免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（※3）

（※3）保険金・給付金などの支払事由や保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金などのお支払いや保険料の払込の免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引受けについて

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合、お引受けできないことや特別な条件をつけてお引受けすることもあります。（※4）

（※4）引受範囲を拡大した商品「無選択型終身保険」もあります。

ご契約内容の確認について

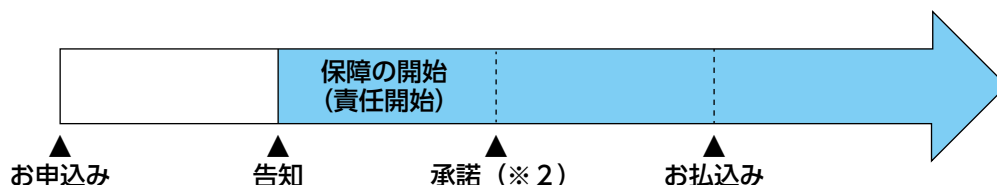
当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、申込内容について確認をさせていただいたり、所定の検査を求めたりする場合があります。告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

12 保障の開始時期（責任開始期）について

○保障の開始時期は、払込経路などにより異なります。

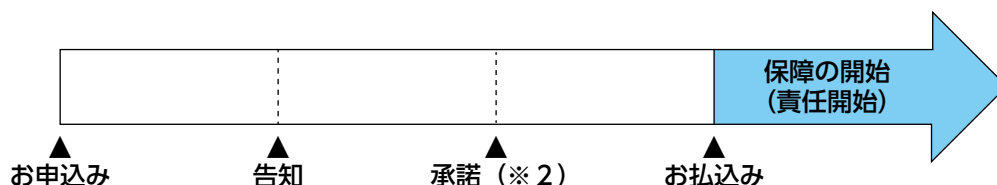
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申込みと告知がともに完了した時（※1）



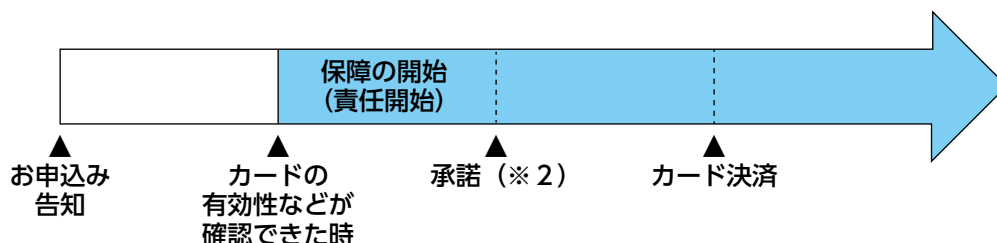
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱、団体扱、送金扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払込みがともに完了した時



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性などの確認（オーソリゼーション）がともに完了した時



*当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

(※1) ご契約のお申込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申込みの場合は、情報端末でご契約のお申込みをされた時をいいます。

(※2) 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

13 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※1）
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等（※1）

（※1）お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。

また、当社は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度（※2）および支払査定時照会制度（※3）に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合
（※2）「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご確認ください。⇒P.83
（※3）「支払査定時照会制度について」をご確認ください。⇒P.85

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社公式ウェブサイト（※4）をご覧ください。個人情報開示請求受付窓口（※5）までお問い合わせください。

（※4）「巻末」をご覧ください。

（※5）電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

14 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて

○ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へお申込みされること）をご検討されている方は、特につぎの事項についてご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

新たなご契約のお引受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。

保険金・給付金などのお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

15 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」のみなさまへ

○金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」のみなさまへ

- ・保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」として取扱いするようにお申し出いただくことができます。
- ・お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合は、巻末に記載のお客さまご相談窓口へお申し付けください。
- ・過去に上記のお手続きをされているお客さまで、「投資家区分移行承諾書」に記載しております「期限日」を経過している場合には、お客さまを「特定投資家」として取扱いさせていただきますのでご了承ください。

継続して「一般投資家」としての取扱いを希望される場合には、巻末に記載のお客さまご相談窓口へお申し付けください。

○期限日について

投資家区分移行の「期限日」については、当社発行の「投資家区分移行承諾書」に記載しておりますが、当社の「承諾日」より1年を経過する日の前日を期限日として設定しております。



ご注意ください

法令等の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取り扱う場合と「一般投資家」として取り扱う場合とでお手続き等に相違はなく、「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。



保険料について

16 保険料のお支払い、ご契約の失効・復活について

保険料のお支払い（払込経路と払込方法）

○保険料の払込経路・払込方法にはつぎの方法があります。払込経路・払込方法は変更できます。

払込経路	口座振替扱・クレジットカード扱・団体扱(※1)・送金扱(※2)
払込方法	月払・半年払・年払

(※1) 勤務先団体を經由して払い込む方法です。

(※2) 金融機関、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアから当社口座に直接保険料を払い込む方法です。

○「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）は「口座振替扱」となります。

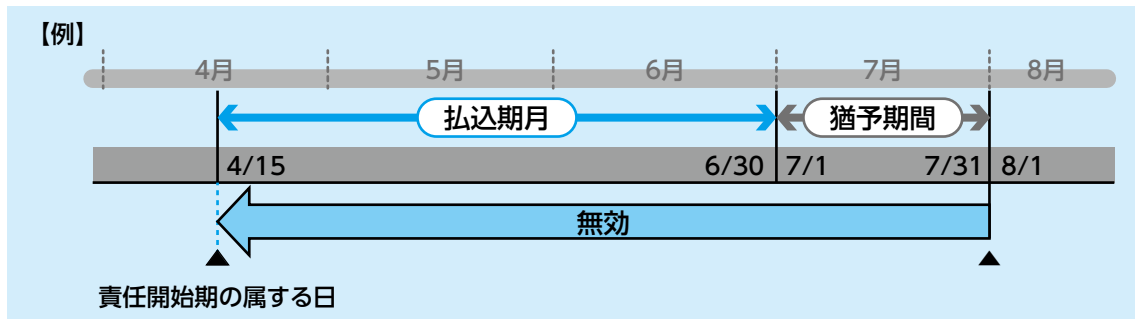
保険料の払込期月・猶予期間・契約の失効

○保険料は所定の払込期月内にお支払いください。お支払いには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお支払いがないと、自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更される場合を除き、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお支払い

○第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお支払いがない場合、**ご契約は無効**となります。
ご契約の効力（保障）が責任開始期にさかのぼってなくなります。

第1回保険料の払込期月	猶予期間
主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで



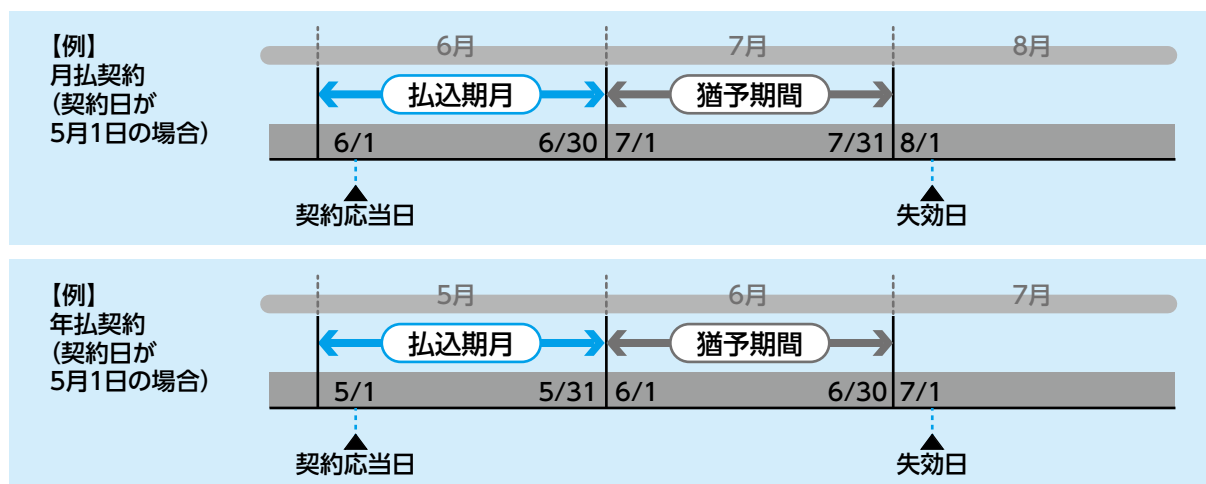
以下の場合、新たなご契約のお申込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

- ・第1回保険料のお支払いがなく、ご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお支払いがなく、ご契約を解約された場合

第2回以後の保険料のお払込み

○払込猶予期間満了日までに第2回以後の保険料のお払込みがない場合、自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更される場合を除き、**ご契約は失効**となります。**ご契約が失効となった場合、保険金・給付金などのお支払いはできません。**

払込方法	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の 初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	年（半年）単位の契約応当日の属する月の 初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで



未払込保険料のお払込みによる保障の継続（失効取消）

○ご契約が失効しても、一定期間であれば未払込保険料をお払い込みいただくことにより、失効日にさかのぼって保障を継続することができます。（この制度を「失効取消」といいます。）

失効取消期間	保険料のお払込みの猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで
手続き内容	お払込みを中止されてから失効取消期間までの未払込保険料をお払い込みいただきます。

復活

○失効取消期間が経過しても、失効から3か月以内であれば、以下の手続きでご契約を復活できる場合があります。

手続き内容	①復活請求書の提出および健康状態などについての告知（診査または告知書の提出） ②お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込み
復活を承諾した場合の責任開始期	延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。ご契約の復活を当社が承諾した場合にはその旨通知します。



ご注意ください

第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれていないことによりご契約が無効になった場合は、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。



ご注意ください

健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。



ご注意ください

「健康ステージを適用する場合の特則」を付加したご契約が失効後復活する場合には、復活後の健康ステージは、失効前の健康ステージと同一とします。ただし、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては特則が復活できない場合や同一の健康ステージが適用できない場合があります。



ご注意ください

保険契約を復活する際の積立金額は、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した積立金額とします。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障の開始は復活日から起算して90日経過後となります。

年払・半年払で保険料の払込が不要となった場合

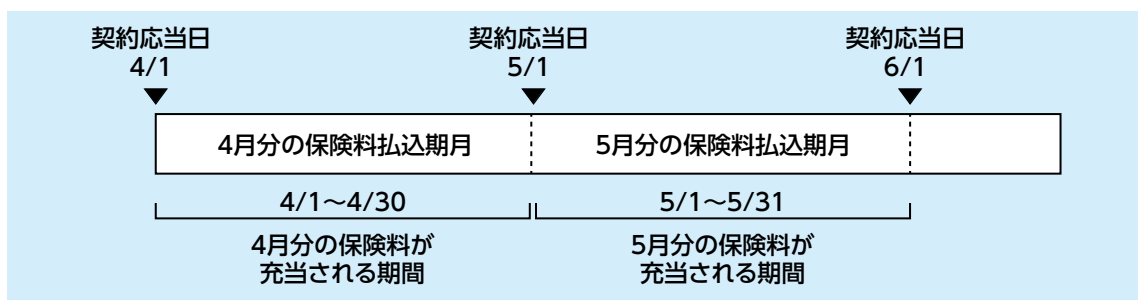
○年払・半年払の保険料をお払い込みいただいた後に、保険料期間満了前にご契約が消滅したり、以後の保険料の払込が不要となった場合、保険料期間の経過していない月数に応じて払い戻す金額（未経過保険料）はありません。

○変額用保険料免除特約を付加した年払・半年払のご契約が保険料期間満了前に消滅した場合、もしくは、以後の保険料の払込が不要となった場合、特約部分の未経過保険料があるときは、その金額をお支払いします。

保険金・給付金などの支払事由や保険料の払込免除事由が発生した場合

○保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。

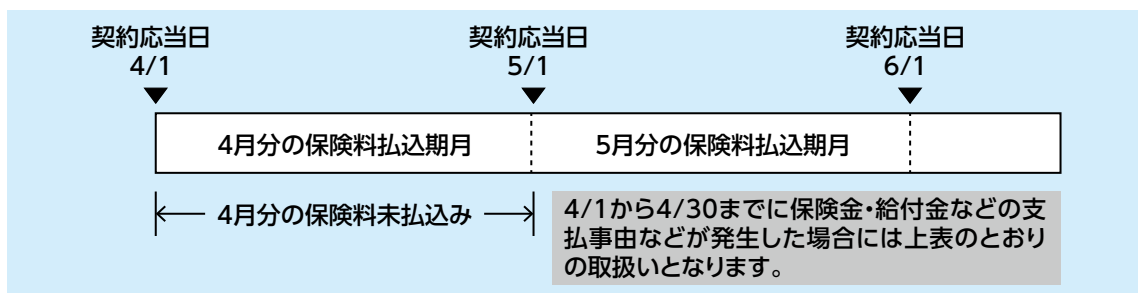
【例】月払契約の場合



○保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合、つぎのお取扱いとなります。

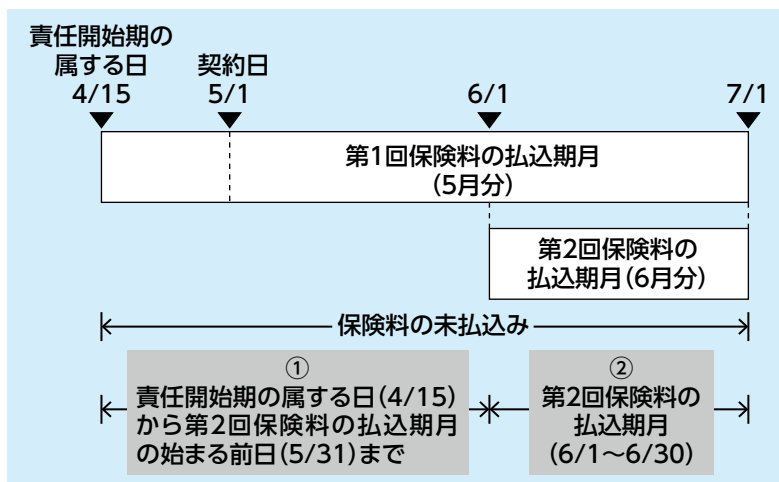
事由	お取扱い
保険金・給付金などのお支払い	未払込保険料を保険金・給付金などから差し引きます。 保険金・給付金などが未払込保険料に不足する場合は、未払込保険料をお払い込みいただきます。
保険料の払込免除	未払込保険料をお払い込みいただきます。

【例】月払契約の場合



- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料をお支払いいただく前に、保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、つぎのお取扱いとなります。

【例】 ご契約時の払込期月



< 4/15～5/31 (①) に保険金の支払事由などが発生した場合>

事由	お取扱い
保険金などのお支払い	第1回保険料を保険金などから差し引きます。 ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に支払事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば保険金などとともに支払い、不足分があれば、保険金などから差し引きます。 なお、保険金などが未払込保険料に不足する場合は、未払込保険料をお支払いいただきます。
保険料の払込免除	第1回保険料をお支払いいただきます。 ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日の翌月1日に免除事由に該当したものとみなし、未払込保険料をお支払いいただきます。

< 6/1～6/30 (②) に保険金の支払事由などが発生した場合>

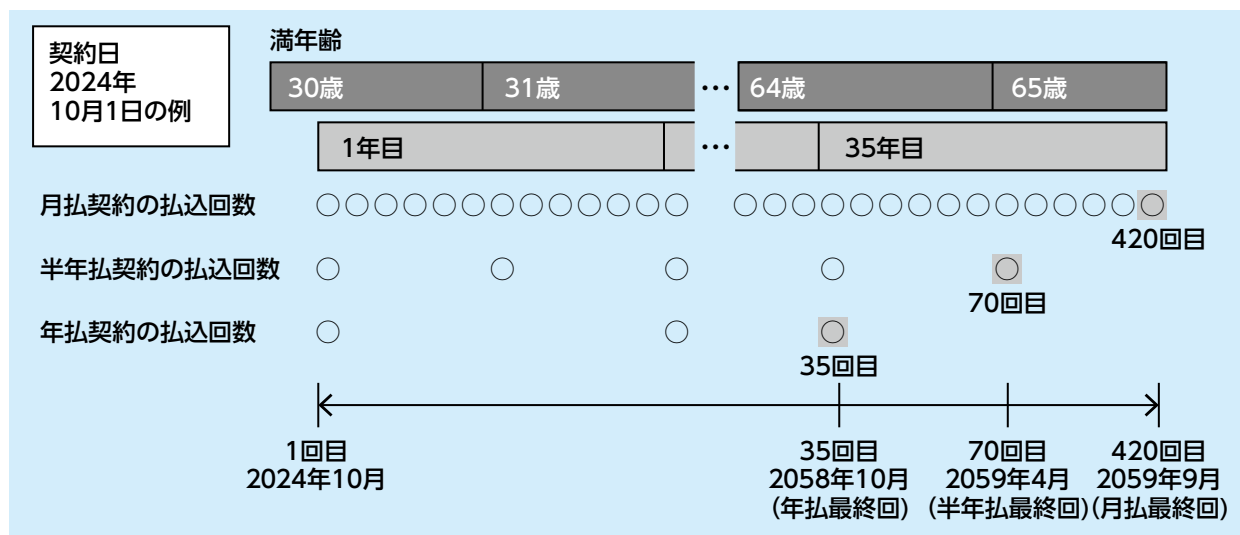
事由	お取扱い
保険金などのお支払い	第1回保険料および第2回保険料を保険金などから差し引きます。 保険金などが未払込保険料に不足する場合は、未払込保険料をお支払いいただきます。
保険料の払込免除	第1回保険料および第2回保険料をお支払いいただきます。

保険料お払込みの最終回

○保険料は、保険料払込期間中お支払いいただくことが必要です。

例えば、30 歳で 35 年払込満了契約に加入された場合、保険料払込期間満了日は契約日から 35 年後の年単位の契約応当日の前日となり、その日までの保険料のお払込みが必要となります。保険料お払込みの最終回は、それぞれの払込方法に応じてつぎのとおりです。

払込方法	月払	半年払	年払
回数	420 回	70 回	35 回

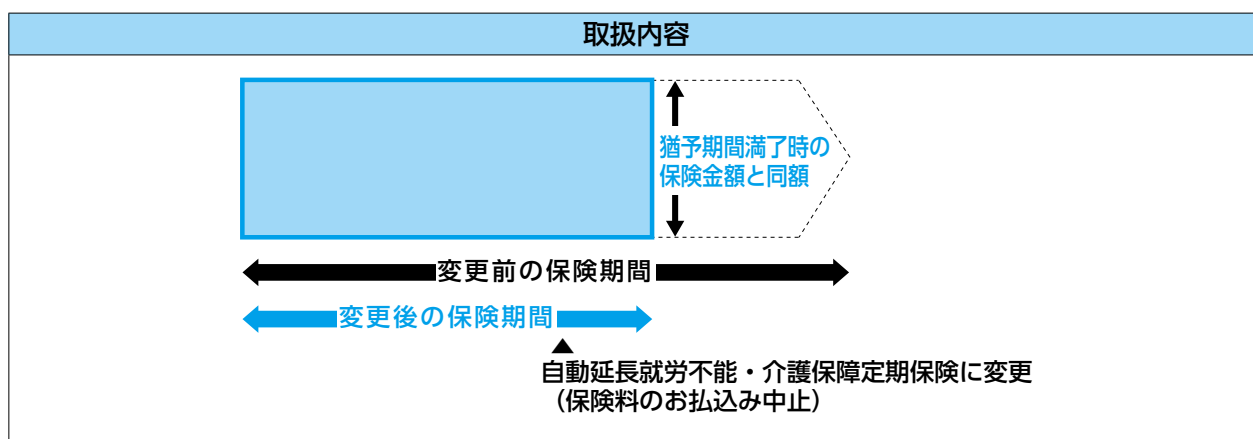


17 保険料のお払込みが困難になった場合の継続方法

○保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更

- 第1保険期間（保険料払込期間）中、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合でも、解約返戻金があるときは、解約返戻金を一時払の保険料として、自動的に保険金額が定額の自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更します。（※1）
- 自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更日は、猶予期間満了日の翌日とします。
- 変更後の保険期間中に死亡、所定の高度障害状態、所定の就労不能の状態または所定の要介護の状態のいずれかに該当した場合、変更後の保険金額をお支払いします。
- 変更後は特別勘定での運用はいたしません。
- 変更後の保険金額は、猶予期間満了時の保険金額（基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額）と同額です。ただし、ご契約者への貸付がある場合には、その元利金を差し引いた額を保険金額とします。
- 変更後の保険期間は、猶予期間満了時の解約返戻金の額（ご契約者への貸付がある場合には、その元利金を差し引いた額とします。）および変更日における当社所定の率によって定めます。この保険期間が変更前のご契約の残余保険料払込期間を超えるとときは、残余保険料払込期間までを保険期間として定額の生存給付金を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存されていたときは生存給付金をご契約者にお支払いします。ただし、生存給付金額が猶予期間満了時の保険金額を超えるとときは猶予期間満了時の保険金額と同額とし、解約返戻金の残額をご契約者にお支払いします。
- 自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更した日から3か月以内でかつ自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間内に未払込保険料の支払い、保険契約の解約または、定額払済終身保険への変更の請求があった場合には、自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更を行わなかったものとしてお取扱います。
- 自動延長就労不能・介護保障定期保険へ変更されたときには、健康ステージを適用する場合の特則、変額用保険料免除特約、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- 変更後の保険期間が3か月未満となるものはお取り扱いできません。
- 第1保険期間（保険料払込期間）中のみお取り扱いできます。



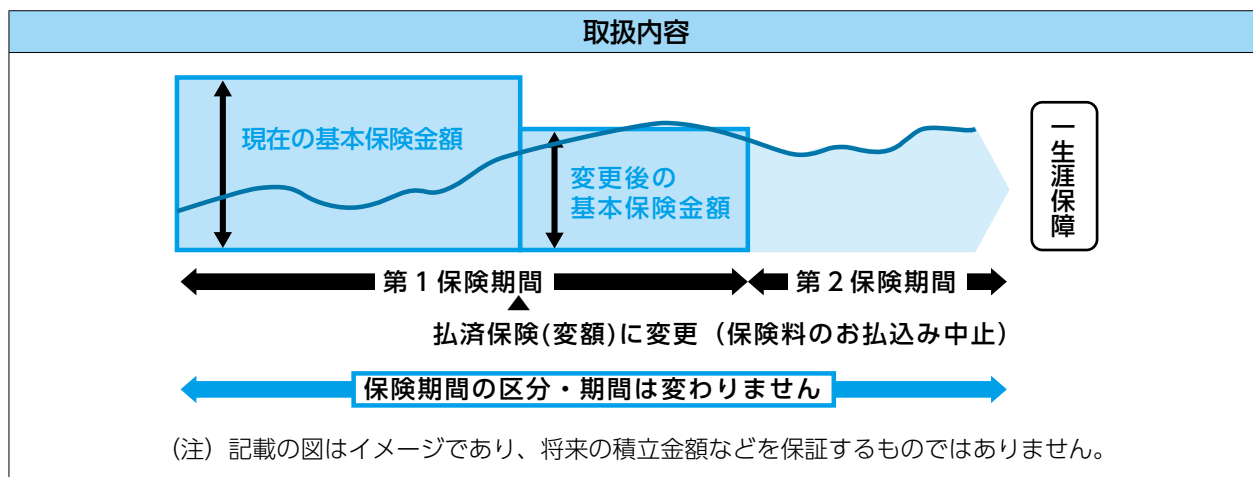
（※1）保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合、解約返戻金の額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。

基本保険金額の減額

- 第1保険期間（保険料払込期間）中は、基本保険金額を減額して以後の保険料を少なくすることで、保険料の負担を軽減することができます。（※2）
- 第2保険期間中は、お客さまのお好きなタイミングで減額をすることで積立金の一部を資金としてお使いいただけます。
- 減額部分は解約したものとして扱い、解約返戻金があればお支払いします。（※3）（※4）
- 基本保険金額を減額される場合には、同じ割合で各特別勘定の積立金額も減額されたものとします。
- 保険料の払込が免除されたご契約については、保険料の払込の免除事由の発生以後、第1保険期間（保険料払込期間）中における基本保険金額の減額はお取り扱いしません。
- （※2）当社の定める限度を下回る減額はできません。
- （※3）保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合、減額部分にも解約控除がかかります。
- （※4）解約返戻金のお支払いが資産運用に及ぼす影響が大きいと認められたときは、最長6か月の範囲内で解約返戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約返戻金に当社所定の利息をつけてお支払いします。

払済保険（変額）への変更

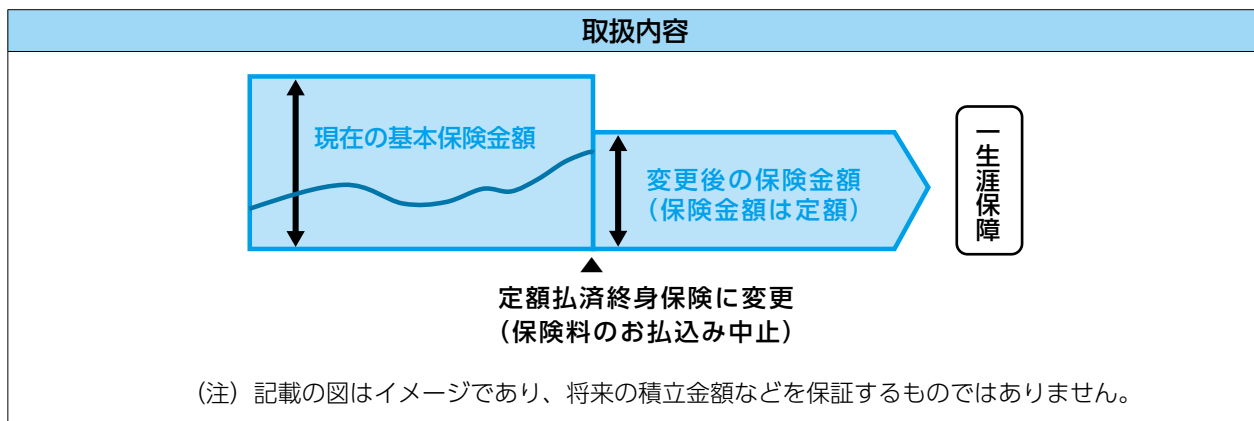
- 当社の取扱条件の範囲内で保険料のお払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険期間・保障内容をそのままにした変額保険に変更します。（※5）（※6）
- 払済保険（変額）への変更日は、請求書類を当社が受け付けた日とします。
- 払済保険（変額）に変更後も保険期間の区分および期間は同一となります。
- 払済保険（変額）に変更後も特別勘定で運用いたします。
- 払済後の基本保険金額は解約返戻金の額（ご契約者への貸付がある場合には、その元利金を差し引いた額とします。）により計算します。ただし、このとき計算した払済後の基本保険金額が、変更前の保険契約の保険金額を超えるとときは、変更前の保険契約の保険金額（基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額）と同額とし、解約返戻金の残額をご契約者にお支払いします。
- 第2保険期間において積立金額が当社の定める金額を下回ったときには、保険契約は消滅します。この場合、消滅時の積立金額をご契約者にお支払いします。
- 払済保険（変額）へ変更されたときには、健康ステージを適用する場合の特則、変額用保険料免除特約は消滅します。
- 変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎのいずれかに該当したときは、払済保険（変額）への変更がなかったものとしてお取り扱いします。
 - ・被保険者が死亡したとき
 - ・高度障害保険金が支払われるとき
 - ・就労不能・介護保険金が支払われるとき
 - ・保険料の払込の免除事由に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 第1保険期間（保険料払込期間）中のみお取り扱いできます。
- 保険料の払込が免除されたご契約については、保険料の払込の免除事由の発生以後、払済保険（変額）への変更はお取り扱いしません。



- （※5）払済後の基本保険金額が当社の定める限度を下回る場合はお取り扱いできません。また、他のご契約との通算等によりお取り扱いが制限される場合があります。
- （※6）保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合、解約返戻金の額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。

定額払済終身保険への変更

- 当社の取扱条件の範囲内で解約返戻金をもとにして、保険金額を定額とする保険期間が終身の定額払済終身保険に変更します。(※7) (※8)
- 定額払済終身保険への変更日は、請求書類を当社が受け付けた日とします。
- 定額払済終身保険に変更後は、死亡保険金、高度障害保険金のみのお支払いとなります。就労不能・介護の保障はありません。
- 変更後は特別勘定での運用はいたしません。
- 定額払済終身保険金額は、変更日の解約返戻金の額（ご契約者への貸付がある場合には、その元利金を差し引いた額とします。）および変更日における当社所定の率によって定めます。ただし、このとき計算した保険金額が、変更前の保険契約の保険金額（基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額）または給付金額を超えるとときは、変更前の保険契約の保険金額または給付金額と同額とし、解約返戻金の残額をご契約者にお支払いします。
- 定額払済終身保険へ変更されたときには、健康ステージを適用する場合の特則、変額用保険料免除特約は消滅します。
- 第1保険期間（保険料払込期間）中に変更される場合、変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎのいずれかに該当したときは、定額払済終身保険への変更がなかったものとしてお取扱いします。
 - ・被保険者が死亡したとき
 - ・高度障害保険金が支払われるとき
 - ・就労不能・介護保険金が支払われるとき
 - ・保険料の払込の免除事由に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 第1保険期間（保険料払込期間）中および第2保険期間中にお取扱いができます。
- 保険料の払込が免除されたご契約については、保険料の払込の免除事由の発生以後、第1保険期間（保険料払込期間）中における定額払済終身保険への変更はお取扱いしません。



- (※7) 定額払済終身保険金額が当社の定める限度を下回る場合はお取扱いできません。また、他のご契約との通算等によりお取扱いが制限される場合があります。
- (※8) 保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合、解約返戻金の額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。



ご注意ください

この保険契約には、自動振替貸付のお取扱いはありません。



ご注意ください

自動延長就労不能・介護保障定期保険、定額払済終身保険へ変更された後は特別勘定による運用はいたしません。



保険金・給付金などのご請求について

このページは、一般的な保険金や給付金のお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

18 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで

保険金・給付金などのご請求手続きの流れ

○支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。

1

お客さま

内容ご確認ください

当社へのご連絡にあたり、以下をご確認いただけるとご案内がスムーズです。

- ・保険証券番号 ・傷病名、手術名
- ・契約者名、被保険者名 ・入院日、手術日、死亡日

※ご契約内容やご請求内容によっては、その他の事項を確認させていただく場合があります。

2

お客さま

請求ご連絡

当社にご連絡ください。

- ・当社公式ウェブサイト「お手続きメニュー」
(<https://vivr.himawari-life.co.jp/1/index.html>)
- ・当社カスタマーセンター（連絡先は「巻末」をご覧ください。）
- ・取扱営業店



3

当社

手続きご案内

当社からお手続方法をご案内します。

- ・お手続方法の詳細
- ・お手続きに必要な書類

4

お客さま

書類ご提出

必要書類をご用意、ご提出ください。

- ・必要事項をご記入・押印ください。
- ・診断書等をご用意ください。

5

当社

保険金・給付金
などのお支払い

ご提出いただいた書類を確認し、保険金・給付金などをお支払いします。

- ・ご請求内容を当社で確認します。
※当社または当社の委託会社の担当者が、お客さまとの面談や、医療機関などへの照会をさせていただく場合があります。また、治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。
- ・ご指定いただいた口座にお支払いします。

6

お客さま

金額ご確認ください

お受取金額をご確認ください。

- ・支払内容の明細をお送りしますので、お受取金額をご確認ください。



ご注意ください

- ・ご請求の内容によっては、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
- ・保険金・給付金などのご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

ご請求に際して必要な書類などについて

請求書類	共通書類		給付別書類								
	請求書 ※ 1	保険証券	医師の死亡証明書 ※ 1 ※ 2	不慮の事故を証する書類 ※ 3	医師の診断書 ※ 1	医師の手術証明書または治療証明書 ※ 1	被保険者の印鑑証明書	被保険者の住民票 ※ 4	受取人の戸籍抄本・印鑑証明書	介護状態を証する書類 ※ 5	障害基礎年金の支給を証する書類 ※ 6
請求項目											
死亡保険金 死亡給付金	○	○	○					○	○		
災害死亡給付金	○	○	○	○				○	○		
高度障害保険金 高度障害給付金	○	○			○			○	○		
災害高度障害給付金	○	○		○	○			○	○		
就労不能・介護保険金	○	○			○		○	○	○	○	○
保険料払込免除	○	○		○	○						
変額用保険料免除特約による 保険料払込免除	○	○			○	○					
リビング・ニーズ特約による 保険金	○	○			○		○	○			
指定代理請求 代理請求	○	○	・ 普通保険約款および特約条項に定める保険金などの請求書類 ・ 被保険者の戸籍抄本 ・ 指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書 ・ 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し ・ 指定代理請求人または代理人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し ・ 指定代理請求人または代理人が契約に基づき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し								

※ 1 当社所定の様式

※ 2 当社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書

※ 3 交通事故証明書など

※ 4 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

※ 5 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証

※ 6 被保険者が国民年金法に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類

保険金・給付金などの支払期限について

○保険金・給付金などのご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類（完備された請求書類のことをいいます。）が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金などをお支払いします。

ただし、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	支払期限
①保険金・給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	
○支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60 日以内
②上記①を確認するため、特別な照会や調査が必要なつぎの場合	
○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面などの方法に限定される照会が必要な場合 ○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90 日以内
○弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ○研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120 日以内
○契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などで明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	180 日以内



ご注意ください

保険金・給付金などをお支払いするための上記①②の確認などに際し、契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

19 保険金・給付金などをもらえなく ご請求いただくために

- ご契約の内容によって、ご請求いただいた保険金・給付金以外にも保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
- 保険金・給付金などをご契約内容に応じてもらえなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約内容・ご加入時期によっては以下とお取扱いが異なりますので、保険証券や約款を必ずご確認ください。また、実際の事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。
- 以下の事例に該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、当社カスタマーセンター（巻末に記載のお問い合わせ先）または取扱営業店までお問い合わせください。

当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

複数の契約

ご家族名義の契約

- 複数の契約にご加入の場合や、ご家族名義でご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 家族として加入している契約がある。
（●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など）

ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の保険金・給付金などはありませんか？

入院したが 未請求

入院を保障する契約にご加入の場合、

- 入院給付金をご請求いただいていないものはありますか？
医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

日帰りで 手術

手術を保障する契約にご加入の場合、

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
手術給付金の保障のある保険種類

通院したが 未請求

通院を保障する契約にご加入の場合、

- 入院給付金のご請求をした後、通院給付金のご請求ができる場合があります。
通院特約、がん外来治療給付特約など通院給付金のある保険種類

以下の保険・特約などにご加入の場合、

が ん

脳卒中

急性心筋梗塞^{こうそく}

○保険金や給付金などをお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険
特定疾病保障終身保険

特定疾病保障定期保険特約

特定疾病前払式終身保険

医療用三大疾病入院一時金特約
医療用新三大疾病一時金特約

総合生活障害保障保険

特定疾病診断給付金特約

医療用総合生活障害保障特約

○保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

医療用保険料免除特約

変額用保険料免除特約

以下の特約にご加入の場合、

余命6か月以内
と診断された

○リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

○ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

がん死亡特約

入院
治療中に病院で
亡くなった

手術
した後に亡くなった

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

○入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など入院や手術の保障がある保険種類

20 保険金・給付金などをお支払いできる事例・できない事例

はじめにご確認ください

この項目は、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約内容・ご加入時期によっては以下とお取扱いが異なりますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては保険証券や約款を必ずご確認ください。

また、実際の事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。

告知義務違反による解除 [死亡保険金など]

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知しなかったが、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。

告知義務違反のため
ご契約は解除となりますが、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、全く因果関係がない場合には、死亡保険金などをお支払いできます。

お支払い
できます

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合。

告知義務違反のため、
ご契約は解除となり、
死亡保険金などをお
支払いできません。

お支払い
できません



ご注意
ください

ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

責任開始期前の発病【高度障害保険金など】

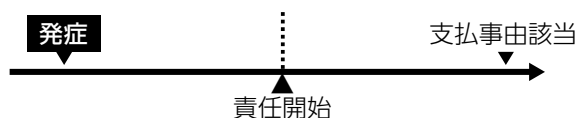
ご加入後に発症した「脳梗塞」により約款に定められた支払事由に該当した場合。



責任開始期以後に発生した病気により、支払事由に該当したため、お支払いできます。

お支払い
できます

ご加入前に発症した「脳梗塞」により約款に定められた支払事由に該当した場合。



責任開始期より前に発生した病気により、支払事由に該当したため、お支払いできません。

お支払い
できません



ご注意ください

高度障害保険金などは、原則として、ご契約の責任開始後に発病した病気（疾病）や不慮の事故による傷害などを原因とする場合にお支払い対象になるものと約款に定められています。

したがって、ご契約の責任開始期より前に発生していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合には、高度障害保険金などはお支払いできません。

所定の障害状態【高度障害保険金など】

両眼とも矯正（きょうせい）視力が0.02以下となり、回復の見込みがない場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当するため、お支払いできます。

お支払い
できます

両眼とも視力が0.02以下となったが、手術などにより回復の見込みがある場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当しないため、お支払いできません。

お支払い
できません



ご注意ください

高度障害保険金などは、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態等とは異なる場合があります。

詳しくはご契約のしおり・約款の別表「対象となる高度障害状態」をご確認ください。

就労不能・介護保険金のお支払い（国民年金法に定める障害状態）

責任開始期以後に初めて、呼吸器疾患による障害で、国民年金法に基づく障害等級2級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。

精神障害の状態以外で認定されているためお支払いできます。

お支払い
できます

責任開始期以後に初めて、精神障害の状態により、国民年金法に基づく障害等級2級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。

精神障害の状態による認定は、約款でお支払対象から除外されているためお支払いできません。

お支払い
できません

就労不能・介護保険金のお支払い（公的介護保険制度に定める要介護状態）

脳梗塞で寝たきりとなり、公的介護保険制度の要介護認定の申請を行い、その後の審査の結果、「要介護3」の認定を受けた場合。

公的介護保険制度に定める「要介護1」以上の状態に該当しているため、お支払いできます。

お支払い
できます

脳梗塞で軽度のまひが残ったため、公的介護保険制度の要介護認定の申請を行ったところ、審査の結果、「要支援2」の認定を受けた場合。

公的介護保険制度に定める「要介護1」以上の状態に該当していないため、お支払いできません。

お支払い
できません



ご注意ください

- ・公的介護保険制度による要介護1以上の状態に該当していると認定された場合、就労不能・介護保険金をお支払いします。
 - ・満65歳未満の被保険者が約款所定の要介護状態（※）に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断された場合も、就労不能・介護保険金をお支払いします。
- ※公的介護保険制度の要介護1以上に相当すると会社が定める状態を指します。
詳しくはご契約のしおり・約款の別表「対象となる要介護状態」をご確認ください。

災害死亡給付金の免責【災害死亡給付金】

【被保険者の不注意】

居眠り運転をして路上の電柱に衝突し、死亡された場合。

【軽度の酒酔い状態での事故】

酒に酔って横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

約款に定める「免責事由」には該当しないため、災害死亡給付金をお支払いできます。

お支払い
できます

【被保険者の重大な過失】

危険であることを十分認識できる状況にありながら、高速道路を逆走して対向車と衝突し死亡された場合。

【泥酔状態を原因とする事故】

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合。

約款に定める「免責事由」に該当するため、災害死亡給付金をお支払いできません。

お支払い
できません



ご注意ください

ご契約により、災害死亡給付金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合、災害死亡給付金をお支払いできません。

[一般的にお支払いできない例]

- ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・被保険者の精神障害を原因とする場合
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合

○被保険者が受取人となっている保険金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情(※1)があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。ただし、保険金・給付金などの受取人が法人である場合は、この特約による指定代理請求人を指定できません。

(※1)「特別な事情」とはつぎのようなものをいいます。

- ・被保険者が保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
- ・被保険者本人が病名の告知を受けていない など

対象となる保険金・給付金など

○対象となる保険金・給付金などは、つぎのとおりです。

- ①被保険者が受取人である保険金・給付金など
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料の払込の免除

指定代理請求人の範囲

○指定代理請求人の範囲はつぎのとおりです。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者と同居または同一生計の者(※2)
- ④被保険者の療養看護に努めている、または、財産管理を行っている者(※2)
- ⑤その他③および④に掲げる者と同等の保険金・給付金などを請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた者(※2)

(※2) 当社所定の書類などによりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金などの受取人のために保険金・給付金などを請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

指定代理請求人が死亡している場合などの請求について

○指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①～⑤）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、つぎの方が保険金・給付金などを請求することができます。

- ①請求時に被保険者と同居または同一生計の死亡保険金受取人
 - ②①に該当する者がいない場合(※3)
請求時に被保険者と同居または同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③①、②に該当する者がいない場合(※4)
請求時に被保険者と同居または同一生計の被保険者の3親等内の親族
 - ④①～③に該当する者がいない場合(※5)
①～③に該当する者と同等の保険金・給付金などを請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた者
- (※3) ①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合を含みます。
(※4) ①、②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合を含みます。
(※5) ①～③に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合を含みます。



ご注意ください

- ・故意に保険金・給付金などの支払事由を生じさせた者または故意に受取人を保険金・給付金などを請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。
- ・指定代理請求人・代理請求人に保険金・給付金などをお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。
- ・代理請求をすることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご注意ください。



ご契約後について

22

ご契約の解約について

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されまると、**解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。**
- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数などによっても異なります。**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。**ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額（※）を差し引いた金額をお支払いします。**
（※）解約控除額は、基本保険金額、保険料払込期間、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。
- 解約返戻金のお支払いが資産運用に及ぼす影響が大きいと認められたときは、最長6か月の範囲内で解約返戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約返戻金に当社所定の利息をつけてお支払いします。
- 変額用保険料免除特約には解約返戻金はありません。



ご注意ください

解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動（増減）し、運用実績によっては、払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。（解約返戻金や積立金額の最低保証はありません。）



ご注意ください

<主契約の場合>

この保険契約では、半年払・年払の保険料をお払い込みいただいた後、保険料期間（※）満了前に解約した場合、もしくは、以後の保険料のお払込みが不要となった場合、保険料期間（※）の経過していない月数に応じて払い戻す金額（未経過保険料）はありません。その理由はつぎのとおりです。

- ・この保険契約では、お払い込みいただいた保険料のうち、すでに発生した費用のみが控除され、それ以外はすべて特別勘定の積立金として積み立てられます。
- ・この保険契約を解約される場合には、解約日における積立金額を解約返戻金としてお支払いしますので、解約返戻金とは別に、未経過保険料をお支払いすることはありません。

※保険料期間とは、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約応当日からつぎの契約応当日の前日までの期間のことをいいます。

<変額用保険料免除特約を付加した場合>

- ・特約部分の保険料は特別勘定へ繰り入れません。
- ・半年払・年払のご契約を解約した場合、もしくは、以後の保険料のお払込みが不要となった場合、特約部分の未経過保険料があるときは、その金額をお支払いします。

債権者などによる解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人など（以下、「債権者など」といいます。）が保険契約を差し押さえて、債権の回収を目的に保険契約の解約を生命保険会社へ請求することがあります。ご契約者の債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金などの受取人によるご契約の存続

- 債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべてを満たす保険金・給付金などの受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 保険金・給付金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などにお支払いすべき金額を債権者などに対してお支払いすること
- ③上記②について、債権者などにお支払いした旨を当社に対して通知すること
(当社への通知についても期間内に行うこと)

被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

23

ご契約者に対する貸付について

契約者貸付

- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします（貸付金は本社から口座振込の方法でお支払いします）。
- この場合、貸付金には当社所定の利率（※）で計算した利息（複利計算）がつきます。
- 貸付金額とその利息のご返済があるまで、貸付金額と同額の積立金額についてはローンファンドが設定され、特別勘定資産の運用実績に基づく計算を行わず、別途ローンファンドの利率により計算します。ローンファンドの利率は以下のとおりです。

<第1 保険期間中>

$$\text{ローンファンドの利率（年利）} = \text{貸付金に対する当社所定の利率（※）} - \text{保険関係費用のうち特別勘定の管理に必要な費用（％）} - \text{保険関係費用のうち基本保険金額保証に関する費用（％）}$$

<第2 保険期間中>

$$\text{ローンファンドの利率（年利）} = \text{貸付金に対する当社所定の利率（※）} - \text{保険関係費用のうち特別勘定の管理に必要な費用（％）}$$

（※）利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

- 貸付を受けた場合と受けなかった場合とでは、お受取りになる保険金額、給付金額および解約返戻金の額が異なることがあります。
- 貸付金のお支払いが資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときには、最長6か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。

貸付金超過による失効

- 貸付金の元利合計額が解約返戻金の額を超えるとときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払い込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。



ご注意ください

自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更された後は、ご契約者に対する貸付のお取扱いはいたしません。

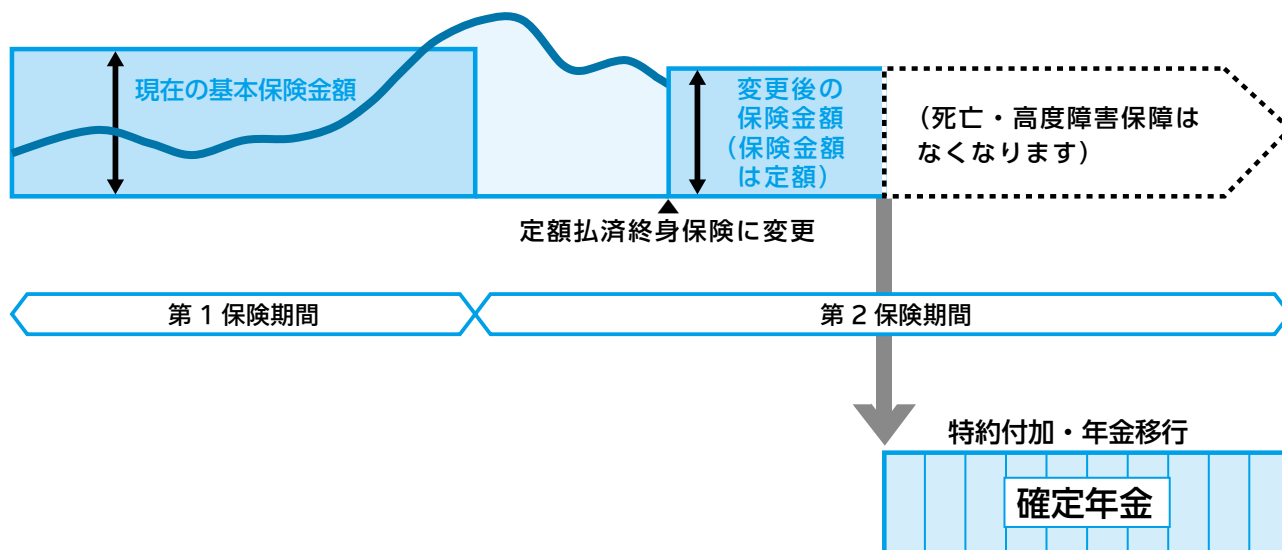
24 年金移行のお取扱いについて

年金移行特約について

- 第2 保険期間移行後かつ定額払済終身保険への変更後、当社所定の要件を満たした場合に、将来の保険金などのお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
- 第1 保険期間中に定額払済終身保険へ変更後、変更前の主契約の第2 保険期間に到達した以降に年金支払に移行することもできます。

確定年金に全部を移行する場合のしくみ図

< 第2 保険期間移行後に定額払済終身保険へ変更し、年金移行した場合 >



移行できる年金の種類

年金	内容
確定年金 (※1)	被保険者が生存している間、年金支払期間にわたり年金をお支払いします。  年金支払期間
保証期間付終身年金 (※2)	被保険者が生存している間、終身にわたり年金をお支払いします。  終身年金 保証期間 保証期間経過後の年金 (終身)

(※1) 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人に支払います。

(※2) 保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。なお、保証期間付終身年金の場合、保証期間の残存期間に対する年金現価は年金原資を下回ることがあります。

年金移行日と条件

- 第2 保険期間へ移行後かつ定額払済終身保険へ変更された後に到来する年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日をこの特約の締結日（年金移行日）とします。
- 第1 保険期間中に定額払済終身保険に変更後に、変更前の主契約の第2 保険期間に到達した場合、第2 保険期間到達日以後に到来する年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日をこの特約の締結日（年金移行日）とします。
- 当社所定の期間までに、この特約を付加する旨のお申出（本社への請求書類の到着）および定額払済終身保険へ変更されていることが必要です。



ご注意
ください

年金額が当社の定める金額に満たないときなどは、この特約を締結することはできません。

年金の支払日

- 第1 回の年金支払日（年金支払開始日）はこの特約の締結日とします。第2 回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とし、1 年ごとにお支払いします。

年金額

- 年金額はご契約の責任準備金額などをもとにして、年金移行時における当社の定める率により計算します。ただし、貸付金があるときはそれらの元利金を差し引きます。

年金受取人

- この特約の締結の際に、ご契約者は、ご契約者または主契約の被保険者のいずれかを年金受取人に指定してください。
- 主契約の一部を年金支払に移行する場合は、年金受取人はご契約者とします。

年金支払開始日以後のご注意

- 年金支払開始日以後は、年金支払に移行した部分の契約者貸付のお取扱いはいたしません。
 - 確定年金の場合、年金支払に移行した部分の解約および減額を請求することができます。（※3）
 - 保証期間付終身年金の場合、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます（一括払を行った場合でも、保証期間後の年金は、生存している間、終身にわたりお支払いします。）。
- （※3）減額後の年金額が当社の定める限度を下回る減額のお取扱いはいたしません。



ご注意
ください

年金移行特約の取扱内容などについては、当冊子作成時点の内容に基づいて記載しております。

年金移行時点では取扱内容などが変更されている場合がありますのでご了承ください。



ご注意
ください

年金に移行した場合、年金移行部分は、死亡・高度障害の保障（死亡保険金・高度障害保険金）はありません。

25 保険金受取人の変更について

死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を変更することができます。変更される場合には、当社カスタマーセンターへご通知ください。



ご注意ください

当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金・給付金などをお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金・給付金などの請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から当社カスタマーセンターへご通知ください。
- 被保険者の同意がなければ受取人変更の効力は生じません。



ご注意ください

当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金・給付金などをお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金・給付金などの請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡した場合

- 新しい保険金受取人に変更する手続きが必要ですので、すみやかに当社カスタマーセンターへご連絡ください。
- 保険金受取人が死亡した時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。

26 ご契約者への情報提供について

○ご契約内容、特別勘定資産の運用状況などについては、以下のような方法でご確認できます。

【郵便による情報提供】

ご契約内容のお知らせ	ご契約内容などについて、年1回お知らせします。
【変額保険】ご契約内容（契約応当日現在）のお知らせ	契約応当日時点の積立金額などについて、年1回お知らせします。
変額保険決算のお知らせ	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支など、1事業年度における特別勘定の詳細を、年1回決算後にお知らせします。

【インターネットによる情報提供】

<公式ウェブサイトでの情報提供>

変額保険の運用実績	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳などが記載されます。毎月作成されます。
変額保険決算のお知らせ	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支など、1事業年度における特別勘定の詳細を、年1回決算後にご確認できます。
ディスクロージャー	当社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘定の状況など、当社の1事業年度における決算報告が記載されます。
ユニットプライス	特別勘定のユニットプライスを毎日更新してお知らせします。また、過去の月ごとの推移についてもお確認できます。

<インターネットサービス（MYひまわり）での情報提供>

ご契約内容の確認(※)	ご契約内容などについて、ご契約ごとにご確認できます。
-------------	----------------------------

(※) ご契約内容の確認にはMYひまわり（Webサービス）の登録が必要です。MYひまわりでは「積立金の移転（スイッチング）」「特別勘定への保険料の繰入割合の変更」を含む各種お手続きが可能です。

新規登録は巻末のご案内をご覧ください。なお、法人のお客さまはご利用いただけるお手続きに制限があります。



ご注意ください

情報提供方法や内容は、将来変更されることがあります。

27 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱い

○以下の突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合には、特別取扱期間（※1）中、ご契約を下表のとおり取扱います。（※2）

- ・天災または戦争その他の変乱等
- ・特別勘定資産に関係する金融機関または資産運用会社に生じた取引停止、倒産、著しい信用状況の悪化
- ・特別勘定資産に関係する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、金融機関における決済機能の停止
- ・その他上記に準じるやむを得ない事情

（※1）特別取扱期間とは、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間をいいます。（以下、下表においても同じです。）

（※2）下表の特別取扱を行う場合および特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、当社公式ウェブサイトにてその旨をただちに公表します。

対象となるお手続き	特別取扱の内容
ご契約の申込	・正常な評価ができない特別勘定に保険料を繰り入れるご契約のお申込みは受け付けません。 ・すでに受け付けたご契約のお申込みについては、なかったものとして取り扱い、お払い込みいただいた保険料は返還することがあります。
保険料の繰入れ	・正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれるご契約については、特別勘定への保険料の繰入れは行わず、正常な評価ができるようになった日に繰り入れます。 ・上記の場合において、第1回保険料が特別勘定に繰り入れられず、かつ特別取扱期間中であれば、ご契約者はお申込みの取消しをお申し出いただけます。
特別勘定への保険料の繰入割合の変更、積立金の移転（スイッチング）	つぎのお申出は受け付けません。また、すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。 ・正常な評価ができない特別勘定が含まれる各特別勘定への繰入割合の指定・変更 ・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金または正常な評価ができない特別勘定が移転先に含まれる積立金の移転（スイッチング）
積立金からの費用の控除	・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、積立金からの費用の控除は行わず、正常な評価ができるようになった日に控除します。
死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金のお支払い	・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、保険金額は基本保険金額または特別取扱期間満了日の翌日の積立金額のいずれか大きい額とします。 ・上記の場合、特別取扱期間中に保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、基本保険金額（基本保険金額から差し引くべき金額があるときはその金額を差し引いた金額とします。）をお支払いします。その後、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額がすでにお支払いした基本保険金額を上回るときは、その差額をお支払いします。
死亡給付金、災害死亡給付金、高度障害給付金、災害高度障害給付金のお支払い	・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、死亡給付金、災害死亡給付金、高度障害給付金または災害高度障害給付金の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、給付金額は特別取扱期間開始日の前日の積立金額または特別取扱期間満了日の翌日の積立金額のいずれか大きい額とします。 ・上記の場合、特別取扱期間中に給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったときは、特別取扱期間開始日の前日の積立金額（積立金額から差し引くべき金額があるときはその金額を差し引いた金額とします。）を給付金額として、給付金をお支払いします。その後、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額がすでにお支払いした特別取扱期間開始日の前日の積立金額を上回る場合は、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額を給付金額とし、すでにお支払いした給付金との差額をお支払いします。

対象となる手続き	特別取扱の内容
死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金の免責事由に該当した場合	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、被保険者が死亡し、死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金の免責事由に該当したことによって死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金が支払われないときは、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額をお支払いします。ただし、ご契約者の故意によるときは、特別取扱期間満了日の翌日の解約返戻金をお支払いします。
第1保険期間（保険料払込期間）が満了し、第2保険期間に移行する場合	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、特別取扱期間中に第1保険期間（保険料払込期間）が満了し、第2保険期間に移行する場合の積立金額は、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額とします。
自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約を自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更する場合で、猶予期間満了日が特別取扱期間中に含まれるときは、特別取扱期間開始日の前日の積立金額をもとに計算した解約返戻金（※3）を充当して自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間を定めます。 ・ 上記の場合、自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更しなかったものとして特別取扱期間満了日の翌日の積立金額をもとに計算した解約返戻金（※3）が上記の金額を上回るときは、自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間を再計算します。
払済保険（変額）または定額払済終身保険への変更	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、払済保険（変額）または定額払済終身保険への変更のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
解約	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、特別取扱期間中に解約のお申出を受け付けた場合、解約返戻金（※3）の額は、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額をもとに計算します。 ・ 上記の場合、特別取扱期間中であれば、ご契約者は解約の取消しをお申し出いただけます。
基本保険金額の減額	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、基本保険金額の減額のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
解除	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、告知義務違反または重大事由による解除を行う場合で、死亡、高度障害状態、もしくは就労不能・介護保険金の支払事由に該当した日またはそれ以外の事由による解除の通知を発信した日が特別取扱期間に含まれるときには、特別取扱期間満了日の翌日の解約返戻金（※3）をお支払いします。
契約者貸付	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、契約者貸付のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
健康ステージの変更および「健康ステージを適用する場合の特則」の中途付加	・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、健康ステージの変更または「健康ステージを適用する場合の特則」の中途付加のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。

（※3）契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた額とします。

28 生命保険と税金について

- 税務のお取扱いなどについては、2024 年 4 月現在の税制に基づき記載しております。
- 今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 個別の税務のお取扱いなどについては、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

生命保険料控除

- お払込みになった保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族となっているご契約
対象となる保険料	1 月から 12 月までにお払い込みいただいた保険料の合計額

- 保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- 生命保険料控除の対象となる保険料は、『一般生命保険料控除』『介護医療保険料控除』『個人年金保険料控除』に分けられます。
 - ・一般生命保険料…生存または死亡に基因して一定額の保険金・給付金を支払う部分に対する保険料
 - ・介護医療保険料…介護保障または医療保障など入院・通院などに伴う給付部分に対する保険料
 - ・個人年金保険料…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などに対する保険料
- 変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）の保険料は一般生命保険料控除の対象です。

所得税の一般生命保険料控除

年間の支払保険料など	控除の対象となる金額	控除額の上限
20,000 円以下	全額	120,000 円 （「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額）
20,000 円を超え 40,000 円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 10,000 円	
40,000 円を超え 80,000 円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 20,000 円	
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円	

住民税の一般生命保険料控除

年間の支払保険料など	控除の対象となる金額	控除額の上限
12,000 円以下	全額	70,000 円 （「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額）
12,000 円を超え 32,000 円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 6,000 円	
32,000 円を超え 56,000 円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 14,000 円	
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円	



ご注意ください

この保険料控除の内容は、2012 年 1 月 1 日以後に締結、自動更新、特約中途付加したご契約に適用されます。2011 年 12 月 31 日以前に締結したご契約は、原則として税制改正前の制度が適用されます。税制改正前の制度については当社公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）をご覧ください。

保険金・給付金などの税法上のお取扱い

死亡保険金・死亡給付金・災害死亡給付金にかかる税金の種類

○保険金・給付金にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

生命保険金の相続税非課税限度額

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
死亡保険金 死亡給付金 災害死亡給付金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	以下①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	<u>500万円×法定相続人数</u>

保険金・給付金などの非課税扱

対象となる保険金・給付金など	条件	非課税扱の範囲
高度障害保険金 就労不能・介護保険金 高度障害給付金 災害高度障害給付金 リビング・ニーズ特約による保険金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	<u>全額</u>

解約返戻金にかかる税金の種類

○解約返戻金の額が必要経費（払込保険料合計額）を上回り、差益が発生した場合は、所得税（一時所得）と住民税の対象となります。



生命保険に関するお知らせ

29 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

- 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。
- ただし、この場合でも、生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金金額、給付金額などが削減されることがあります。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

【保護機構とは】

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

【保護の対象】

- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。(※4)）。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

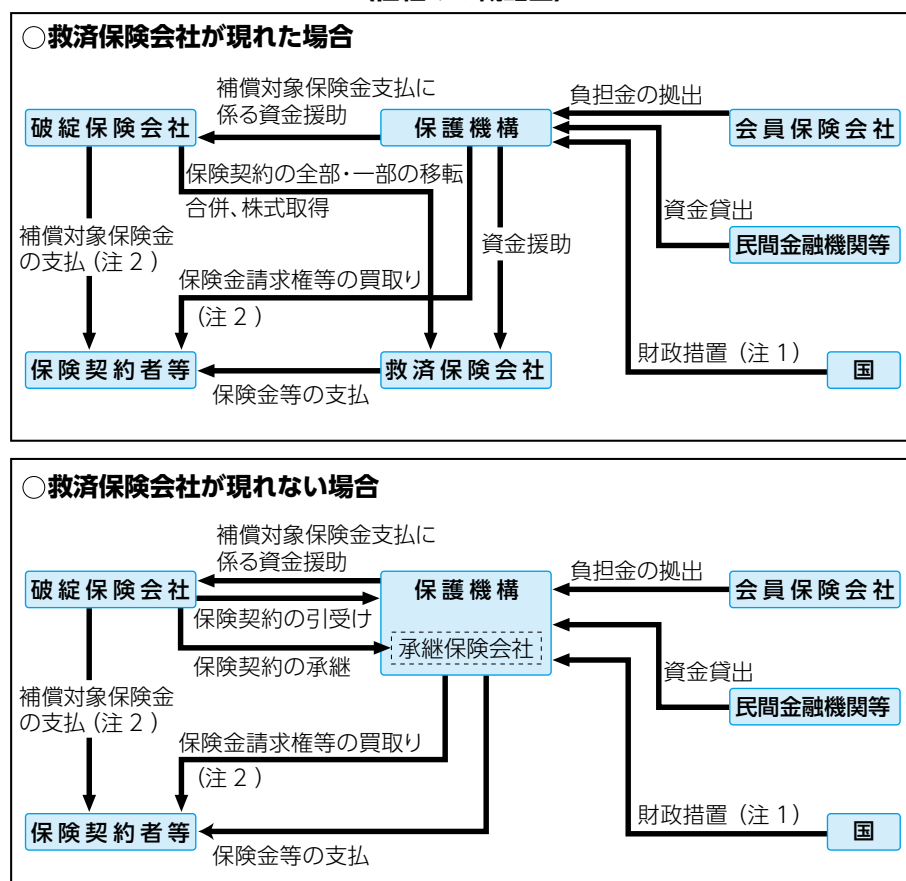
(※3) 将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

(※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【保護の例外】

○なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

〈仕組みの概略図〉



(注 1) 上記の「財政措置」は、2027 年 3 月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注 2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ※ 2 に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先>

生命保險契約者保護機構

TEL 03 - 3286 - 2820

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

30 業務または事務の委託について

- 当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン株式会社に委託しております。
- 申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況などの事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン株式会社が知ることがあります。
(情報端末によるお申込みの場合を含みます。)

31 取引時確認に関するお客さまへのお願い

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結などにあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居などが記載された公的証明書を提示いただく方法などにより取引時確認（本人確認）を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング(※2)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
 - (※1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）
 - (※2) 犯罪などで得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけることなど
- 取引時確認（本人確認）では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業などを、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者などを確認します。
- ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客さまにつきましては、その後に本人特定事項や職業などに変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

32 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます。）、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（※1）および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約など」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金など（以下「保険金など」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（※2）に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。

（※1）「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご覧ください。

（※2）全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

- 保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引き受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日など」といいます。）から5年間（※3）とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引き受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

（※3）被保険者が満15歳未満の保険契約などについては、「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間。

【登録事項（※4）】

2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額・遺族年金の年金現価・災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日（復活日、増額日、特約の中途付加日）
- ⑤取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金の金額
- ③遺族年金の年金現価
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤入院を保障する給付の種類および日額・給付金額・一時金額
- ⑥がん・悪性新生物の診断確定を保障する給付の保険金額・給付金額・一時金額・年金現価

- ⑦就労不能を保障する給付の月額
- ⑧先進医療を保障する給付の件数
- ⑨契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑩取扱会社名

* 2024年4月1日以降、復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑧に該当する主契約・特約が登録対象となります。

(※4) 正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

○当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、個人情報開示請求受付窓口(※5)にお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

(※5) 電話番号 0120-100-127 (土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く)

*「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社公式ウェブサイト(<https://www.himawari-life.co.jp/>)をご確認ください。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

保険金などのご請求に際し、お客さまのご契約内容などを照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社（※1）、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払いなどの判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

（※1）「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご覧ください。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金など」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会し、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項（※2）

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

（※2）相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、個人情報開示請求受付窓口（※3）にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

（※3）電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）をご確認ください。



約款

変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 特別勘定
 - 第1条（特別勘定）
 - 第2条（特別勘定の種類）
 - 第3条（各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更）
2. 積立金
 - 第4条（積立金）
 - 第5条（積立金の移転）
 - 第6条（特別勘定等の廃止等）
3. 責任開始期
 - 第7条（責任開始期）
4. 保険期間の区分
 - 第8条（保険期間の区分）
5. 保険金および給付金の支払
 - 第9条（保険金額および給付金額）
 - 第10条（保険金および給付金の支払）
 - 第11条（保険金および給付金の削減支払）
 - 第12条（高度障害保険金等の支払等による保険契約の消滅）
 - 第13条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）
6. 保険料の払込の免除
 - 第14条（保険料の払込の免除）
 - 第15条（保険料の払込の免除の請求手続）
7. 保険料の払込
 - 第16条（保険料の払込）
 - 第17条（保険料の払込方法（経路））
 - 第18条（保険料の前納または一括払）
8. 猶予期間および保険契約の失効
 - 第19条（猶予期間および保険契約の失効）
 - 第20条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）
9. 自動延長就労不能・介護保障定期保険
 - 第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）
10. 保険契約の復活
 - 第22条（保険契約の復活）
11. 解約および解約返戻金
 - 第23条（解約）
 - 第24条（解約返戻金）
 - 第25条（保険金または給付金の受取人による保険契約の存続）
12. 契約内容の変更
 - 第26条（保険料払込方法（回数）の変更）
 - 第27条（払済保険への変更）
 - 第28条（定額払済終身保険への変更）
 - 第29条（基本保険金額の減額）
13. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効
 - 第30条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）
14. 告知義務および保険契約の解除
 - 第31条（告知義務）
 - 第32条（告知義務違反による解除）
 - 第33条（保険契約を解除できない場合）
 - 第34条（重大事由による解除）
15. 保険契約者に対する貸付
 - 第35条（保険契約者に対する貸付）
16. 保険金および給付金の受取人
 - 第36条（保険金および給付金の分割割合）
 - 第37条（受取人の代表者）
 - 第38条（受取人の変更）
 - 第39条（遺言による受取人の変更）
17. 保険契約者
 - 第40条（保険契約者の代表者）
 - 第41条（保険契約者の変更）
18. 保険契約者の住所の変更
 - 第42条（保険契約者の住所の変更）
19. 被保険者の業務の変更等の場合
 - 第43条（被保険者の業務の変更等の場合）
20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
 - 第44条（契約年齢の計算）
 - 第45条（契約年齢または性別の誤りの処理）
21. 契約者配当
 - 第46条（契約者配当）
22. 時効
 - 第47条（時効）
23. 削除
 - 第48条 削除
24. 法令等の改正に伴う契約内容の変更
 - 第49条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
25. 管轄裁判所
 - 第50条（管轄裁判所）
26. 健康ステージを適用する場合の特則
 - 第51条（特則の付加）
 - 第52条（特則を付加した場合の復活の取扱い）
 - 第53条（健康ステージの変更）
 - 第54条（特則の中途付加）
 - 第55条（特則の消滅）

27. 特別勘定に繰り入れる日までの取扱い

第56条（特別勘定に繰り入れる日までの取扱い）

28. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第57条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

29. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

第58条（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い）

30. 変額用保険料免除特約を付加した場合の特則

第59条（変額用保険料免除特約を付加した場合の特則）

変額保険（Ⅴ１）（就労不能・介護保障型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間を第１保険期間と第２保険期間に分け、特別勘定の運用実績に基づき、保険金額および給付金額を増減させる仕組の保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が第１保険期間中に死亡したときに支払います。

(2) 高度障害保険金

被保険者が第１保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(3) 就労不能・介護保険金

被保険者が第１保険期間中に国民年金法に基づく所定の状態に該当したとき、または所定の要介護状態に該当したとき等に支払います。

(4) 死亡給付金

被保険者が第２保険期間中に死亡したときに支払います。ただし、災害死亡給付金が支払われるときを除きます。

(5) 高度障害給付金

被保険者が第２保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。ただし、災害高度障害給付金が支払われるときを除きます。

(6) 災害死亡給付金

被保険者が第２保険期間中に不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

(7) 災害高度障害給付金

被保険者が第２保険期間中に不慮の事故または感染症により所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(8) 保険料の払込の免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。

１．特別勘定

第１条（特別勘定）

- １ 会社は、変額保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。
- ２ 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず変額保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- ３ 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第２条（特別勘定の種類）

- １ 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
- ２ 会社は、１つまたは複数の特別勘定を１つの特別勘定グループとして定め、１つまたは複数の特別勘定グループを設けます。
- ３ 保険契約者は、この保険契約の特別勘定グループに含まれない特別勘定について、第３条（各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更）の規定による特別勘定の選択または第５条（積立金の移転）の規定による積立金の移転を行なうことはできません。
- ４ 会社は、将来新たにこの保険契約の特別勘定グループ内に特別勘定を設定することがあります。この場合、会社の定める取扱条件の範囲内で、この保険契約においても利用できるものとします。

第3条（各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更）

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める指定方法に基づき、保険料のうち特別勘定で運用される分の金額につき会社が定めるそれぞれの特別勘定（以下「各特別勘定」といいます。）へ繰り入れる割合（以下「繰入割合」といいます。）の指定を行なうことができます。
- 2 各特別勘定で管理されている資産を各特別勘定資産といいます。
- 3 第1項の金額を特別勘定に繰り入れる日（以下「繰入日」といいます。）は、つぎのとおりとし、その日の始めに繰り入れます。

保険料	繰入日
(1) 第1回保険料	第7条（責任開始期）第2項に定める契約日
(2) 第2回以後の保険料	第16条（保険料の払込）に定める保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日

- 4 各特別勘定資産の運用による利益および損失は、他の各特別勘定の利益および損失とすることはありません。
- 5 保険契約者は、会社の定める取扱条件の範囲内で、繰入割合の変更を行なうことができます。
- 6 保険契約者は、前項の変更を請求するときは、請求書類（別表1）（電磁的方法を含みます。以下同じ。）を会社に提出してください。
- 7 第5項の変更は、前項の書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する第16条第1項に定める払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じるものとします。

2. 積立金**第4条（積立金）**

- 1 積立金とは、特別勘定資産のうちこの保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- 2 会社は、特別勘定の管理に必要な費用等の会社の定める金額を、会社の定める日に積立金から控除します。

第5条（積立金の移転）

- 1 保険契約者は、保険期間中いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、積立金の移転回数は、毎年の契約応当日からその日を含めて1年間あたり24回を限度とします。
- 2 保険契約者は、前項の移転を行なう場合には、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 第1項の積立金の移転は、前項の書類を会社が受け付けた日の直後の営業日から効力を生じるものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、積立金の移転が特別勘定の資産の運用におよぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。

第6条（特別勘定等の廃止等）

- 1 会社は、特別勘定資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合、特別勘定もしくは特別勘定グループ（あわせて以下「特別勘定等」といいます。）を廃止すること、複数の特別勘定等を統合すること、または特別勘定への移転および繰入を停止することがあります。
- 2 前項の規定により特別勘定等を廃止または複数の特別勘定等を統合する場合、会社は特別勘定等を廃止または複数の特別勘定等を統合する日の1か月以上前に保険契約者につぎの事項を通知します。
 - (1) 廃止する特別勘定等または統合する特別勘定等の名称
 - (2) 特別勘定等を廃止または複数の特別勘定等を統合する日

- (3) 特別勘定グループを廃止する場合にその移転先として会社が指定する特別勘定グループの名称
- (4) 第5項の規定により、積立金の移転を行なう場合にはその移転先、繰入割合の変更を行なう場合にはその繰入先となる、会社が指定する特別勘定の名称
- (5) 特別勘定等を廃止または複数の特別勘定等を統合する理由
- 3 第1項の規定により特別勘定等を廃止する場合、保険契約者は、前項第2号に定める特別勘定等を廃止する日（以下「特別勘定等の廃止日」といいます。）までに、廃止される特別勘定等の積立金を他の特別勘定に移転し、廃止する特別勘定等を除き、会社の定める取扱条件の範囲内で繰入割合の変更を行なってください。
- 4 本条に定める特別勘定等の廃止に伴う積立金の移転については、前条第1項の積立金の移転回数に含めません。
- 5 第3項の規定による積立金の移転および繰入割合の変更が特別勘定等の廃止日までに行なわれない場合、会社は、特別勘定等の廃止日に、廃止される特別勘定等について、第2項第4号で指定した特別勘定を移転先または変更後の繰入先とする積立金の移転および繰入割合の変更を行ないます。
- 6 第1項の規定により特別勘定への移転および繰入を停止する場合、会社はその特別な事情が判明した日から1か月以内に保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 移転および繰入を停止する特別勘定の名称
- (2) 特別勘定への移転および繰入を停止する日

3. 責任開始期

第7条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 2 会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日を契約日とし、期間および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

4. 保険期間の区分

第8条（保険期間の区分）

保険期間の区分は、つぎのとおりとします。

区分	期間
第1保険期間	契約日からその日を含めて保険料払込期間の満了日までの期間とします。
第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日からその日を含めて終身の期間とします。なお、第2保険期間に移行するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

5. 保険金および給付金の支払

第9条（保険金額および給付金額）

- 1 保険金額および給付金額は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険金額は、保険契約の締結または第29条（基本保険金額の減額）に定める減額の際、保険契約者の申し出によって定めた保険金（以下「基本保険金」といいます。）の額と、保険金の支払事由が発生した日の積立金額のいずれか大きい額
- (2) 給付金額は、給付金の支払事由が発生した日の積立金額
- 2 会社は、年単位の契約応当日の前項に定める保険金額または給付金額を保険契約者に通知します。

第10条（保険金および給付金の支払）

- 1 この保険契約の第1保険期間において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が第1保険期間中に責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として別表2に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき（責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。以下同じ。）		被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
就労不能・介護保険金	被保険者が第１保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、つぎのいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わってつぎのいずれかに該当したときを含みます。 (1) 国民年金法に基づき、障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、障害等級１級または２級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。 (2) つぎのいずれかに該当したとき ① 別表３に定める就労不能状態（以下「就労不能状態」といいます。）のうち、就労不能状態Ⅰに該当したとき ② 就労不能状態のうち、就労不能状態Ⅱに該当したと医師によって診断されたとき (3) 別表４に定める公的介護保険制度（以下「公的介護保険制度」といいます。）により別表５に定める要介護１以上の状態に該当していると認定されたとき (4) 満６５歳未満の被保険者について、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 別表６に定める要介護状態（以下「要介護状態」といいます。）に該当したこと ② 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して１８０日以上あること	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存

2 この保険契約の第2保険期間において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡給付金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡給付金が支払われるときを除きます。	給付金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害給付金	被保険者が第2保険期間中に責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したとき。ただし、災害高度障害給付金が支払われるときを除きます。		被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意
災害死亡給付金	被保険者が第2保険期間中につぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に発生した別表7に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。） （ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） (2) 責任開始期以後に発病した別表8に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	給付金額の110%	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （ただし、災害高度障害給付金の場合は(2)を除く。）
災害高度障害給付金	被保険者が第2保険期間中につぎのいずれかを直接の原因として高度障害状態に該当したとき (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（ただし、不慮の事故が発生した日から、その日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症		被保険者	

3 第1項に定める就労不能・介護保険金の支払事由の第1号の場合、受給権が生じた月の初日を就労不能・介護保険金の支払事由に該当した日として取り扱います。ただし、責任開始期の属する月に受給権が生じた場合には、責任開始期の属する日に就労不能・介護保険金の支払事由に該

当したものと取り扱います。

- 4 死亡保険金、死亡給付金または災害死亡給付金（以下「死亡保険金等」といいます。）を支払う前に高度障害保険金、高度障害給付金または災害高度障害給付金（以下「高度障害保険金等」といいます。）の支払請求を受け、高度障害保険金等が支払われるときは、会社は、死亡保険金等を支払いません。また、死亡保険金等または高度障害保険金等を支払う前に就労不能・介護保険金の支払請求を受け、就労不能・介護保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金等または高度障害保険金等を支払いません。
- 5 死亡保険金等を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金等の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金等または高度障害保険金等が支払われた場合には、その支払後に就労不能・介護保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 6 会社が死亡給付金を支払った後に、災害死亡給付金の請求を受け、災害死亡給付金を支払うこととなったときは、会社は、災害死亡給付金からすでに支払った死亡給付金を差し引きます。また、会社が高度障害給付金を支払った後に、災害高度障害給付金の請求を受け、災害高度障害給付金を支払うこととなったときは、会社は、災害高度障害給付金からすでに支払った高度障害給付金を差し引きます。
- 7 被保険者が第1保険期間満了日において、就労不能状態に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために就労不能・介護保険金が支払われない場合でも、第1保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、第1保険期間満了日に就労不能状態に該当したものとみなして基本保険金額を就労不能・介護保険金として支払います。なお、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額が基本保険金額を上まわる場合には、回復の見込みがないことが明らかになった時の積立金額を支払います。
- 8 被保険者が第1保険期間満了日において要介護状態に該当しているにもかかわらず、要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上経過していないために就労不能・介護保険金が支払われない場合でも、第1保険期間満了日から起算して180日以内に、要介護状態がその該当した日からその日を含めて180日以上経過したときには、第1保険期間満了日に180日以上経過したものとみなして基本保険金額を就労不能・介護保険金として支払います。なお、要介護状態に該当した日からその日を含めて180日を経過した日の積立金額が基本保険金額を上まわる場合には、180日を経過した日の積立金額を支払います。
- 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金等および就労不能・介護保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金等および就労不能・介護保険金の受取人とします。
- 10 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金等の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金等の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 11 死亡保険金受取人が重大な過失によって被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、会社は、災害死亡給付金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 12 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金等が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日の積立金額（前2項に該当する場合には、支払われない死亡保険金等部分の積立金額）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 13 保険金および給付金を支払うときに第35条（保険契約者に対する貸付）の規定による契約者貸付金があるときは、会社は、保険金および給付金からそれらの元利金を差し引きます。
- 14 被保険者が責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に死亡保険金、高度障害保険金または就労不能・介護保険金の支払事由に該当し、かつ、その保険金が支払われることとなった場合には、会社は、責任開始期の属する日を契約日とみなして、基本保険金額をその保険金の受取人に支払います。この場合、契約年齢および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保

険料に超過分があれば保険金とともに支払い、不足分があれば、保険金から差し引きます。ただし、再計算した契約年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、会社の定める方法により取り扱います。

- 15 第1項および第2項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金、高度障害給付金または就労不能・介護保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金、高度障害給付金または就労不能・介護保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金、高度障害給付金または就労不能・介護保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- 16 第2項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または感染症を直接の原因として、責任開始期以後に災害死亡給付金または災害高度障害給付金（以下「災害死亡給付金等」といいます。）の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または感染症に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で災害死亡給付金等を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または感染症に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害または感染症について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は災害死亡給付金等を支払います。ただし、その傷害または感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第11条（保険金および給付金の削減支払）

- 1 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態に該当し、もしくは就労不能・介護保険金の支払事由に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当し、もしくは就労不能・介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金または就労不能・介護保険金を削減して支払います。
- 2 地震、噴火または津波により災害死亡給付金等の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は、災害死亡給付金等を削減して支払います。
- 3 前2項の場合でも、積立金相当額を下まわることはありません。

第12条（高度障害保険金等の支払等による保険契約の消滅）

- 1 高度障害保険金等が支払われた場合には被保険者が高度障害状態に該当した時から、就労不能・介護保険金が支払われた場合には被保険者が就労不能・介護保険金の支払事由に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。
- 2 第2保険期間において積立金額が会社の定める金額を下まわった時（払済保険への変更後を含みます。）には、保険契約は消滅します。この場合、会社は、消滅時の積立金額を保険契約者に支払います。

第13条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金または給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して保険金または給付金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じたときは会社の定める方法を用いて請求書類（別表1）を提出することにより、会社所定の金額を上限として、死亡保険金または死亡給付金の一部または全部を請求することができます。
- 4 保険金および給付金は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 5 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第10条（保険金および給付金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第10条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第34条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域

における調査

90日

- 7 前2項に定める保険金または給付金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金または給付金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

6. 保険料の払込の免除

第14条（保険料の払込の免除）

- 1 つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表9に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
- 4 責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日の翌月1日に免除事由に該当したものとみなします。
- 5 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号に定める契約内容の変更を取り扱いません。
 - (1) 第26条に定める保険料払込方法〈回数〉の変更
 - (2) 第27条に定める払済保険への変更
 - (3) 第28条に定める第1保険期間中における定額払済終身保険への変更
 - (4) 第29条に定める第1保険期間中における基本保険金額の減額
- 6 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 7 本条の保険料の払込の免除については、第10条（保険金および給付金の支払）第15項の規定を準用します。

第15条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表1）を会社へ提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第13条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

7. 保険料の払込**第16条（保険料の払込）**

- 1 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第17条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法〈回数〉に応じ、それぞれの契約応当日からつぎの契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 3 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、保険料期間の経過していない月数に応じて払い戻す金額はありません。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 7 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第20条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第17条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま。）
 - (4) 会社へ持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社へ払い込んでください。

第18条（保険料の前納または一括払）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。
 - (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
 - (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
- 2 保険料前納金および一括払の保険料のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による運用はしません。

8. 猶予期間および保険契約の失効**第19条（猶予期間および保険契約の失効）**

- 1 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）に定める自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更される場合を除き、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。ただし、猶予期間の満了日の翌日から猶予期間の満了日の属する月の翌月末日までに未払込保険料が払い込まれたときは、本項の規定は適用しません。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、猶予期間の満了時の解約返戻金を請求することができます。

第20条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 保険金または給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、保険金または給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

9. 自動延長就労不能・介護保障定期保険

第21条 (自動延長就労不能・介護保障定期保険)

- 1 会社は、猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、この保険契約に解約返戻金（第35条（保険契約者に対する貸付）に規定する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）があるときは、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、会社の定める保険期間内で、自動的に保険金額を定額とするつぎの各号に定める内容の延長定期保険（以下「自動延長就労不能・介護保障定期保険」といいます。）に変更します。この場合、自動延長就労不能・介護保障定期保険は猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更日といいます。
 - (1) 保険金額は、猶予期間満了時の保険金額（第35条に規定する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）とします。
 - (2) 保険期間は、猶予期間満了時の解約返戻金および変更日における会社所定の率によって定めます。
 - (3) 前号の保険期間が原保険契約の残余保険料払込期間を超えるとときは、これをその残余保険料払込期間までとし、定額の生存給付金を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者に支払います。ただし、生存給付金額が第1号の保険金額を超えるとときは、第1号の保険金額と同額とし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
- 2 自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。
- 3 自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
- 4 第10条（保険金および給付金の支払）第12項および第11条（保険金および給付金の削減支払）の規定中、「積立金」とあるのを「責任準備金」と読み替えて本条の場合に適用します。
- 5 保険契約者は将来に向かってこの自動延長就労不能・介護保障定期保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、その保険契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金とします。
- 6 自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更日から3か月以内かつ自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間内に保険契約者からつぎの申し出があったときは、会社は、自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更を行なわなかったものとして、その申し出による取扱をします。この場合、第2号および第3号の申し出については、猶予期間満了時にその請求があったものとして取り扱います。
 - (1) すでに到来している保険料期間の未払込保険料の払込。ただし、第1項第3号に定める解約返戻金の残額がすでに保険契約者に支払われている場合は、その残額も含めて払い込むことを要します。
 - (2) 保険契約の解約。この場合、第1項第3号に定める解約返戻金の残額がすでに保険契約者に支払われている場合は、会社はその金額との差額を支払います。
 - (3) 定額払済終身保険への変更。ただし、第1項第3号に定める解約返戻金の残額がすでに保険契約者に支払われている場合は、その金額も含めて払い込むことを要します。
- 7 第1項の規定にかかわらず、この保険に特別条件付保険特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更を取り扱いません。

10. 保険契約の復活

第22条 (保険契約の復活)

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。

- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 保険契約を復活する際の積立金額は、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した積立金額とします。
- 4 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を会社に払い込んでください。また、第35条（保険契約者に対する貸付）第7項の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別にその元金と解約返戻金額の差額を払い込んでください。
- 5 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 6 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 7 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

11. 解約および解約返戻金

第23条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第24条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1保険期間中は、基本保険金についてその保険契約の払込年月数および経過年月数により計算した額と、請求書類（別表1）が会社に到達した日の積立金額から基本保険金を支払うために必要な額を差し引いた額の合計額
 - (2) 第2保険期間中は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の積立金額
- 2 前項の規定にかかわらず、第1回保険料のうち特別勘定で運用される分の金額を各特別勘定に繰り入れる日の前日までの保険契約の解約返戻金は、会社の定める方法によって計算した金額とします。
- 3 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第13条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- 5 会社は、前項の規定にかかわらず、解約返戻金の支払が本保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、解約返戻金の支払を延期することができます。この場合、解約返戻金に会社所定の利率で計算した利息を付して支払います。

第25条（保険金または給付金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金または給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、会社が保険金または給付

金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

12. 契約内容の変更

第26条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱条件の範囲内で、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第27条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱条件の範囲内で、将来の保険料の払込を中止して、保険料払込済の変額保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の基本保険金額は、解約返戻金額（第35条（保険契約者に対する貸付）に規定する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。ただし、このとき計算した基本保険金額が変更前の保険契約の保険金額を超えるとときは、変更前の保険契約の保険金額と同額とし、会社は、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
- 4 本条の変更は、第2項に定める書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を払済保険への変更日といいます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険に変更後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 7 払済保険に変更後の保険期間の区分および期間は変更前と同一とします。
- 8 被保険者が、払済保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎの各号の事由に該当したときは、会社は、払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
 - (3) 被保険者が就労不能状態または要介護状態に該当した場合で、就労不能・介護保険金が支払われるとき
 - (4) 被保険者が身体障害の状態に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき

第28条（定額払済終身保険への変更）

- 1 保険契約者は、有効に継続している保険契約について、会社の定める取扱条件の範囲内で保険金額を定額とし、保険期間を終身とする払済終身保険（以下「定額払済終身保険」といいます。）に変更することができます。この場合、変更後は、第8条（保険期間の区分）の規定を適用しません。なお、第1保険期間中に変更する場合、保険契約者は将来の保険料の払込を中止します。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 定額払済終身保険は、前項に定める書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を定額払済終身保険への変更日といいます。
- 4 定額払済終身保険金額は、定額払済終身保険への変更日の解約返戻金額（第35条（保険契約者に対する貸付）に規定する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）および変更日における会社所定の率により計算します。ただし、定額払済終身保険金額が変更前の保険金額または給付金額を超えるとときは、変更前の保険金額または給付金額と同額とし、会社は、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。

- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 定額払済終身保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 7 定額払済終身保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
- 8 この保険契約において定額払済終身保険への変更後に支払う保険金はつぎの各号に定めるものとし、その支払については、第10条（保険金および給付金の支払）の死亡保険金または高度障害保険金の規定を準用します。
 - (1) 死亡保険金
 - (2) 高度障害保険金
- 9 保険契約者は、定額払済終身保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、会社の取扱範囲内で、契約者貸付を受けることができます。
- 10 保険契約者は将来に向かってこの定額払済終身保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、その保険契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金とします。
- 11 被保険者が、第1保険期間中に定額払済終身保険への変更を行なった場合、変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎの各号の事由に該当したときは、会社は、定額払済終身保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）第6項第3号の規定により定額払済終身保険へ変更した場合を除きます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
 - (3) 被保険者が就労不能状態または要介護状態に該当した場合で、就労不能・介護保険金が支払われるとき
 - (4) 被保険者が身体障害の状態に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 12 第10条（保険金および給付金の支払）第12項および第11条（保険金および給付金の削減支払）の規定中、「積立金」とあるのを「責任準備金」と読み替えて本条の場合に適用します。

第29条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、基本保険金額と同じ割合で各特別勘定の積立金額も減額されたものとします。
- 3 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱い、その減額した部分に対する解約返戻金については、第24条（解約返戻金）の規定を準用します。また保険料払込期間中の場合には、将来の保険料を更正します。
- 4 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 前項に定める書類を会社が受け付けた日を、減額の効力発生日とします。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

13. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第30条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

14. 告知義務および保険契約の解除

第31条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第32条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金または給付金を支払っていたときは、保険金または給付金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡し、または高度障害状態もしくは就労不能・介護保険金の支払事由に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第33条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第31条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第31条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第31条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第34条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金または給付金の受取人のみであり、その保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。この場合、第32条（告知義務違反による解除）第5項の規定を準用します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

15. 保険契約者に対する貸付

第35条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、つぎの各号に定める範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。）で貸付を受けることができます。
 - (1) 第1保険期間中および第2保険期間中の保険契約ならびに払済保険へ変更した保険契約については、解約返戻金額の8割
 - (2) 定額払済終身保険へ変更した保険契約については、解約返戻金額の9割
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 本条の貸付を行なった場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず別に会社の定めるところにより計算します。
- 6 本条の貸付金の元利金が解約返戻金額を超えたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 7 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 8 保険契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、基本保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険または定額払済終身保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。
- 9 この保険契約が、第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）の規定により、自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更された場合には、本条の適用はしません。
- 10 会社は、第1項の規定にかかわらず、貸付金の支払が本保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、貸付を行なわないことがあります。

16. 保険金および給付金の受取人

第36条（保険金および給付金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金または給付金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により保険金または給付金を死亡保険金受取人に支払います。

第37条（受取人の代表者）

- 1 保険金または給付金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険金または給付金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険金または給付金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第38条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 高度障害保険金等および就労不能・介護保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知によ

り、つぎの各号に定める範囲内で高度障害保険金等および就労不能・介護保険金の受取人を変更することができます。

- (1) 保険契約者
- (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金または給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金または給付金の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金または給付金の受取人から保険金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金または給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金または給付金の受取人とします。
- 5 前項の規定により保険金または給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金または給付金の受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金または給付金の受取人とします。
- 6 前2項により保険金または給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第39条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

17. 保険契約者

第40条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第41条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

18. 保険契約者の住所の変更

第42条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の

知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

19. 被保険者の業務の変更等の場合

第43条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第44条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りのあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、会社が保険契約を取り消した場合は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日の属する月の翌月1日を契約日として会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

21. 契約者配当

第46条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

22. 時効

第47条（時効）

保険金、給付金もしくは解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

23. 削除

第48条 削除

24. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第49条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- 1 会社は、この保険契約の給付にかかわる公的介護保険制度等の変更または国民年金法等の改正が将来行なわれ、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

25. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金もしくは給付金の受取人（保険金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 健康ステージを適用する場合の特則

第51条（特則の付加）

- 1 保険契約者は、この保険契約締結の際、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合している場合に、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 この特則を付加した場合、つぎの各号のいずれかのステージ（以下「健康ステージ」といいます。）を適用し、第1保険期間中において、各健康ステージに応じて会社が定める金額（以下「健康積立金」といいます。）を積立金に毎月加算します。
 - (1) 非喫煙者健康体ステージ
 - (2) 喫煙者健康体ステージ
 - (3) 非喫煙者標準体ステージ
- 3 この特則の付加に際して、会社が被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。
- 4 保険契約者または被保険者が、前項の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの保険契約またはこの特則を解除することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この保険契約またはこの特則を解除することができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、この保険契約またはこの特則の解除を行ないません。
 - (3) この保険契約またはこの特則の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (4) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合

には、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、この保険契約またはこの特則を解除します。

- (5) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明し、この保険契約またはこの特則を解除する場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。
- (6) 本項によるこの保険契約またはこの特則を解除することができない場合については、第33条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。
- 5 第3項により会社が告知を求めた喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。
 - (1) 告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (2) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社は、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 非喫煙者健康体ステージの場合は、喫煙者健康体ステージに変更します。
 - (イ) 非喫煙者標準体ステージの場合は、この特則を解除します。
 - (3) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。
- 6 この特則のみの解約はできません。

第52条（特則を付加した場合の復活の取扱い）

- 1 この保険契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特則についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 この保険契約の失効前にこの特則が付加されている場合、復活後の保険契約の健康ステージは失効前の健康ステージと同一とします。
- 3 前項にかかわらず、復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、この特則の復活を承諾しない場合があります。この場合、以後健康積立金を加算しません。
- 4 第2項にかかわらず、失効前の健康ステージが非喫煙者健康体ステージの場合には、復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、喫煙者健康体ステージまたは非喫煙者標準体ステージへ変更することがあります。この場合、復活日の直後に到来する月単位の契約応当日から変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。
- 5 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。
- 6 その他この特則に別段の定めがない場合には、この保険契約の復活に関する規定を準用します。

第53条（健康ステージの変更）

- 1 保険契約者は、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合する場合、会社の定める取扱条件の範囲内で、会社の承諾を得て、つぎの各号に定める健康ステージの変更をすることができます。
 - (1) 喫煙者健康体ステージから非喫煙者健康体ステージへの変更
 - (2) 非喫煙者標準体ステージから非喫煙者健康体ステージへの変更
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾した場合、前項に定める書類を受け付けた日の直後に到来する月単位の契約応当日から変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

- 6 つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 本条による変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年未満にある場合
 - (2) 本条による変更の告知日が、契約日からその日を含めて5年超にある場合
 - (3) 本条による変更の告知日が、本条の変更または第54条（特則の中途付加）に定める特則の中途付加の申し出があった際の最後の告知日から会社の定める期間内にある場合
- 7 本条による健康ステージの変更の際、会社が被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。
- 8 保険契約者または被保険者が、前項の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、本条による変更が行なわれなかったものとして、変更を取り消すことができます。この場合、つぎのとおりとします。
- (1) 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、変更を取り消すことができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、取消しの原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、変更の取消しを行いません。
 - (3) 変更の取消しは、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (4) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、健康ステージの変更の取消しを行ないます。
 - (5) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。
 - (6) 本項による変更を取り消すことができない場合については、第33条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。
- 9 本条による健康ステージの変更に際して会社が告知を求めた喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。
- (1) 告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (2) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、健康ステージの変更の取消しを行ないます。
 - (3) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。

第54条（特則の中途付加）

- 1 この保険契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合する場合、第51条（特則の付加）の規定にかかわらず、会社の定める取扱条件の範囲内で、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。
- 2 保険契約者が本条による特則の中途付加を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

- 3 会社が本条による特則の中途付加を承諾した場合、前項に定める書類を受け付けた日の直後に到来する月単位の契約応当日から変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。
- 4 本条による特則の中途付加は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 第1項の規定によってこの特則を付加したときは、保険証券に表示します。
- 6 つぎの場合には、会社は、本条による特則の中途付加を取り扱いません。
 - (1) 本条による特則の中途付加の告知日が、契約日からその日を含めて2年未満にある場合
 - (2) 本条による特則の中途付加の告知日が、契約日からその日を含めて5年超にある場合
 - (3) 本条による特則の中途付加の告知日が、本条による特則の中途付加の申し出があった際の最後の告知日から会社の定める期間内にある場合
- 7 本条による特則の中途付加の際、会社が被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。
- 8 保険契約者または被保険者が、前項の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特則を解除することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特則を解除することができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、この特則の解除を行いません。
 - (3) この特則の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (4) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、この特則を解除します。
 - (5) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明し、この特則を解除する場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。
 - (6) 本項によるこの特則を解除することができない場合については、第33条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。
- 9 本条によるこの特則の中途付加に際して会社が告知を求めた喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。
 - (1) 告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 - (2) 保険金または給付金の支払事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を積立金から控除し、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 非喫煙者健康体ステージの場合は、喫煙者健康体ステージに変更します。
 - (イ) 非喫煙者標準体ステージの場合は、この特則を解除します。
 - (3) 保険金または給付金の支払事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合、保険金または給付金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。

第55条（特則の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特則は消滅します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) この保険契約が自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険または定額払済終身保険に変更されたとき
- 2 前項第2号によりこの特則が消滅する場合には、以後健康積立金を加算しません。

27. 特別勘定に繰り入れる日までの取扱い

第56条（特別勘定に繰り入れる日までの取扱い）

第1回保険料のうち特別勘定で運用される分の金額を各特別勘定に繰り入れる日までの期間は、つぎの各号に定める規定は適用しません。

- (1) 第5条（積立金の移転）
- (2) 第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）
- (3) 第27条（払済保険への変更）
- (4) 第28条（定額払済終身保険への変更）
- (5) 第29条（基本保険金額の減額）
- (6) 第35条（保険契約者に対する貸付）

28. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第57条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金または給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金または給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

29. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

第58条（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い）

- 1 つぎの各号に定める突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間（以下「特別取扱期間」といいます。）中、会社は、第2項および第3項の規定により取り扱います。

- (1) 天災または戦争その他の変乱等
- (2) 特別勘定資産に関係する金融機関または資産運用会社に生じたつぎのいずれかの事態
 - (ア) 取引停止
 - (イ) 倒産
 - (ウ) 著しい信用状況の悪化
- (3) 特別勘定資産に関係する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
- (4) 証券取引所等における取引の停止
- (5) 外国為替取引の停止
- (6) 金融機関における決済機能の停止
- (7) その他前各号に準じるやむを得ない事情

2 前項の規定による特別取扱期間中の取扱いは、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第3条（各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更）、第7条（責任開始期）および第22条（保険契約の復活）の取扱い

(ア) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に保険料のうち第3条第1項に定める金額を繰り入れる保険契約の申込の受付は行なわず、既に行なわれたその申込については、申込はなかったものとして取り扱うことがあります。

(イ) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、払い込まれた保険料のうち第3条第1項に定める金額の特別勘定への繰入は行なわず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を特別勘定に繰り入れます。また、第19条（猶予期間および保険契約の失効）第2項、第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）第6項第1号および第22条第4項の未払込保険料についても同様に取扱いします。

(ウ) (イ)の場合、第1回保険料のうち第3条第1項に定める金額が特別勘定に繰り入れられないときには、特別取扱期間中であれば、保険契約者は、保険契約の申込の取消を申し出ることができます。この場合、保険契約の申込はなかったものとして取扱い、保険契約者に第1回保険料を返還します。

(2) 第3条（各特別勘定への繰入割合の指定およびその変更）および第5条（積立金の移転）の取扱い

(ア) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約または正常な評価ができない特別勘定が移転先に含まれる場合においては、第6条（特別勘定等の廃止等）第5項の規定による積立金の移転および繰入割合の変更は行ないません。

(イ) 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が含まれる各特別勘定への繰入割合の指定もしくは繰入割合の変更または正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金もしくは正常な評価ができない特別勘定が移転先に含まれる積立金の移転の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 第4条（積立金）の取扱い

特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約においては、第4条第2項に定める金額の積立金からの控除は行なわず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を積立金から控除します。

(4) 第9条（保険金額および給付金額）、第10条（保険金および給付金の支払）および第13条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の取扱い

(ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、死亡保険金、高度障害保険金または就労不能・介護保険金（本条において以下「保険金」といいます。）の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、その保険金額は基本保険金額または特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額のいずれか大きい金額とします。

(イ) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、死亡給付金、災害死亡給付金、高度障害給付金または災害高度障害給付金（本条において以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、給付金額は特別取扱期間開始の日の前日における積立金額または特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額のいずれか大きい金額とします。

(ウ) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、被保険者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって死亡保険金等が支払われないときは、特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、特別取扱期間満了の日の翌日の解約返戻金額を支払います。

(エ) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第1保険期間が満了し、第2保険期間に移行する場合の積立金額は、特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額とします。

- (ア) (ア)の場合、特別取扱期間中に保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、第13条の規定にしたがって基本保険金額（基本保険金額から差し引くべき金額があるときは、その金額を差し引いた金額とします。）を支払います。その後、特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額を計算し、その金額が基本保険金額を上まわるときは、第13条の規定中、「請求書類（別表1）が会社に到達した日」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日」と読み替えて同条の規定を適用し、その差額を支払います。
- (イ) (イ)の場合、特別取扱期間中に給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったときは、第13条の規定にしたがって特別取扱期間開始の日の前日の積立金額（積立金額から差し引くべき金額があるときは、その金額を差し引いた金額とします。）を給付金額とし、給付金を支払います。その後、特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額を計算し、その金額が特別取扱期間開始の日の前日の積立金額を上まわるときは、特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額を給付金額とし、給付金を支払います。この場合、第13条の規定中、「請求書類（別表1）が会社に到達した日」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日」と読み替えて同条の規定を適用し、すでに支払った給付金を差し引いた金額を支払います。
- (5) 第21条（自動延長就労不能・介護保障定期保険）の取扱い
- (ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約を自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更する場合で、猶予期間の満了日が特別取扱期間中に含まれるときは、特別取扱期間開始の日の前日の積立金額をもとに計算した解約返戻金（第35条（保険契約者に対する貸付）に規定する貸付があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。以下本条において同じ。）を充当して自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間を定めます。
- (イ) (ア)の場合、自動延長就労不能・介護保障定期保険に変更しなかったものとして特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額をもとに計算した解約返戻金が(ア)の金額を上まわるときは、その解約返戻金を充当して自動延長就労不能・介護保障定期保険の保険期間を再計算するものとします。
- (6) 第27条（払済保険への変更）および第28条（定額払済終身保険への変更）の取扱い
- 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約については、特別取扱期間中、第27条または第28条の規定による払済保険または定額払済終身保険への変更の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。
- (7) 第24条（解約返戻金）の取扱い
- (ア) 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、特別取扱期間中、解約の申し出を受け付けた場合、第24条第1項の規定中、「請求書類（別表1）が会社に到達した日の積立金額」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額」と読み替えて、解約返戻金額を計算します。この場合、第24条第4項の規定にかかわらず、解約返戻金の支払時期については、請求書類（別表1）が会社に到達した日または特別取扱期間満了の日の翌日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- (イ) (ア)の場合、特別取扱期間中であれば、保険契約者は、解約の取消を申し出ることができません。この場合、解約の申し出がなかったものとして取り扱います。
- (8) 第29条（基本保険金額の減額）の取扱い
- 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第29条の規定による基本保険金額の減額の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。
- (9) 第32条（告知義務違反による解除）、第34条（重大事由による解除）の取扱い
- 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、第32条または第34条の規定により解除を行なう場合で、死亡、高度障害状態、もしくは就労不能・介護保険金の支払事由に該当した日またはそれ以外の事由による解除の通知を発信した日が特別取扱期間に含まれるときには、特別取扱期間満了の日の翌日の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- (10) 第35条（保険契約者に対する貸付）の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第35条の規定による貸付の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

(11) 第53条（健康ステージの変更）および第54条（特則の中途付加）の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第53条または第54条の規定による健康ステージの変更または特則の中途付加の申し出の受付は行なわず、既に行なわれたその申し出については、申し出がなかったものとして取り扱うことがあります。

- 3 会社は、前項の取扱いを行なう場合または特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、会社の定める方法により直ちにその旨を公表します。

30. 変額用保険料免除特約を付加した場合の特則

第59条（変額用保険料免除特約を付加した場合の特則）

この保険契約に変額用保険料免除特約を付加した場合、第27条（払済保険への変更）第8項および第28条（定額払済終身保険への変更）第11項の規定中、「身体障害の状態に該当した場合」とあるのは「身体障害の状態に該当した場合または変額用保険料免除特約に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合」と読み替えます。

別表１ 請求書類

〔Ⅰ〕 保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 死亡保険金 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 高度障害保険金 高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金または高度障害給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 就労不能・介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が国民年金法に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (4) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6) 被保険者の印鑑証明書 (7) 就労不能・介護保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (8) 保険証券
④ 災害死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
⑤ 災害高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 災害高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
⑥ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
① 特別勘定への繰入割合の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
② 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
③ 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
④ 契約内容の変更 (1) 基本保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 払済保険への変更 (4) 定額払済終身保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
⑤ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金または給付金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑧ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑨ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑩ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑪ 健康ステージの変更 健康ステージを適用する場合の特則の中途付加	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表３ 就労不能状態

「就労不能状態」とは、次表のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。ただし、就労不能状態Ⅱについては、その状態の回復の見込みのない状態に限ります。

項目	就労不能状態Ⅰ	就労不能状態Ⅱ
1. 所定の疾患等による障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 心臓移植術を受けたもの (2) 人工心臓を装着したもの (3) C R T（心臓再同期医療機器）またはC R T－D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの (4) 永続的な透析療法を開始したもの (5) 腎臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたもの (6) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けたもの (7) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの	つぎの疾患による障害または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるもの (1) 呼吸器疾患 (2) 心疾患 (3) 肝疾患 (4) 血液・造血管器疾患 (5) 悪性新生物
2. 眼の障害	—	両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態
3. 耳の障害	—	両耳の聴力に著しい障害を残す状態
4. 平衡機能の障害	—	平衡機能に著しい障害を残す状態
5. 言語機能の障害	—	言語機能に著しい障害を残す状態
6. 上・下肢の障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 両手の第1指（母指）を失い、かつ、両手の第2指（示指）または第3指（中指）を失ったもの (2) 1手の5手指を失ったもの (3) 10足指を失ったもの (4) 1下肢を足関節以上で失ったもの	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1上肢の機能に著しい障害を残すもの (2) 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの (3) 両手の第1指（母指）の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指（示指）または第3指（中指）の機能に著しい障害を残すもの (4) 1下肢の機能に著しい障害を残すもの (5) 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの (6) 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの (7) 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

備考

1. 回復の見込みのない状態

- (1) 「回復の見込みのない状態」には、危篤状態において就労不能状態Ⅱに該当した場合等の死亡前の一時的な状態は含みません。
- (2) 前(1)において、「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血等の救命医療が施されている状態をいいます。
- (3) 「所定の疾患等による障害」または「平衡機能の障害」における就労不能状態Ⅱに該当した場合の「回復の見込みのない状態」の判定に際しては、つぎのいずれかに該当するときは「回復の見込みのない状態」に該当するものとします。
 - ① 投薬・理学療法等の治療により、今後傷病の症状・検査数値等に一時的な改善がみられる可能性がある場合であっても、長期的にはその障害が固定または悪化すると認められるとき
 - ② 臓器移植等（肺移植術、心臓移植術、肝臓移植術、造血幹細胞移植）を行なうことにより回復が見込まれる場合であっても、その他の治療による回復の見込みがないと認められるとき

2. 所定の疾患等による障害

- (1) 「透析療法」とは、血液透析または腹膜灌流により血液浄化を行なう療法をいいます。
- (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (5) 「疾患による障害」とは、つぎに定める状態をいいます。
 - ① 呼吸器疾患による障害
常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している状態をいいます。
 - ② 心疾患による障害
心臓に人工弁を置換した状態（生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。）または恒久的心臓ペースメーカーを装着した状態（心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。）をいいます。
 - ③ 肝疾患による障害
肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある状態をいいます。

④ 血液・造血器疾患による障害

⑥に規定する血液・造血器疾患により、次表に該当する状態をいいます。

難治性貧血群	次の(ア)から(I)までのうち、3つ以上に該当するもの（溶血性貧血の場合は、つぎの(ア)に該当するもの） (ア) 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a) ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの (b) 赤血球数が300万/ μ l未満のもの (イ) 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a) 白血球数が2,000/ μ l未満のもの (b) 顆粒球数が1,000/ μ l未満のもの (ウ) 末梢血液中の血小板数が5万/ μ l未満のもの (I) 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの (a) 有核細胞が5万/ μ l未満のもの (b) 巨核球数が30/ μ l未満のもの (c) リンパ球が40%以上のもの (d) 赤芽球が10%未満のもの
出血傾向群	つぎのいずれかの1つ以上の検査所見があるもの (ア) 出血時間（デューク法）が8分以上のもの (イ) APTTが基準値の2倍以上のもの (ウ) 血小板数が5万/ μ l未満のもの
造血器腫瘍群	つぎのいずれかの1つ以上の検査所見があるもの (ア) 病的細胞が出現しているもの (イ) C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの (ウ) 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの (I) 白血球数が正常化し難いもの (オ) 末梢血液中の赤血球数が300万/ μ l未満のもの (カ) 末梢血液中の血小板数が5万/ μ l未満のもの (キ) 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/ μ l未満のもの (ク) 末梢血液中の正常リンパ球数が600/ μ l未満のもの

⑤ 悪性新生物による障害

⑥に規定する悪性新生物により、次表に該当する状態をいいます。

つぎのすべてに該当するもの (ア) 赤血球数が250（万/mm ³ ）未満のもの (イ) 血色素量が8（g/dl）未満のもの (ウ) ヘマトクリットが20%未満のもの (I) 総蛋白が4（g/dl）未満のもの

⑥ 対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物

(ア) 血液・造血器疾患、悪性新生物とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表１ 血液・造血器疾患

疾病名	分類項目	基本分類コード
血液・造血器疾患	溶血性貧血	D55～D59
	無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	凝固障害，紫斑病およびその他の出血性病態	D65～D69
	血液および造血器のその他の疾患	D70～D77
悪性新生物	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C81～C96
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

表２ 悪性新生物

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

(イ) 上記表１および表２において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第

3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（備考）

1. 上記(ア)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記(ア)に掲げる疾病以外に新たに血液・造血器疾患、悪性新生物に分類された疾病があるときには、この保険の計算の基礎に影響を及ぼさない限り、その疾病を対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物に含めることがあります。
 2. 上記(イ)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた新生物があるときには、この保険の計算の基礎に影響を及ぼさない限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
- (6) 「日常生活が著しい制限を受けるもの」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態をいいます。
3. 眼の障害（視力障害）
- (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
4. 眼の障害（視野障害）
- (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。
5. 耳の障害（聴力障害）
- (1) 「両耳の聴力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - ② 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
 - (2) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (3) 聴力レベルは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、つぎの式により算出します。

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

- (4) 語音明瞭度は、つぎの式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

語音明瞭度 = (正答語音数 / 検査語数) × 100 (%)

- (5) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57 s 式語表」または「67 s 式語表」とします。

6. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を残す状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態をいいます。

7. 言語機能の障害

「言語機能に著しい障害を残す状態」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難である状態をいいます。

8. 上・下肢の障害

- (1) 「1 上肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、1 上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。以下同じ。）中の2関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

① 関節が完全強直しているもの

② 関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③ 筋力が著減または消失しているもの

- (2) 「1 下肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、1 下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節をいいます。以下同じ。）中の2関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

① 関節が完全強直しているもの

② 関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③ 筋力が著減または消失しているもの

④ 一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）

- (3) 「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- (4) 「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- (5) 「1 上肢および1 下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、1 上肢および1 下肢の3大関節中の1関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

- (6) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失った状態をいいます。

- (7) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った状態をいいます。

- (8) 「手指の機能に著しい障害を残すもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った状態、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された状態をいいます。

(9) 筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの５段階に区別します。

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

別表４ 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表５ 要介護１以上の状態

「要介護１以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年４月３０日厚生省令第５８号）第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表６ 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの１.または２.のいずれかに該当した場合をいいます。

- 表１の(1)から(5)のうち１項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」「意識障害」「見当識障害」については表２のとおりとします。

表１

項目	状態
(1) 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	① 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 ② 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 ④ 自立 自分でできる。

項目	状態
(2) 衣服の着脱 （眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。）	① 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 ② 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 ④ 自立 自分でできる。
(3) 入浴 （浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。）	① 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 ② 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 ④ 自立 自分でできる。
(4) 食物の摂取 （眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。）	① 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 ② 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 ③ ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 ④ 自立 自分でできる。
(5) 排泄 （排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。）	① 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 ② 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行なう直接的な介助がなければ困難。 ③ ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 ④ 自立 自分でできる。

表2

(1) 器質性認知症

- ① 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎの(ア)および(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- ② ①の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	コード番号
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）中の神経系のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31.8

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(2) 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(3) 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合をいいます。

① 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

② 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③ 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表７ 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１ 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２ 除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表８ 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに 限ります。）	U04

（備考）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。

別表9 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

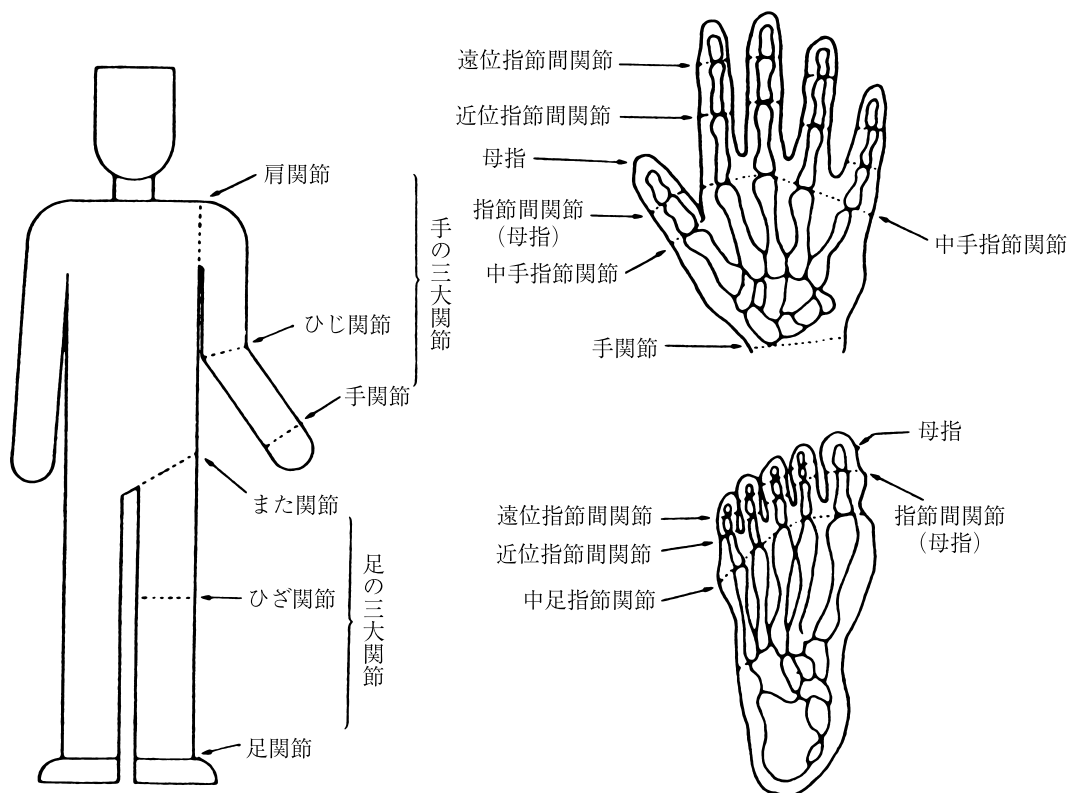
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



変額用保険料免除特約目次

この特約の趣旨

- 第1条（特約の締結および責任開始期）
- 第2条（保険料の払込の免除）
- 第3条（保険料の払込の免除の請求手続）
- 第4条（特約の保険期間）
- 第5条（保険料率）
- 第6条（特約の失効）
- 第7条（特約の復活）
- 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）
- 第9条（重大事由による解除）
- 第10条（特約の解約）
- 第11条（特約の返戻金）
- 第12条（特約の消滅）
- 第13条（未経過保険料の取扱い）
- 第14条（契約者配当）
- 第15条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
- 第16条（管轄裁判所）
- 第17条（主約款の規定の準用）

変額用保険料免除特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）に罹患し、所定の事由に該当した場合に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除するものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第2条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれかに定める保険料の払込を免除する事由（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の主契約の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	
(1) がん	被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内にがんに罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。
(2) 心疾患	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める心疾患（以下「心疾患」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ① 心疾患によりつぎの条件のすべてを満たす別表3に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき ア 心疾患を直接の原因とする入院であること イ 心疾患の治療を目的とした別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）への入院であること ② 心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所において、別表5に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき
(3) 脳血管疾患	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める脳血管疾患（以下「脳血管疾患」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ① 脳血管疾患によりつぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ア 脳血管疾患を直接の原因とする入院であること イ 脳血管疾患の治療を目的とした病院または診療所への入院であること ② 脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所において、手術を受けたとき

- 2 前項第1号ただし書により保険料の払込が免除されないときは、被保険者はがんに罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、保険料の払込が免除されないこととなったがん以外のがんについて、前項第1号に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、次期以降の保険料の払込を免除します。
- 3 保険料の払込が免除された後の契約内容の変更に關する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定は、この特約により保険料の払込が免除された場合に準用します。

- 4 第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた心疾患または脳血管疾患を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその心疾患または脳血管疾患に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その心疾患または脳血管疾患に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表1）を会社へ提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、主約款の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第4条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主約款の保険料払込期間と同一とします。

第5条（保険料率）

この特約が付加された場合、主約款には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。ただし、払い込まれた保険料のうちこの特約に対応する保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。

第6条（特約の失効）

主約款が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主約款の復活請求があった場合には、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第9条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第10条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第11条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が自動延長就労不能・介護保障定期保険、払済保険または定額払済終身保険に変更されたとき

第13条（未経過保険料の取扱い）

主契約の保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、この特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料のうちこの特約に対応する保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、保険契約者から主契約の保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、主契約の保険金とともにその保険金の受取人に返還します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- 1 会社は、この特約の保険料の払込の免除にかかわる公的医療保険制度等の変更が将来行なわれ、この特約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の保険料の払込の免除事由を変更することがあります。
- 2 前項の場合、保険料の払込の免除事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

第16条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による医師の手術証明書または治療証明書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

1. 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
2. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
3. 脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

2. 上記1.において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3.1版」に記

特約

変額用保険料免除特約【別表】

載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患に分類された疾病があるときには、この保険の計算の基礎に影響を及ぼさない限り、その疾病を対象となる悪性新生物、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、この保険の計算の基礎に影響を及ぼさない限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表3 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 手術

「手術」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- 公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術
- 先進医療に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

(備考)

- 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

2. 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

3. 先進医療

この特約の保険料の払込の免除対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。

ただし、診療行為を受けた日現在備考1. の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている診療行為は除きます。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の趣旨

- | | |
|--|--|
| 第1条 (特約の締結および責任開始期) | 利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則) |
| 第2条 (特約保険金の支払) | |
| 第3条 (特約保険金の請求) | 第33条 (医療保険(08)、医療保険(2014)または医療保険(MI-01)に付加する場合の特則) |
| 第4条 (特約保険金の支払の場所と時期) | |
| 第5条 (特約保険料の払込) | 第34条 (変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)に付加する場合の特則) |
| 第6条 (特約の失効) | 第35条 (保険金の指定代理請求に関する特則) |
| 第7条 (特約の復活) | |
| 第8条 (特約の解約) | |
| 第9条 (特約の解約返戻金) | |
| 第10条 (特約の復旧) | |
| 第11条 (特約の消滅) | |
| 第12条 (特約の告知義務および告知義務違反による解除) | |
| 第13条 (受取人の変更) | |
| 第14条 (特約の重大事由による解除) | |
| 第15条 (契約者配当) | |
| 第16条 (管轄裁判所) | |
| 第17条 (主約款の規定準用) | |
| 第18条 (定期保険特約、逦増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逦増逦減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則) | |
| 第19条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い) | |
| 第20条 (特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則) | |
| 第21条 (定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第22条 (連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則) | |
| 第23条 (医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則) | |
| 第24条 (主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則) | |
| 第25条 (5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第26条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則) | |
| 第27条 (変額保険に付加する場合の特則) | |
| 第28条 (逦増逦減設計定期保険、5年ごと利差配当付逦増逦減設計定期保険、逦増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逦増定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第29条 (収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則) | |
| 第30条 (無選択型終身保険に付加する場合の特則) | |
| 第31条 (予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険(無選択型)に付加する場合の特則) | |
| 第32条 (主契約に年金移行特約または5年ごと | |

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、保険金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約保険金の支払）

- 1 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 2 特約保険金の請求日（第3条第1項に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合、会社は特約保険金を支払いません。
- 3 特約保険金の支払にあたっては、第1項および第2項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - (3) 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後の特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - (4) 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

- (5) 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きします。
- (6) 保険料の払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、特約保険金に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

第3条（特約保険金の請求）

- 1 被保険者は、特約保険金を請求（第2条（特約保険金の支払）第1項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、請求書類（別表1）を提出してください。
- 2 本条の特約保険金の請求については、主約款の保険金または年金の支払いに関する規定を準用します。

第4条（特約保険金の支払の場所と時期）

特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 第2条に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第12条（特約の告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第13条（受取人の変更）

特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

第14条（特約の重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（主約款の規定準用）

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第18条（定期保険特約、逡増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逡増逡減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

定期保険特約、逡増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逡増逡減設計定期保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（逡増定期保険特約および逡増逡減設計定期保険特約の場合はこの特約の請求日における特約保険金額、収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の6か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）を合算した額とします。
- (2) 第2条第1項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等から指定されたものとします。
- (3) 特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項の規定を準用します。
- (4) 前号の場合、逡増定期保険特約および逡増逡減設計定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定され、この特約の特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、逡増定期保険特約および逡増逡減設計定期保険特約の特約基準保険金額が減額されたものとします。
- (5) 収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額、特約保険金請求日の6か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第2条第3項第2号の規定を準用します。

なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）

- 1 主契約に付加されているつぎの各号の特約が、各特約の被保険者の入院中に第2条第3項第1号の規定により消滅した場合、特約消滅後のその継続入院は各特約の有効中の入院とみなします。

- (1) 災害入院特約
- (2) 家族災害入院特約
- (3) 疾病入院特約
- (4) 家族疾病入院特約
- (5) 新災害入院特約
- (6) 新家族災害入院特約
- (7) 新疾病入院特約
- (8) 新家族疾病入院特約
- (9) 成人病入院特約
- (10) 家族成人病入院特約
- (11) 災害入院特約(87)
- (12) 家族災害入院特約(87)
- (13) 疾病入院特約(87)
- (14) 家族疾病入院特約(87)
- (15) 成人病入院特約(87)
- (16) 家族成人病入院特約(87)
- (17) 女性特定がん入院特約
- (18) 入院総合保障特約
- (19) 家族入院総合保障特約
- (20) 生活習慣病入院保障特約
- (21) 家族生活習慣病入院保障特約
- (22) 総合医療特約

2 主契約に付加されているつぎの各号の特約は、第2条第3項第2号の規定により保険契約が減額された場合で、主契約の保険金額（主契約に定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の保険金額、基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する保険金額および給付金日額の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額および給付金日額は減額されないものとします。

- (1) 災害入院特約
- (2) 家族災害入院特約
- (3) 疾病入院特約
- (4) 家族疾病入院特約
- (5) 新災害入院特約
- (6) 新家族災害入院特約
- (7) 新疾病入院特約
- (8) 新家族疾病入院特約
- (9) 成人病入院特約
- (10) 家族成人病入院特約
- (11) 災害死亡特約
- (12) 災害入院特約(87)
- (13) 家族災害入院特約(87)
- (14) 疾病入院特約(87)
- (15) 家族疾病入院特約(87)
- (16) 成人病入院特約(87)
- (17) 家族成人病入院特約(87)
- (18) 傷害特約
- (19) 入院総合保障特約
- (20) 家族入院総合保障特約

- (21) 生活習慣病入院保障特約
- (22) 家族生活習慣病入院保障特約
- (23) 総合医療特約

第20条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

特別条件付保険特約条項の保険金の削減支払い条件が適用されている保険契約の場合で、削減期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず指定保険金額から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に特約保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じた金額から6か月間の保険料を差し引いた金額を支払います。

第21条（定期保険に付加する場合の特則）

この特約を定期保険に付加する場合には、第2条（特約保険金の支払）第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

第22条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約は主契約の第二死亡保険金についてのみ適用し、第2条（特約保険金の支払）第1項に定める「死亡保険金額」は「第二死亡保険金額」と読み替えます。
- (2) この特約の保険金が支払われることとなった被保険者について付加された特約については、第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）の規定を適用します。

第23条（医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
 - (2) 第2条第3項第1号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。
 - (3) 指定保険金額は、第2条第1項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。
- 2 第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の特約保険金の保険金額は定期保険特約等の死亡保険金額（収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の6か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。
 - (2) 定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとし

す。

- (3) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項、収入保障特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項中第2号から第5号までの規定を準用します。
- (4) 収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額、特約保険金請求日の6か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第2条第3項第2号の規定を準用します。

なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第24条（主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則）

家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約の特約の保険料払込免除の規定は、この特約の保険金が支払われたことにより主契約が消滅した場合についても適用します。

第25条（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合には、主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 2 この特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、第2条（特約保険金の支払）第2項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

第26条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、定期保険特約、逦増定期保険特約、収入保障特約または逦増逦減設計定期保険特約の付加を要します。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、逦増定期保険特約条項、収入保障特約条項または逦増逦減設計定期保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）に定めるほか、主契約に付加している定期保険特約、逦増定期保険特約、収入保障特約および逦増逦減設計定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (4) 第18条（定期保険特約、逦増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逦増逦減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額（主契約の死亡給付金額は含みません。以下本条において同じ。）」と読み替えます。

第27条（変額保険に付加する場合の特則）

この特約を変額保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え、この特約に基づく特約保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これ

を0とします。

- (2) 本特約条項中、「延長保険」とあるのは、「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第28条（逦増逦減設計定期保険、5年ごと利差配当付逦増逦減設計定期保険、逦増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逦増定期保険に付加する場合の特則）

この特約を逦増逦減設計定期保険、5年ごと利差配当付逦増逦減設計定期保険、逦増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逦増定期保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と読み替えます。ただし、初期災害保障低解約返戻金型逦増定期保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて3年以内の特約保険金の請求はできません。
- (2) 特約保険金の請求日における逦増逦減設計定期保険、5年ごと利差配当付逦増逦減設計定期保険、逦増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逦増定期保険の死亡保険金額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、基準保険金額が減額されたものとします。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日から6か月間の主契約の最低年金現価」と読み替えます。
- (2) 第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の保険期間中の最高年金現価」と読み替えます。
- (3) 特約保険金の請求日から6か月間の主契約の最低年金現価の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された年金現価部分の割合に応じて収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険の基準年金月額が減額されたものとします。
- (4) 特約保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、年金は支払いません。
- (5) 主契約が終身に移行されたときは、この特則は適用しません。

第30条（無選択型終身保険に付加する場合の特則）

この特約を無選択型終身保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて2年以内の特約保険金の請求はできません。

第31条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）

- 1 この特約を予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合にはつぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
 - (2) 第2条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の基本保険金額および増加保険金額の割合に応じて、主契約の基本保険金および増加保険金から指定されたものとします。
 - (3) 特約保険金の請求日において主契約の解約返戻金額が保険金額をこえる場合、この特約に基づく特約保険金額の支払が行われるときは、主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、この特約の請求日における主契約の解約返戻金額と保険金額の差額を加算して支払

います。

- 2 この特約を予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて2年以内の特約保険金の請求はできません。

第32条（主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約（以下本条において「年金移行特約等」といいます。）が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合、この特約は年金移行特約等の年金支払開始日の前日末に消滅するものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行する場合、主契約のうち年金支払に移行しない部分について、この特約を適用します。

第33条（医療保険(08)、医療保険(2014)または医療保険（M I - 0 1）に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険(08)、医療保険(2014)または医療保険（M I - 0 1）に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
 - (2) 第2条（特約保険金の支払）第3項第1号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。
 - (3) 指定保険金額は、第2条第1項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。
- 2 第18条（定期保険特約、逡増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逡増逡減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の特約保険金の保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。
 - (2) 定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - (3) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項中第2号から第5号までの規定を準用します。

第34条（変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。ただし、定額払済終身保険に変更されている場合を除きます。

- (1) 第1保険期間においては、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
 - (イ) 特約保険金の支払に際し、特約保険金の請求日における指定保険金額に対応する積立金額

が、第2条第1項に規定する指定保険金額から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額を上まわる場合には、特約保険金の請求日における指定保険金額に対応する積立金額を支払います。

- (2) 第2条第1項においては、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条第1項に定める特約保険金の支払額をつぎのとおり読み替えます。「特約保険金の請求日における主契約の積立金額のうち、会社の定める金額の範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）」
 - (イ) 第2条第3項第1号、第2号中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「主契約の積立金額」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条第3項第3号、第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは、「主約款に定める給付金」と読み替えます。
- (3) 第2条第2項中「主契約の保険期間」とあるのは、「主契約の第1保険期間」と読み替えます。
- (4) 第2条第3項第6号の規定は適用しません。
- (5) 本特約条項中、「延長保険」とあるのは、「自動延長就労不能・介護保障定期保険」と読み替えます。
- (6) 特別条件付保険特約条項の保険金の削減支払い条件が適用されている保険契約の場合で、かつ、特約保険金の支払に際し、特約保険金の請求日における積立金額が、基本保険金額に特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を上まわる場合は、第20条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）の規定にかかわらず、積立金額から基本保険金額に特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を差し引いた金額に対し主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額を加算して支払います。

第35条（保険金の指定代理請求に関する特則）

- 1 平成20年11月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。
- 2 この特則を適用したこの特約については、被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、特約保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を被保険者の代理人として、特約保険金を支払うことができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により、会社が指定代理請求人に特約保険金を支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 指定代理請求人の故意によって被保険者が第2条（特約保険金の支払）第1項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。
- 5 本条による特約保険金の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金または年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。
- 6 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。
- 7 前項の場合には、保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 8 この特則が付加されたこの特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。
- 9 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

別表 1 請求書類

請求項目	請求書類
① 特約保険金 (被保険者が請求する場合)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
② 特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
③ 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社が必要と認めたときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

特別条件付保険特約目次

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (特別条件)
- 第3条 (保険契約内容の変更の制限)
- 第4条 (その他)
- 第5条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加する場合の特則)
- 第6条 (連生終身保険に付加する場合の特則)
- 第7条 (連生終身保険 (自由設計型) に付加する場合の特則)
- 第8条 (生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第9条 (こども保険に付加する場合の特則)
- 第10条 (無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第11条 (変額保険 (V1) (就労不能・介護保障型) に付加する場合の特則)

特別条件付保険特約

第1条（特約の適用）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないと認められるときは、普通保険約款のほかにこの特約を適用します。

第2条（特別条件）

この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）については、その危険の程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらの併用した条件を付加します。

(1) 保険金削減支払法

被保険者が、会社の定める削減期間内に、死亡または普通保険約款に定める高度障害状態となった場合、普通保険約款の規定にかかわらず、保険金または年金の支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額、年金年額または年金月額につぎの表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、その原因が災害または別表1に定める感染症（以下「感染症」といいます。）によるときは、保険金または年金の削減はしません。

削減期間 \ 保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	50%	100%	100%	100%	100%
2年	30%	60%	100%	100%	100%
3年	25%	50%	75%	100%	100%
4年	20%	40%	60%	80%	100%
5年	15%	30%	45%	60%	80%

(2) 特別保険料徴収法

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額をこの保険契約の払込保険料とし、その払込保険料に対する解約返戻金は、この保険契約の解約返戻金の規定を適用して計算します。

(3) 年増法

被保険者の実際の契約年齢に会社所定の範囲の年数を加算した年齢をこの保険契約の契約年齢とし、その年齢に基づいて普通保険料を計算します。

(4) 特定高度障害不担保法

普通保険約款の規定により高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金または給付金等を含みます。以下本号において同じ。）を支払うべき場合でも、被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、感染症を除きます。）を原因として、普通保険約款に定める高度障害状態のうち「(1) 両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合には、会社は、支払うべき高度障害保険金を支払いません。

第3条（保険契約内容の変更の制限）

1 この保険契約については、普通保険約款に定める保険契約の内容変更のうちつぎの取扱はしません。

- (1) 保険期間または保険料払込期間の変更
- (2) 特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の払済保険または払済終身保険への変更
- (3) 特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の延長保険への変更
- (4) 原保険契約への復旧
- (5) 保険金額の増額

2 つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、この保険契約は更新できません。

(1) 保険金削減支払法

この場合、更新後の保険契約には更新前の保険金削減支払方法は適用しません。

(2) 特定高度障害不担保法

第4条（その他）

- 1 この特約を定期保険特約、物価指数特約、逦増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逦増逦減設計定期保険特約または終身保険特約付の保険契約に付加したときは、定期保険特約、物価指数特約、逦増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逦増逦減設計定期保険特約および終身保険特約についても特別条件を適用します。
- 2 前項において、収入保障特約付の保険契約に付加した場合で、特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、第2条（特別条件）第1号の規定を準用します。
- 3 この特約を年齢群団別定期保険特約付の保険契約に付加した場合で、主約款の規定により自動更新される場合には、第2条第1号中「普通保険約款」を「特約条項」に、「保険年度」を「保険年度（主契約の契約日から起算した保険年度。ただし、特約条項の規定により、主契約の更新日に付加された場合はその更新日から起算した保険年度とします。）」にそれぞれ読み替え、同号の規定を準用します。

第5条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込期間中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
- (2) 第2条（特別条件）第1号中「保険金額、年金年額または年金月額につぎの表の割合を乗じて得た金額」とあるのは「保険金額から変動保険金額を差し引いた金額につぎの表の割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、基本保険金額につぎの表の割合を乗じて得た金額」と読み替えます。
- (3) 特別保険料領収法を適用する場合、第2条第2号の規定にかかわらず、特別保険料に対する解約返戻金はありません。
- (4) 第3条（保険契約内容の変更の制限）中「払済保険または払済終身保険」、「延長保険」とあるのは、それぞれ「定額払済終身保険または定額払済保険」、「定額延長定期保険」と読み替えます。
- (5) 特別保険料は、主契約の普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。

第6条（連生終身保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を連生終身保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。
- 2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者
 - (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第7条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

- 1 この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。
- 2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者
 - (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第8条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

- (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者
- (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第9条（こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約の適用）中「保険契約締結の際」を「保険契約締結または保険契約者の変更の際」に、「被保険者」を「保険契約者」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）第1号（保険金削減支払法）中「被保険者」を「保険契約者」に、「保険金または年金」を「見舞金または年金」に「保険金額、年金年額または年金月額」を「見舞金額または年金額」にそれぞれ読み替えます。

第10条（無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加したときは、第2条（特別条件）第4号をつぎのとおり読み替えます。

〔(4) 特定高度障害不担保法〕

被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、感染症を除きます。）を原因として、つぎに該当する場合には、会社は、支払うべき高度障害年金または就労不能年金を支払わず、免除すべき保険料の払込を免除しません。

- (ア) 普通保険約款に定める高度障害状態のうち「(1) 両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合
- (イ) 無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約に定める就労不能状態のうち「両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態」に該当する場合
- (ウ) 無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約に定める支払事由または保険料の払込の免除事由のうち「国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級の第1号の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき」に該当する場合

第11条（変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込期間中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長就労不能・介護保障定期保険への変更を取り扱いません。
- (2) 第2条（特別条件）第1号中「死亡または普通保険約款に定める高度障害状態となった場合、普通保険約款の規定にかかわらず、保険金または年金の支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額、年金年額または年金月額につぎの表の割合を乗じて得た金額」とあるのは「普通保険約款に定める死亡保険金、高度障害保険金または就労不能・介護保険金の支払事由に該当した場合、普通保険約款の規定にかかわらず、支払事由が生じた保険年度に応じて、基本保険金額につぎの表の割合を乗じて得た金額または積立金額のいずれか大きい金額」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険契約内容の変更の制限）中「払済保険または払済終身保険」とあるのは「払済保険または定額払済終身保険」と読み替えます。
- (4) 特別保険料は、主契約の普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。
- (5) 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、この特約が消滅したときまたはこの特約の保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれたこの特約の保険料

の未経過分（1 か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに 限ります。）	U04

（備考）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。

年金支払特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金基金)
- 第3条 (年金受取人)
- 第4条 (年金支払証書)
- 第5条 (年金支払日)
- 第6条 (年金の種類)
- 第7条 (年金の支払)
- 第8条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第9条 (相続人の代表者)
- 第10条 (年金受取人の変更)
- 第11条 (年金種類等の変更)
- 第12条 (解約)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (契約年齢の計算)
- 第16条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 第17条 (時効)
- 第18条 (特約の消滅)
- 第19条 (特約の更新)
- 第20条 (年金額の計算)
- 第21条 (管轄裁判所)
- 第22条 (主約款等の規定の準用)
- 第23条 (変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)に付加する場合の特則)

年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約の保険金等を年金の方法により支払い、その受取人の将来の生活の安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際および主契約の責任開始期以後は保険契約者の申し出により、保険金または保険期間満了時の生存給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人（以下「保険金受取人」といいます。）の申し出により締結します。
- 2 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 3 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 4 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金）

保険金等の支払事由が発生した時（保険金受取人がこの特約を締結したときは締結時）は、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。ただし、保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第4条（年金支払証書）

第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第5条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、会社の定める範囲内で任意に指定することができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

年金受取人が生存している間、一定額の年金を支払います。ただし、保証期間中に年金受取人が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

(2) 確定年金

年金基金を一定額の年金に分割して支払います。ただし、年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

第7条（年金の支払）

年金は、毎年1回第5条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第8条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第9条（相続人の代表者）

- 1 第6条（年金の種類）および第18条（特約の消滅）第1項第2号の場合において年金受取人の法定相続人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第10条（年金受取人の変更）

- 1 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前であれば、会社の定める取扱条件の範囲内で、この特約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日、保証期間または年金額を変更します。
- 2 本条の変更を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第11条（年金種類等の変更）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 年金受取人は、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第12条（解約）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合には保険証券に表示します。
- 2 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後、将来に向かってこの特約を解約することができます。ただし、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後は解約できません。
- 3 年金受取人が年金支払開始日前にこの特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を支払います。
- 4 確定年金において、年金支払開始日以後に年金受取人がこの特約を解約したときは、未払期間の年金現価を支払います。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金においては、年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（契約年齢の計算）

年金受取人の契約年齢の計算は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保証期間付終身年金の年金受取人の年齢または性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、年金額を改めます。

第17条（時効）

年金その他この特約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第18条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したとき
- (2) 第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日までの間に年金受取人が死亡したとき
この場合、死亡時における年金基金の価額を年金受取人の法定相続人に支払います。

第19条（特約の更新）

- 1 主契約がその普通保険約款の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱については、主約款の更新に関する規定を準用します。

第20条（年金額の計算）

この特約の年金額は、年金基金設定時の会社の定める率によって計算します。

第21条（管轄裁判所）

この特約の年金または年金基金の価額の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用してこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第12条（解約）に定める年金基金の価額もしくは未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第23条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、この特約に定める年金基金に充当された保険金等については、特別勘定による運用はしません。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
② 年金現価	(1) 会社所定の請求書 (2) その受取人および年金受取人の戸籍抄本 (3) その受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

年金移行特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金受取人)
- 第3条 (年金支払日)
- 第4条 (年金の種類)
- 第5条 (年金額の計算)
- 第6条 (年金の支払)
- 第7条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第8条 (年金受取人の代表者)
- 第9条 (年金受取人の変更)
- 第10条 (年金支払移行部分および特約の解約)
- 第11条 (年金支払移行部分の年金額の減額)
- 第12条 (年金支払移行部分および特約の消滅)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (管轄裁判所)
- 第16条 (主約款等の規定の準用)
- 第17条 (変額保険 (終身型) に付加する場合の特則)
- 第18条 (予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険 (無選択型) に付加する場合の特則)
- 第19条 (主契約に付加されている定期保険特約等の取扱)
- 第20条 (主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱)
- 第21条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱)
- 第22条 (主契約に付加されている終身保険特約の取扱)
- 第23条 (主契約に付加されている介護一時金特約の取扱)
- 第24条 (変額保険 (V1) (就労不能・介護保障型) に付加する場合の特則)

年金移行特約

この特約の趣旨

この特約は、すでに締結されている保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金等の支払いにかえて、生存保障である年金の方法により支払うことを目的とするものです。この特約を付加した保険契約の全部を年金移行した場合、主契約に付加されている特約の保険期間は、年金支払開始日の前日末に消滅します。ただし、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金の種類が確定年金で、かつ特約の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、年金支払期間満了日まで短縮されます。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申し出があり、主契約の被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約の一部を年金支払に移行する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、年金支払に移行しない部分の保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、この特約に別段の定めがない限り、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（主契約の保険料払込方法が一時払の場合または払済保険に変更されている場合は、契約日以後所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日）のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの場合には、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
 - (1) 主契約が延長保険に変更されているとき
 - (2) 年金額が会社の定める金額に満たないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行います。
 - ア 死亡保険金の支払
 - イ 高度障害保険金の支払
 - ウ 保険契約者に対する貸付
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、払済保険から原保険契約への復旧の取扱を行います。
- 6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申し出を行なうことを要します。
- 7 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 8 この特約を締結したときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第2条（年金受取人）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、年金受取人を指定してください。この場合、年金受取人は、保険契約者または主契約の被保険者のいずれかとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の一部を年金支払に移行するときは、年金受取人は、保険契約者とします。
- 3 保険契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取人は、この特約の締結日以後は、保険契約者から年金支払移行部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 年金受取人が死亡したときは、新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。

第3条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

- (1) 保証期間付終身年金
被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。
- (2) 確定年金
年金支払期間中に被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人に支払います。

第5条（年金額の計算）

年金額は、保険契約者が指定した保険金額に基づき、つぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、それらの元利金を、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（この特約の締結時に消滅する、主契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）
- (2) この特約の締結により、主契約に付加されている特約の保険期間が短縮された場合の責任準備金の清算金
- (3) この特約の締結時に減額となる、主契約に付加されている特約の責任準備金の清算金
- (4) 保険料前納金の清算金

第6条（年金の支払）

年金は、毎年1回第3条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第8条（年金受取人の代表者）

- 1 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第9条（年金受取人の変更）

- 1 主契約の全部を年金支払に移行した場合で、年金受取人が保険契約者（その承継人を含みます。以下本条において同じ。）のときには、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を主契約の被保険者に変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からすでに支払った年金の請求を受けても、会社

はこれを支払いません。

- 3 第1項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第10条（年金支払移行部分および特約の解約）

- 1 確定年金において、年金受取人は、将来に向かって年金支払移行部分およびこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金支払移行部分およびこの特約を解約したときは、主約款の規定にかかわらず、未払期間の年金現価を支払います。
- 3 年金受取人が本条の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第11条（年金支払移行部分の年金額の減額）

- 1 確定年金において、年金受取人は、年金支払移行部分の年金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 2 年金受取人が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 年金支払移行部分の年金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。年金額の減額分について原保険契約への復旧は取り扱いません。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第12条（年金支払移行部分および特約の消滅）

確定年金において、年金支払期間が満了したときは、年金支払移行部分およびこの特約は消滅します。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金において、年金受取人は、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（管轄裁判所）

この特約の年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用して年金支払移行部分およびこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金支払移行部分およびこの特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第10条（年金支払移行部分および特約の解約）に定める未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第17条（変額保険（終身型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約に定める年金支払移行部分については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第1条（特約の締結）第2項第1号中「保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第1条第3項および第5項第2号中「払済保険」とあるのは「定額払済終身保険」と読み替えます。
- (4) 第1条第4項中「延長保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読み替えます。
- (5) 第5条（年金額の計算）第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「主契約の積立金」と読み替えます。

第18条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）

この特約を予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約に定める年金支払移行部分については、主契約の予定利率の更改による年金額の増加はありません。
- (2) 第1条（特約の締結）第2項第1号中「保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。増加保険金額がある場合、年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて増加保険金額を変更します。
- (3) 第5条（年金額の計算）第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「この特約の締結日における主契約の解約返戻金」と読み替えます。

第19条（主契約に付加されている定期保険特約等の取扱）

- 1 主契約に定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または逓増逓減設計定期保険特約（以下「定期保険特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、定期保険特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、定期保険特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている定期保険特約等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、定期保険特約等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、定期保険特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が定期保険特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第20条（主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱）

- 1 主契約に災害死亡特約および傷害特約（以下「災害死亡特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、災害死亡特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、災害死亡特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害死亡特約等は存続します。ただし、主契約の保険金額等（主契約に定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する災害死亡特約等の災害保険金額の割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度まで災害死亡特約

等の災害保険金額を減額します。

- (3) 主契約の一部を年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、災害死亡特約等は消滅します。
- 2 前項第1号および第2号の場合、災害死亡特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害死亡特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第21条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

- 1 主契約に災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、女性特定がん入院特約、女性特定がん手術特約、災害通院特約、入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、生活習慣病入院保障特約、家族生活習慣病入院保障特約、手術見舞金特約、家族手術見舞金特約または総合医療特約（以下「災害入院特約(87)等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、年金の種類が確定年金で、かつ、災害入院特約(87)等の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金支払期間満了日まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が年金受取人であるときには、災害入院特約(87)等の規定を準用します。
 - (3) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害入院特約(87)等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、災害入院特約(87)等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、災害入院特約(87)等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害入院特約(87)等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。
- 3 前2項の規定はつぎの旧取扱特約についても適用されるものとします。
 - (1) 災害入院特約
 - (2) 家族災害入院特約
 - (3) 疾病入院特約
 - (4) 家族疾病入院特約
 - (5) 新災害入院特約
 - (6) 新家族災害入院特約
 - (7) 新疾病入院特約
 - (8) 新家族疾病入院特約
 - (9) 成人病入院特約
 - (10) 家族成人病入院特約

第22条（主契約に付加されている終身保険特約の取扱）

- 1 主契約に終身保険特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、終身保険特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、終身保険特約は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている終身保険特約は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、終身保険特約は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、終身保険特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が終身保険特約の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第23条（主契約に付加されている介護一時金特約の取扱）

主契約に介護一時金特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行することはできません。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている介護一時金特約は存続します。
ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、介護一時金特約は消滅します。

第24条（変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（V 1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約の締結）第3項中「主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（主契約の保険料払込方法が一時払の場合または払済保険に変更されている場合は、契約日以後所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日）」とあるのは「第1保険期間満了後に到来する年単位の契約応当日（その契約応当日において定額払済終身保険に変更されていることを要します。）」と読み替えます。
- (2) 第1条第5項第2号中「払済保険」とあるのは「定額払済終身保険」と読み替えます。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 第1回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。 また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
② 第2回以後の年金（年金の未 支払分に対する年金現価の一括 払を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。 また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の解約 (4) 年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

指定代理請求特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (特約の対象となる保険金等)
- 第3条 (保険金等の代理請求)
- 第4条 (告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)
- 第5条 (特約保険料の払込)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (特約の解約返戻金)
- 第10条 (特約の消滅)
- 第11条 (契約者配当)
- 第12条 (指定代理請求人の変更)
- 第13条 (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)
- 第14条 (主約款等の規定の準用)
- 第15条 (連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第16条 (こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則)
- 第17条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第18条 (家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則)
- 第19条 (年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)
- 第20条 (年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)
- 第21条 (払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険に付加する場合の特則)
- 第22条 (総合生活障害保障保険に付加する場合の特則)
- 第23条 (終身がん保険 (C 2) (がん治療給付型) または終身がん保険 (C 3) (がん診断給付型) に付加する場合の特則)
- 第24条 (限定告知型医療保険 (M 2) (入院治療給付型) に付加する場合の特則)

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

第3条（保険金等の代理請求）

- 1 保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の療養看護に努め、または、被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の保険金等を請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた者
- 2 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。
 - (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 4 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類

を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (4) 前3号に該当する者がいない場合または前3号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、前3号に該当する者と同等の保険金等を請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた者
- 5 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときには、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 6 前5項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

第4条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第12条（指定代理請求人の変更）

- 1 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

第14条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第15条（連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第16条（こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号中「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第17条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約

約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療(01)用家族医療特約、医療(01)用家族災害入院特約、医療(01)用家族災害手術特約、医療(01)用家族通院特約、新終身医療(01)用家族医療特約、新終身医療(01)用家族通院特約、家族がん特約(01)、医療用家族手術見舞金特約または医療(08)用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 年金支払特約の年金受取人は、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。
- 2 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
 「第2条（特約の対象となる保険金等）
 この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」
 - (2) 第3条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条第1項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。
 - (4) 第8条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (5) 第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。
 - (6) 第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

第20条（年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

第21条（払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険に付加する場合の特則）

この特約を払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「災害死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「災害死亡給付金受取人」と読み替えます。

第22条（総合生活障害保障保険に付加する場合の特則）

この特約を総合生活障害保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人

(以下「死亡保険金受取人等」といいます。)」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加する場合の特則）

この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第24条（限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型）に付加する場合の特則）

この特約を限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

別表 1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人または代理人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人または代理人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 保険証券
② 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）第1項の保険契約者の人数および第1条第2項第1号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。
 - (1) 人数が20人以上の場合 団体保険料率A
 - (2) 人数が20人未満の場合 団体保険料率B
- 2 前項の団体保険料率Aの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、6か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

第16条（終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合の特則）

この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および契約日前の事故については、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
 - (ア) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
 - (イ) 保険期間および契約年齢は(ア)に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とします。
 - (ウ) 月払契約においてこの特約が適用され、第1回保険料が払い込まれないまま、責任開始日から主約款に定める第1回保険料の払込期間の初日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、(ア)または(イ)の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、主約款に定める保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- (2) 第1回保険料は、次の(ア)または(イ)に定める期間内（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）に払い込むことを要します。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、契約日からその日の属する月の翌々月末日まで
 - (イ) 月払契約の場合、契約日の属する月を含めて4か月目の月の初日から末日まで
- (3) 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- (4) 第13条（団体との取りきめによる取扱）の規定に関わらず、第1回保険料を給与控除にて支払う契約とする取りきめのうち、保険期間の始期および契約日に関する規定については、次のとおり取り扱います。
 - (ア) 保険期間の始期に関しては主約款の規定を適用します。
 - (イ) 契約日に関しては第1号の規定を適用します。

第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

月払契約に限り、この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）および第13条（団体との取りきめによる取扱）の規定は適用しません。
- (2) 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含む。以下同じ。）を、会社の定める方法で払い込んでください。なお、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合、第2回以後の保険料についても会社の定める方法で払い込んでください。
 - (ア) 責任開始期に関する特約第2条（責任開始期および契約日）第1号および第2号の規定により、責任開始期の属する日を契約日とした場合
 - (イ) 第2回以後の保険料を会社が請求する場合
- (3) 会社と団体との間に第1回保険料を給与控除にて支払うこととする取りきめがある場合、第13条の規定に関わらず、次のとおり取り扱います。
 - (ア) 責任開始日および保険期間の始期に関しては責任開始期に関する特約の規定を適用します。
 - (イ) 第1回保険料および第2回以後の保険料の取扱に関しては前号の規定を適用します。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合の特則）

この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および契約日前の事故については、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
 - (ア) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
 - (イ) 保険期間および契約年齢は(ア)に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とします。
 - (ウ) 月払契約においてこの特約が適用され、第1回保険料が払い込まれないまま、責任開始日

から主約款に定める第1回保険料の払込期間の初日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、(ア)または(イ)の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、主約款に定める保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(2) 第1回保険料は、次の(ア)または(イ)に定める期間内（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）に払い込むことを要します。

(ア) 年払契約または半年払契約の場合、契約日からその日の属する月の翌々月末日まで

(イ) 月払契約の場合、契約日の属する月を含めて4か月目の月の初日から末日まで

(3) 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

(4) 第13条（団体との取りきめによる取扱）の規定に関わらず、第1回保険料を一括徴収する契約とする取りきめのうち、保険期間の始期および契約日に関する規定については、次のとおり取り扱います。

(ア) 保険期間の始期に関しては主約款の規定を適用します。

(イ) 契約日に関しては第1号の規定を適用します。

第16条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

月払契約に限り、この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合には、次のとおり取り扱います。

(1) 契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）および第13条（団体との取りきめによる取扱）の規定は適用しません。

(2) 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含む。以下同じ。）を、会社の定める方法で払い込んでください。なお、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合、第2回以後の保険料についても会社の定める方法で払い込んでください。

(ア) 責任開始期に関する特約第2条（責任開始期および契約日）第1号および第2号の規定により、責任開始期の属する日を契約日とした場合

(イ) 第2回以後の保険料を会社が請求する場合

(3) 会社と団体との間に第1回保険料を一括徴収にて支払うこととする取りきめがある場合、第13条の規定に関わらず、次のとおり取り扱います。

(ア) 責任開始日および保険期間の始期に関しては責任開始期に関する特約の規定を適用します。

(イ) 第1回保険料および第2回以後の保険料の取扱に関しては前号の規定を適用します。

預金口座振替特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

第2条（責任開始日および契約日の特則）

- 1 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。
- 2 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 3 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 2 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割り引きを行ないます。

第5条（保険料の払込）

- 1 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。
- 2 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。
- 4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

- 1 保険料振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）第1項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第1号、第15条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）第1号および第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- 2 保険料振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (2) 月払契約の場合
翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

第7条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

- 1 保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- 3 保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。
- 4 前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。
- 5 指定口座または取扱金融機関等の変更に際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（特約の解除）

保険契約が第1条（特約の適用範囲）第1項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

- 1 月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続きをしてください。
- 2 前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日把这个保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日をこの保険契約の契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第1回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。
- (4) 主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第15条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行ないます。

- (1) 第1回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日始把这个保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は前2号に定める保険期間の始期の属する日とします。

第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱

います。

- (1) 責任開始の日、保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始日および契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）および第15条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加する場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料は、責任開始期に関する特約第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）の規定にかかわらず、契約日の属する月の翌月（責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、第1回保険料および第2回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとしします。
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(I)のとおり取り扱います。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (イ) 月払契約の場合（責任開始期の属する日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとしします。
 - (ウ) 責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第1回保険料から第3回保険料まで合わせて3か月分の保険料を会社に払い込んでください。
 - (I) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ウ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社に払い込んでください。

第18条（他の保険契約からの移行に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を他の保険契約からの移行に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任開始の日、契約日および契約日前の事故については、他の保険契約からの移行に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の翌月（責任開始日の翌月1日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始日を契約日とした月払契約の場合、第1回保険料および第2回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとしします。
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(I)のとおり取り扱います。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (イ) 月払契約の場合（責任開始日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の

属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとしします。

- (ウ) 責任開始日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第1回保険料から第3回保険料まで合わせて3か月分の保険料を会社に払い込んでください。
- (イ) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ウ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、他の保険契約からの移行に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社に払い込んでください。

第19条（終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合の特則）

この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
 - (ア) この特約が適用される保険契約の保険期間の始期および契約日は、主約款の規定を適用します。
 - (イ) 月払契約においてこの特約が適用された場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
 - (ウ) 保険期間および契約年齢は(ア)および(イ)に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とします。
 - (イ) 月払契約においてこの特約が適用され、第1回保険料が払い込まれないまま、責任開始日から主約款に定める第1回保険料の払込期間の初日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、(イ)または(ウ)の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、主約款に定める保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- (2) 第1回保険料は、次の(ア)または(イ)に定める月の保険料振替日に口座振替を行ないます。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、契約日の属する月の翌々月
 - (イ) 月払契約の場合、契約日の属する月を含めて4か月目の月
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(ウ)のとおりに取り扱います。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (イ) 月払契約の場合、会社は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとしします。
 - (ウ) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、保険契約者は、主約款に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回保険料を会社に払い込んでください。

預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
- 2 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第2条（保険料の払込）

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとし、
- 2 前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあったものとし、ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第3条（特約の失効）

- 1 保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
- 2 団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第4条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

第5条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の適用範囲）第1項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第1条第1項、第2条（保険料の払込）第1項および第3条（特約の失効）第1項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。
- (3) 第3条第2項、第4条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 1 主契約締結の際にこの特約を付加する場合、この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始日（年齢群団別がん保険、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。
- 2 会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したとき（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成したとき）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 2 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジット利用票を使用した場合を除きます。
- 3 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- 5 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 6 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないとき

- 7 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条（クレジットカード等の変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 2 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。
- 3 提携カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法〈経路〉への変更を行なってください。

第7条（主契約の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第8条（がん保険へ付加した場合の特則）

- 1 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。
 - (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
 - (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主たる被保険者が、がん以外の事由で死亡したときは、主約款の死亡給付金の支払事由に該当したものと取り扱います。
- 2 この特約をがん保険に付加した場合には、第4条（保険料の払込）の規定中「責任開始日」とあるのは「主約款の契約日」と読み替えます。

第9条（終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合の特則）

この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、つぎの取扱をします。

- (1) 契約日および契約日前の事故については、第2条（契約日の特則）の規定は適用せず、つぎの取扱をします。
 - (ア) 月払契約においてこの特約が適用された場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
 - (イ) 保険期間および契約年齢は(ア)に定める契約日を基準として計算します。また、その日を

基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とします。

- (ウ) 月払契約においてこの特約が適用され、第1回保険料が払い込まれないまま、責任開始日から主約款に定める第1回保険料の払込期間の初日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、(ア)または(イ)の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。
- (2) 保険料の払込については、第4条（保険料の払込）第1項の規定は適用せず、つぎの取扱をします。
 - (ア) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、次の(a)または(b)に定める月の会社の定めた日に、第1回保険料をカード会社に請求します。
 - (a) 年払契約または半年払契約の場合、契約日の属する月の翌々月
 - (b) 月払契約の場合、契約日の属する月を含めて4か月目の月
 - (イ) 第1回保険料は、会社が第1回保険料をカード会社に請求した時に、その払込があったものとしします。

第10条（変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）へ付加した場合の特則）

この特約を変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加した場合には、第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。

責任開始期に関する特約

(この特約の趣旨)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。ただし、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、この時を保険期間の始期とします。以下同じ。）とし、その時の属する日を契約日とします。
- (2) 前号にかかわらず、月払契約の場合は、責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とします。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約はこの限りではありません。
- (3) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条第1号または第2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (4) 前号ただし書に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）

- 1 保険契約者は、第1回保険料を、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日からその日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- 3 第2条（責任開始期および契約日）第2号ただし書または第3号ただし書の規定により月払契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の払込期月は、第1回保険料の払込期月まで延長されるものとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- 1 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料を支払うべき保

険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款および特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

- 2 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書に定める未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款および特約の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
- 2 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第10条（連生終身保険（自由設計型）に付加した場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「第一被保険者および第二被保険者」と読み替えます。

第11条（無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

第12条（他の個人保険契約からの移行に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を他の個人保険契約からの移行に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、責任開始の日については、他の個人保険契約からの移行に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始期および契約日）第1号の規定は適用しません。

第13条（変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）に付加した場合、つぎのとおり取り扱いします。

- (1) 第2条（責任開始期および契約日）第1号をつぎのとおり読み替えます。

「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。）とし、責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とします。」

- (2) 第2条第2号の規定は適用しません。

- (3) 第2条第3号ただし書をつぎのとおり読み替えます。

「ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。なお、再計算した契約年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、会社の定める方法により取り扱いします。また、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日の翌月1日に免除事由に該当したものとみなします。」

- (4) 主約款の規定にかかわらず、特別勘定で運用される分の金額を特別勘定に繰り入れる日（以下「繰入日」といいます。）は、つぎのとおりとし、その日の始めに繰り入れます。

保険料	繰入日
(ア) 第1回保険料	第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日のいずれか遅い日
(イ) 第2回以後の保険料	第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または主約款に定める保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日のいずれか遅い日

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

第3条（告知義務）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加された特約の特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

第4条（契約年齢または性別の誤りの処理）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

第5条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

お問い合わせ・ご相談などについて

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
 - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
 - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
 - 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

■お問い合わせ窓口

お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く）

<お手続き例>

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ① 転居、町名変更、通信先変更 | ⑤ ご契約内容の変更、解約 |
| ② 名義変更、受取人変更、改姓 | ⑥ ご契約内容のお問い合わせ |
| ③ 保険証券紛失 | ⑦ 特別勘定への保険料の繰入割合の変更・積立金の移転（スイッチング） |
| ④ 保険料振替口座の変更 | ⑧ その他お手続き |

カスタマーセンター



0120-563-506

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)

■お問い合わせ窓口

保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ

カスタマーセンター

(保険金・給付金請求ダイヤル)



0120-528-170

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)

■ご相談窓口

ご意見・ご要望のあるお客さま

お客さまご相談窓口



0120-273-211

平日9:00~18:00
(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)

- ②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.himawari-life.co.jp/>

Webサービスでの各種お手続きについて

MYひまわり（Webサービス）では、24 時間365 日いつでも以下の各種お手続きが出来ます。（システムメンテナンスによりサービスを一時休止する場合があります。）

- 契約内容の確認・保険料振替口座の変更・クレジットカード変更・保険料控除証明書の再発行・名義変更・特別勘定への保険料の繰入割合の変更・積立金の移転（スイッチング）等（一部、お取り扱いできない場合があります）

【新規登録の方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/registration/0010>

※法人の契約者さまは当社公式ウェブサイトからご登録ください。



【登録済みの方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/>



SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMP Oグループの一員です。